

特定多国籍企業グループ等
報告事項等の記載要領

令和 6 年 6 月

(令和 8 年 4 月改訂)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

目 次

I	はじめに	1
II	特定多国籍企業グループ等報告事項等.....	1
1	特定多国籍企業グループ等に関する事項	2
2	所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項	6
3	グループ国際最低課税額等に関する事項	10
III	特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領.....	35
第1	定義関係	35
第2	各欄の記載方法	37
1	特定多国籍企業グループ等に関する事項	37
2	所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項	50
3	グループ国際最低課税額等に関する事項	58

I はじめに

2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税に対応するため、令和5年3月の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の公布及び同年6月の関係政省令の公布により、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が創設され、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用することとされました。

この各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度において、全世界での年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象にしており、実質ベース所得除外額を除く所得について国ごとに基準税率15%以上の課税を確保する目的で、子会社等の所在する軽課税国での税負担（実効税率）が基準税率15%に至るまで、日本に所在する親会社等に対して上乘せ（トップアップ）課税を行う制度です。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、2021年12月及び2022年3月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において承認されたモデルルール及びそのコメントリー（以下Iにおいて「モデルルール等」といいます。）に則って法制化が行われています。モデルルール等は、各国又は地域に対してグローバル・ミニマム課税の導入を義務付けるものではなく、コモン・アプローチとしての位置付けとされていますが、各国又は地域がグローバル・ミニマム課税を導入する場合には、モデルルール等が意図する結果と整合する形で導入及び実施をすることとされており、モデルルール等に沿った運用が求められています。

また、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設と併せて、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の創設が行われました。本制度は、モデルルール等の内容を踏まえて制度化が行われており、特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する際は、国際的合意により、国際的に統一された形式とすることが求められています。そのため、特定多国籍企業グループ等報告事項等の作成に当たっての参考として、2025年1月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において承認されたGloBE Information Return (GIR) のデータポイント (Annex A1. Data points) に和訳を付したものを以下II（特定多国籍企業グループ等報告事項等）に掲げています。

本記載要領は、令和7年4月1日時点の法令に基づいて作成しています。以下IIに掲げる各表及び以下III（特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領）においては、基本的に、法人税法等に規定された定義語を用いていますが、我が国以外の国又は地域における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の計算に必要となる事項については、法人税法等の規定に対応するその国又は地域の租税に関する法令の規定を参照して記載することを想定しています。

なお、これらの各表には、いわゆる軽課税所得ルール（UTPR）に基づく税や国内ミニマム課税（QDMTT）に関する事項などの我が国においては適用開始前の制度に関する事項が含まれており、これらの事項についても、便宜的に令和8年4月1日以後の法人税法等に規定された定義語を用いて説明していますが、同日前に開始する対象会計年度について我が国においてUTPR（各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税）やQDMTT（各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税）の適用を求めものではありません。これらの事項については、各国はモデルルール等に沿って法制化を行うことが見込まれることから、本記載要領にあわせてモデルルール等や我が国以外の国又は地域における租税に関する法令の規定も参照して記載してください。

おって、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度分の特定多国籍企業グループ等報告事項等について、本記載要領により作成してください。

II 特定多国籍企業グループ等報告事項等

1 特定多国籍企業グループ等に関する事項 (MNE Group Information)

1.1 提供法人に関する事項 (Identification of the Filing Constituent Entity)

1. 最終親会社等が提供法人に該当するか UPE is the Filing Constituent Entity	2. 提供法人の名称 Name of the Filing Constituent Entity	3. 提供法人の法人番号 Tax identification number	4. 提供法人の類型 Role	5. 提供法人の所在地の名称 Jurisdiction where the Filing CE is located	6. 情報交換により受領する国又は地域 (該当する場合のみ記載) Recipient Jurisdictions for Exchange of Information (if relevant)
はい/いいえ Yes/No					

1.2 特定多国籍企業グループ等に関する一般的な事項 (MNE Group General Information)

1.2.1 特定多国籍企業グループ等及び対象会計年度に関する事項 (MNE Group and Reporting Fiscal Year)

1. 特定多国籍企業グループ等の名称 Name of the MNE Group	2. 当該対象会計年度の開始の日 Start date of the Reporting Fiscal Year	3. 当該対象会計年度の終了の日 End date of the Reporting Fiscal Year	4. 修正報告か Amended Return
			はい/いいえ Yes/No

1.2.2 特定多国籍企業グループ等の会計処理及び計算書類に関する事項 (MNE General accounting information)

1. 最終親会社等の連結等財務諸表の類型 Consolidated Financial Statements of the UPE (type)	2. 最終親会社等の連結等財務諸表に係る会計処理の基準 Financial Accounting standard used for the CFS of the UPE	3. 最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨 Presentation currency used for the CFS of the UPE (ISO code)

1.3 組織構造に関する事項 (Corporate Structure)

1.3.1 最終親会社等に関する事項 (Ultimate Parent Entity)

1. 最終親会社等の所在地国の名称 (UPE Jurisdiction)	
2. 租税に関する法令の規定の施行の状況 (Applicable rules?)	
3. 最終親会社等の名称 (Name of the UPE)	
4. 最終親会社等の納税者番号 (TIN of the UPE)	
5. 最終親会社等の法人番号 (該当する場合のみ記載) (TIN of the UPE in the Filing Jurisdiction (if different, and if any))	
6. 最終親会社等の類型 (Status for GloBE purposes)	
7. 最終親会社等が除外会社等に該当する場合のその類型 (If the UPE is an Excluded Entity - Type)	
8. モデルルール第 10.3.5 条を適用する国又は地域 (該当する場合のみ記載) (Art. 10.3.5 Jurisdiction (if any))	

1.3.2 特定多国籍企業グループ等に属する会社等 (最終親会社等を除く。) 及び特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に関する事項 (Group Entities (other than the UPE) and members of JV Groups)

1.3.2.1 構成会社等及び共同支配会社等に関する事項 (Constituent Entities and members of JV Groups)

変更 Changes	1. 前対象会計年度からの変更はあるか Changes from previous Reporting Fiscal Year?	はい/いいえ Yes/No
所在地国 Jurisdiction	2. 所在地国 (Jurisdiction)	
	3. 租税に関する法令の規定の適用の状況 (Applicable rules?)	
構成会社等又は共同支配 会社等の識別情報 Identification of the Constituent Entity, JV or JV Subsidiary	4. 構成会社等又は共同支配会社等の名称 (Name of Constituent Entity, JV or JV Subsidiary)	
	5. 納税者番号 (TIN)	
	6. 法人番号 (該当する場合のみ記載) (TIN for filing jurisdiction (if any))	
	7. 類型 (Status for GloBE purposes)	

**1.3.3 対象会計年度中に生じた組織構造の変更に関する事項
(Changes in the corporate structure that occurred during the Reporting Fiscal Year)**

当該対象会計年度中に生じた組織構造の変更の全てについて、国別実効税率等、会社等別国際最低課税額又は国際最低課税額の計算に影響しない場合に該当するか a. Were changes in the corporate structure that occurred during the Reporting Fiscal Year not reported because they neither affected the ETR computation or the computation or allocation of Top-up Tax?								はい/いいえ Yes/No
1. 構成会社等（又は特定 多国籍企業グループ等に 属する構成会社等以外の 会社等）又は共同支配会 社等の名称 Name of the Constituent Entity (or other Entity of the MNE Group) or member of JV Group	2. 納税者 番号 TIN	3.変更の 発効日 Effective Date of the change	4. 変更前の 類型 Status for GloBE purposes before the change	5. 変更後の 類型 Status for GloBE purposes after the change	6. 変更前後の構成会社等若 しくは構成会社等以外の会 社等又は共同支配会社等の 所有持分を有する会社等 Entities holding Ownership interests in that CE (or other Entity) or member of JV Group before or after the change	7. 変更前の構成会社等若 しくは構成会社等以外の 会社等又は共同支配会社 等に係る持分割合（単 位：％） Ownership Interests held in that CE (or other Entity) or member of JV Group before the change (Percentage)	8. 変更後の構成会社等若 しくは構成会社等以外の 会社等又は共同支配会社 等に係る持分割合（単 位：％） Ownership Interests held in that CE (or other Entity) or member of JV Group after the change (Percentage)	

1.4 国別実効税率等の水準等に関する事項 (High-level summary of GloBE Information)

1. 所在地国 の名称 Name of the jurisdiction	2. サブグル ープの類型 （該当する 場合） Type of subgroup (if any)	3. サブグル ープの識別情報 （該当する場 合） Identification of subgroup (if any)	4. 課税権を有する こととなる国又は 地域の名称 Name(s) of jurisdiction(s) with taxing rights	5. セーフ・ハー バー又は適用免 除等の規定の適 用を受けるか Safe harbour or exclusion applied?	6. 国別実効税率等の 水準 ETR range	7. 実質ベース所得除外額 を控除した結果、税額が 生じないこととなるか Has application of Substance-based Income Exclusion resulted in no Top- up Tax arising?	8. 支払うべき自国 内国際最低課税額 に対する税の額の 水準 Top-up Tax payable (QDMTT) – range	9. 会社等別国際最 低課税額の合計額 の水準 Top-up Tax payable (GloBE Rules) – range
				[選択肢を挿入] [Insert relevant option]	[選択肢を挿入] [Insert relevant option]	はい/いいえ Yes/No	[選択肢を挿入] [Insert relevant option]	[選択肢を挿入] [Insert relevant option]

2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項 (Jurisdictional safe harbours and exclusions – Jurisdictional schedules)

セーフ・ハーバー及び適用免除等 – 国別明細

Jurisdictional safe harbours and exclusions – Jurisdictional schedules

提供法人は、各国又は地域においてセーフ・ハーバー又は適用免除等の規定の適用を受ける場合に、国又は地域別に2の各表を記載するものとします。

The Filing Constituent Entity shall complete Section 2 on a jurisdictional basis, for each jurisdiction where exceptions to the GloBE computation apply.

2.1 セーフ・ハーバー等の適用を受ける所在地国に関する事項 (Characteristics of the jurisdiction)

1. 所在地国の名称 Name of the jurisdiction	
2. サブグループの類型 (該当する場合) Type of subgroup (if any)	
3. サブグループの識別情報 (該当する場合) Identification of subgroup (if any)	
4. 課税権を有することとなる国又は地域の名称 Jurisdictions with taxing rights	
5. 報告すべき差異が存在するか Existence of reportable differences (Yes/No)	

2.2 所在地国について適用される所在地国ごとの適用免除に関する事項（当期国別国際最低課税額を0とする措置等）
 (Jurisdictional exceptions applicable in respect of this jurisdiction (Top-up Tax reduced to zero))

2.2.1 所在地国別のセーフ・ハーバーの選択適用に関する事項（Safe harbour jurisdiction election）

2.2.1.1 セーフ・ハーバーの選択適用に関する事項（Safe harbour election）

1. 適用を受けようとするセーフ・ハーバー Safe Harbour elected	選択肢を挿入 [insert the relevant option]
---	--

2.2.1.2 恒久的セーフ・ハーバーに関する事項（Permanent safe harbours）

(a) 連結除外構成会社等の収入金額等に関する事項（Simplified Calculation for Non-material Constituent Entities）

	1. 所在地国における連結除外構成会社等の調整後収入金額 Total Revenue of all NMCEs in the jurisdiction	2. 所在地国における連結除外構成会社等の調整後税額 Aggregate Simplified Tax of all NMCEs in the jurisdiction
a. 当該対象会計年度 Reporting Fiscal Year		
b. 直前の対象会計年度（該当する場合） 1 st preceding Fiscal Year (if applicable)		該当なし n.a.
c. 2対象会計年度前の対象会計年度（該当する場合） 2 nd preceding Fiscal Year (if applicable)		該当なし n.a.
d. 3期平均（該当する場合） Average of the three Fiscal Years (if applicable)		該当なし n.a.

2.2.1.3 移行期間セーフ・ハーバーに関する事項 (Transitional safe harbours)

(a) 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーに関する事項 (Transitional CbCR safe harbour)

1. 収入金額 Total Revenue	
2. 調整後税引前当期利益（損失）の額 Profit (Loss) before Income Tax	
3. 簡素な計算に基づく対象租税の額 Simplified Covered Taxes	

(b) 移行期間 UTPR セーフ・ハーバーに関する事項 (Transitional UTPR safe harbour)

1. 法人所得税率 Corporate income tax rate	
--	--

2.2.2 収入金額等に関する適用免除基準の選択に関する事項 (Election for de minimis exclusion)

- 当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択
(Election to apply the de minimis exclusion for the Reporting Fiscal Year)
- 連結除外構成会社等に関する適用免除基準の適用を受ける場合における連結除外構成会社等以外の構成会社等に係る収入金額等に関する事項

(Simplified Calculations for Non-Material Constituent Entities – Constituent Entities that are not NMCEs)

	1.調整前の収入金額 Revenue (Financial Accounts)	2.調整後の収入金額 GloBE Revenue	3.調整前所在地国所得等の金額 Financial Accounting Net Income (or Loss)	4. 所在地国所得等の金額 GloBE Income (or Loss)
a. 当該対象会計年度 Reporting Fiscal Year				
b. 直前の対象会計年度（該当する場合） 1st preceding Fiscal Year (if applicable)				

c. 2 対象会計年度前の対象会計年度（該当する場合） 2nd preceding Fiscal Year (if applicable)				
d. 3 期平均 Average of the three Fiscal Years				

2.3 国際的な事業活動の初期段階における適用免除に関する事項（該当する場合） (MNE Group in the initial phase of international activity (if applicable))

1. 最初の対象会計年度の開始の日 First day of the First Fiscal Year in which the MNE Group originally came within the scope of GloBE Rules	
2. 特定所在地国 Reference Jurisdiction	
3. 最初の対象会計年度における(2)に所在する有形資産の額 Net Book Value of Tangible Assets in Reference Jurisdiction for the Fiscal Year in which the MNE Group originally comes within the scope of GloBE Rules	
4. 最初の対象会計年度における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数 Number of jurisdictions where the MNE Group has Constituent Entities for the Fiscal Year in which the MNE Group originally comes within the scope of GloBE Rules	
5. 最初の対象会計年度における(2)以外の国又は地域を所在地国とする構成会社等の有形資産 Tangible Assets of Constituent Entities located outside the Reference Jurisdiction for the Fiscal Year in which the MNE Group originally comes within the scope of GloBE Rules	a. 所在地国 Jurisdiction b. (a)を所在地国とする全ての構成会社等の有形資産の額 Net Book Values of Tangible Assets of all Constituent Entities located in each jurisdiction
6. 当該対象会計年度における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数 Number of jurisdictions where the MNE Group has Constituent Entities during the Reporting Fiscal Year	
7. 当該対象会計年度において(2)以外の国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産の額の合計額 Sum of the Net Book Values of Tangible Assets of all Constituent Entities located in other jurisdictions than the Reference Jurisdiction during the Reporting Fiscal Year	

3 グループ国際最低課税額等に関する事項 (GloBE Computations)

グループ国際最低課税額等の計算－所在地国別の明細

GloBE Computations – Jurisdictional schedules

提供法人は、各所在地国においてセーフ・ハーバー又は適用免除等の規定の適用を受けない場合には、所在地国ごと（その所在地国にサブグループが複数ある場合にはサブグループごと）に3の各表を記載するものとします。

The Filing Constituent Entity shall complete Section 3 on a jurisdictional basis, for each jurisdiction (or subgroup, where relevant) where exceptions to the GloBE computation do not apply.

3.1 所在地国に関する事項 (Characteristics of the jurisdiction)

1. 所在地国の名称 Name of the jurisdiction	
2. サブグループの種類（該当する場合） Type of subgroup (if any)	
3. サブグループの識別情報（該当する場合） Identification of subgroup (if any) for the ETR and Top-up Tax computation	
4. 課税権を有することとなる国又は地域の名称 Jurisdictions with taxing rights	
5. 国別実効税率等に係る差異 ETR	
6. 国別調整後対象租税額等に係る差異 Adjusted Covered Taxes	
7. 国別グループ純所得（損失）の金額に係る差異 Net GloBE Income or Loss	
8. 実質ベース所得除外額に係る差異 Substance-based Income Exclusion	
9. 再計算国別国際最低課税額等に係る差異 Additional Current Top-up Tax	

10. 会社等別国際最低課税額の合計額に係る差異 Top-up Tax amount under domestic legislation	
11. 特例の適用の選択に係る差異 Elections	
12. 当期対象租税額の合計額に係る差異 Aggregate current tax expense with respect to Covered Taxes After allocations in Article 4.3	
13. 調整後対象租税額の計算における適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額に係る差異 Qualified Refundable Tax Credits or Marketable Transferable Tax Credits (tax expense)	
14. 調整後対象租税額の計算におけるその他の税額控除額に係る差異 Other tax credits (tax expense)	
15. 当期純損益金額に係る法人税等調整額の合計額に係る差異 Deferred tax expense amount	
16. 国別グループ純所得（損失）の金額の計算における適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額に係る差異（Qualified Refundable Tax Credits or Marketable Transferable Tax Credits (Income)）	
17. 翌期に繰り越す負の国別調整後対象租税額に係る差異 Excess Negative Tax Expense Carry Forward	
18. 移行対象会計年度前のグループ内取引等に係る差異 Transition Rules	

3.2 国別実効税率等の計算（ETR computation）

3.2.1 国別実効税率等に関する事項（ETR）

a. 税引後当期純損益金額の合計額 Financial Accounting Net Income or Loss	b. 国別グループ純所得（損失）の金額 Net GloBE Income or Loss	c. 法人税等の額及び 法人税等調整額 Income tax expense	d. 国別調整後対象租税額 等 Adjusted Covered Taxes	e. 国別実効税率等 ETR
	[A]		[B]	[C]=[B]/[A]

3.2.1.1 国別グループ純所得（損失）の金額の計算に関する事項（Computation of GloBE Income (Loss)）

1. 配分後の税引後当期純損益金額の合計額（当該所在地国における全ての構成会社等又は共同支配会社等） Aggregate FANIL amount after allocations in Articles 3.4 and 3.5 (All CEs in the jurisdiction)	
2. 調整項目（Adjustments）	純額（Net amount）
(a) 税金費用純額（令第155条の18第2項第1号及び第3項第1号）（Net Taxes Expense - Article 3.2.1 (a)）	
(b) 除外配当（令第155条の18第3項第2号）（Excluded Dividends - Article 3.2.1 (b)）	
(c) 除外資本損益（令第155条の18第2項第2号から第4号まで及び第3項第3号から第5号まで） Excluded Equity Gain or Loss - Article 3.2.1 (c)	
(d) 再評価法によって含まれる損益（令第155条の18第2項第5号及び第3項第6号） Included Revaluation Method Gain or Loss - Article 3.2.1 (d)	
(e) 特定組織再編成により資産等の移転が行われた場合の当期純損益金額の調整及び資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の16第7項及び第8項並びに令第155条の29第1項） Gain or loss from disposition of assets and liabilities excluded under Article 6.3 - Article 3.2.1 (e)	
(f) 非対称外国為替損益（令第155条の18第2項第6号及び第3項第7号）（Asymmetric Foreign Currency Gains or Losses - Article 3.2.1 (f)）	
(g) 政策上の否認費用（令第155条の18第2項第7号及び第8号）（Policy Disallowed Expenses - Article 3.2.1 (g)）	
(h) 過去の誤びゅうの訂正（令第155条の18第2項第9号及び第3項第8号）（Prior Period Errors - Article 3.2.1 (h)）	
(i) 会計処理の基準の変更（令第155条の18第2項第9号及び第3項第8号）（Changes in Accounting Principles - Article 3.2.1(h)）	
(j) 発生年金費用（収益）（令第155条の18第2項第10号及び第11号並びに第3項第9号及び第10号） Accrued Pension Expense - Article 3.2.1 (i)	
(k) 債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の28）（Debt releases - Article 3.2.1）	
(l) 株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の23）（Stock-based compensation - Article 3.2.2）	
(m) 独立企業間価格に基づく当期純損益金額の調整（令第155条の16第3項及び第4項）（Arm's length adjustments - Article 3.2.3）	
(n) 適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額（令第155条の18第2項第12号及び第3項第11号） Qualified Refundable Tax Credit or Marketable Transferable Tax Credit - Article 3.2.4	
(o) 資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の24） Election for Gains and losses using realisation principle - Article 3.2.5	
(p) 不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の25）（Election for Adjusted Asset Gain - Article 3.2.6）	
(q) グループ内金融取決めに係る費用（令第155条の18第2項第13号）（Intragroup Financing Arrangement expense - Article 3.2.7）	
(r) 連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の20） Election for intragroup transactions in same jurisdiction - Article 3.2.8	

(s) 保険会社に係る個別計算所得等の金額の計算 (令第 155 条の 21) (Insurance company taxes charged to policyholders – Article 3.2.9)	
(t) 銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算 (令第 155 条の 22) (Increase/decrease to equity attributed to Additional Tier One and Restricted Tier One Capital distributions paid/payable or received/receivable – Article 3.2.10)	
(u) 特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 Constituent Entities joining and leaving an MNE Group – Article 3.2.11 and 6.2	
(v) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 32) Reduction of GloBE Income of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 3.2.11 and 7.1	
(w) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 33 及び規則第 38 条の 26 第 3 項) (Reduction of GloBE Income of the UPE that is subject to a Deductible Dividend Regime – Article 3.2.11 and 7.2)	
(x) 課税分配法 (各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例) (令第 155 条の 31) Taxable Distribution Method election – Article 3.2.11 and 7.6	
(y) 国際海運業所得 (令第 155 条の 19) (International Shipping Income – Article 3.3)	
(z) 移行対象会計年度前のグループ内取引等に係る当期純損益金額の調整 (規則第 38 条の 15) Transactions between Constituent Entities – Article 9.1.3	
3. 国別グループ純所得 (損失) の金額 (Net GloBE Income (Loss) of the Jurisdiction)	

3.2.1.2 国別調整後対象租税額等の計算に関する事項 (Computation of Adjusted Covered Taxes)

(a) 国別調整後対象租税額等に関する事項 (Total amount of Adjusted Covered Taxes)

1. 当期対象租税額の合計額 (当該所在地国における全ての構成会社等又は共同支配会社等) Aggregate Current tax expense with respect to Covered Taxes after allocations in Article 4.3 (All CEs in the jurisdiction)	
2. 調整項目 (Adjustments)	純額 (Net amount)
(a) 当期純損益金額に係る費用の額に含まれている対象租税の額 (令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号イ) Covered Tax accrued as an expense in the profit before taxation in the financial accounts - Article 4.1.2 (a)	
(b) みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額の計算の特例 (規則第 38 条の 40) GloBE Loss Deferred Tax Asset established under Article 4.5.1 or used – Article 4.1.2 (b) combined with Article 4.5.3	
(c) 過年度において当期対象租税額の減算調整額とされた不確実な税務処理に係る法人税等の額 (令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号ロ) Covered Taxes for uncertain tax position recorded as a reduction to Covered Taxes in prior year – Article 4.1.2 (c)	
(d) 当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額 (令第 155 条の 35 第 2 項第 2 号ハ) Qualified Refundable Tax Credit or Marketable Transferable Tax Credits recorded as a reduction to current tax expense – Article 4.1.2 (d)	
(e) 一定の導管会社等を通じて得られる税額控除等に係る調整後対象租税額の計算の特例 (令第 155 条の 35 第 7 項) Qualified Flow-through Tax Benefits of Qualified Ownership Interests – Article 3.2.1 (c)	
(f) 個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額 (令第 155 条の 35 第 2 項第 3 号イ) Current tax expense on income excluded from GloBE Income or Loss – Article 4.1.3 (a)	

(g) 非適格給付付き税額控除額、非適格適用者変更税額控除額その他の税額控除額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（令第155条の35第2項第3号ロ） (Non-Qualified Refundable Tax Credit, Non-Marketable Transferable Tax Credit or Other Tax Credits not recorded as a reduction to current tax expense – Article 4.1.3 (b))	
(h) 過年度において対象租税の額とされたもののうち当該対象会計年度に還付又は控除された対象租税の額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。）（令第155条の35第2項第3号ロ） Covered Taxes refunded or credited (except for any Qualified Refundable Tax Credit, or Marketable Transferable Tax Credits) not treated as an adjustment to current tax expense – Article 4.1.3 (c)	
(i) 不確実な税務処理に係る法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ハ） Current tax expense related to uncertain tax position – Article 4.1.3 (d)	
(j) 3年以内に支払われることが見込まれない法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ニ） Current tax expense not expected to be paid within three years – Article 4.1.3 (e)	
(k) 過去対象会計年度に係る当期対象租税額の調整額（Post-filing adjustments – Article 4.6.1）	
(l) 不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例等の適用を受ける場合の会社等別利益額に係る法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ホ） (Covered Taxes relating to Net Asset Gain or Net Asset Loss – Article 3.2.6)	
(m) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額（令第155条の35第9項） (Reduction of Covered Taxes of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 7.1)	
(n) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額（令第155条の35第10項） Covered Taxes for GloBE Income of the UPE that is reduced under a Deductible Dividend Regime – Article 7.2.2	
(o) 適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例の適用を受ける場合のみなし分配税額（規則第38条の41） (Deemed Distribution Tax – Article 7.3)	
(p) 課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の適用を受ける場合の特定対象租税額等の調整（令第155条の35第3項第8号及び第8項） (Taxable Distribution Method election – Article 7.6)	
(q) 繰延対象租税額（Total Deferred Tax Adjustment Amount – Article 4.1.1(b)）	
(r) 純資産の項目又はその他包括利益の項目に記載された個別計算所得等の金額に係る対象租税の額（令第155条の35第1項第3号） Increase or decrease in Covered Taxes recorded in equity or Other Comprehensive Income relating to amounts included in GloBE Income or Loss that will be subject to tax under local tax rules – Article 4.1.1 (c)	
(s) 当該対象会計年度に生ずる負の国別調整後対象租税額（3.2.1.2.b.2の金額） Excess Negative Tax Expense Carry Forward generated – Article 4.1.5 and 5.2.1	
(t) 当該対象会計年度の国別調整後対象租税額から控除される負の国別調整後対象租税額（0 – (3.2.1.2.b.3の金額)） Decrease in Covered Taxes (but not below zero) by the remaining balance of the Excess Negative Tax Expense Carry-forward – Article 4.1.5 and 5.2.1	
3.国別調整後対象租税額等（Adjusted Covered Taxes）	

(b) 負の国別調整後対象租税額の繰越しに関する事項 (Excess Negative Tax Expense Carry-forward)

1. 前期より繰り越された負の国別調整後対象租税額 (Balance from prior years)	[A]
2. 当該対象会計年度において生じた負の国別調整後対象租税額 Excess Negative Tax Expense Carry-forward generated in the reporting fiscal year	[B]
3. 当該対象会計年度において控除された負の国別調整後対象租税額 Excess Negative Tax Expense Carry-forward utilised for the reporting fiscal year	[C]
4. 翌期に繰り越す負の国別調整後対象租税額 (Excess Negative Tax Expense Carry-forward remaining for subsequent years)	[D]=[A]+[B]-[C]

**(c) 特定外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額の計算に関する事項 (該当する場合)
(Transitional Blended CFC Regime calculation (if any))**

1.外国関係会社等の所在地国 CFC Jurisdictions	2.サブグループ Subgroup	3.当該サブグループに係る被配分当期対象租税額の合計額 Aggregated taxes allocated to that subgroup under a Blended CFC Tax Regime
合計 Total		

3.2.2 所在地国別の繰延対象租税額の計算に関する事項 (Jurisdictional computations relating to deferred tax accounting)

3.2.2.1 繰延対象租税額の計算に関する事項 (Deferred Tax adjustments)

(a) 繰延対象租税額の調整計算の概略に関する事項 (High-level summary)

1. 調整前の法人税等調整額の計算 Deferred tax expense for GloBE purposes before recasting and adjustments	a. 法人税等調整額 (Deferred tax expense in the financial accounts)	[A]
	b. 帳簿価額差異の存する資産又は負債に係る法人税等調整額 Deferred tax expense in relation to assets or liabilities for which the GloBE carrying value is different to the accounting carrying value	[B]
	c. 帳簿価額差異の存する資産又は負債に係る当期純損益金額の計算における当該資産又は負債の額を基礎として計算した法人税等調整額 Deferred tax expense based on the GloBE carrying value of assets or liabilities	[C]

	d. 調整前の当期純損益金額に係る法人税等調整額 Deferred tax expense for GloBE purposes before recasting and adjustments	[D]=[A]- [B]+[C]
2. 繰延対象租税額に係る調整計算総額	(Total amount of the adjustments)	[E]
3. 基準税率による繰延税金資産又は繰延税金負債の再計算 Recasting the deferred tax expense to the Minimum Rate	e. 基準税率による再計算前の繰延対象租税額 (Deferred Tax expense for GloBE purposes before recasting)	[F]=[D]+[E]
	f. 基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る調整額 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ロ) Difference between deferred tax expense recorded at a lower tax rate than the Minimum Rate and recast at Minimum Rate	[G]
	g. 基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る調整額 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号イ) (Difference between the deferred tax expense recorded at a higher tax rate than the Minimum Rate and recast at Minimum Rate)	[H]
4. 繰延対象租税額	(Total Deferred Tax Adjustment Amount)	[I]=[F]+[G]-[H]

(b) 繰延対象租税額の調整計算に関する事項 (Breakdown of the adjustments)

1. 法人税等調整額に係る調整項目 (Adjustments to deferred tax expense)	純額 (Net amount)
(a) 個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産又は繰延税金負債 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ハ) Deferred tax expense related to items excluded from GloBE Income or Loss – Article 4.4.1 (a)	
(b) 当期に計上された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ニ及びホ) Deferred tax expense related to Disallowed Accruals– Article 4.4.1 (b)	
(c) 5 対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない繰延税金負債 (規則第 38 条の 28 第 20 項) Deferred tax expense related to Unclaimed Accruals – Article 4.4.1 (b)	
(d) 繰延税金資産に係る評価性引当額又は会計上の見込みの変更 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ヘ及びト) Valuation adjustment or accounting recognition adjustment related to a deferred tax asset – Article 4.4.1 (c)	
(e) 適用税率の変更により計上された繰延税金資産又は繰延税金負債 (規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号チ) Deferred tax expense arising from a re-measurement related to changes in the tax rate – Article 4.4.1 (d)	

(f) 翌期以後の税額控除の発生に伴い計上された繰延税金資産（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号リ） Deferred tax expense related to the generation and use of tax credits – Article 4.4.1 (e)	
(g) 特定繰延税金資産（Substitute Loss Carry Forward DTA or deemed Substitute Loss Carry Forward DTA – Article 4.4.1 (e)）	
(h) 当期に取り崩された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ニ及びホ） Disallowed Accruals or Unclaimed Accruals paid during the fiscal year – Article 4.4.2 (a)	
(i) 当期に取り崩された取戻繰延税金負債（規則第 38 条の 28 第 3 項第 2 号イからハマまで） Recapture Deferred Tax Liability paid during the fiscal year– Article 4.4.2 (b)	
(j) 計上されなかった欠損の金額に係る繰延税金資産（規則第 38 条の 28 第 3 項第 3 号イ） Recognition of a loss Deferred Tax Asset not included in the financials – Article 4.4.2 (c)	
(k) 基準税率を下回る適用税率の引下げから生ずる繰延税金負債 Deferred tax expense adjustment resulting from a reduction to a tax rate – Article 4.6.2	
(l) 税率の引上げにより計上された繰延税金負債の取崩し（規則第 38 条の 28 第 3 項第 2 号ニ） Deferred tax expense adjustment resulting from an increase to a tax rate – Article 4.6.3	
(m) 特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整（規則第 38 条の 28 第 3 項第 3 号ハ）（Constituent Entities joining and leaving an MNE Group – Article 6.2）	
(n) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得金額等の計算の特例の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額（令第 155 条の 35 第 9 項）（Deferred tax expense of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 7.1）	
(o) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額（令第 155 条の 35 第 10 項） Deferred tax expense of the UPE that is subject to Deductible Dividend Regime – Article 7.2	
(p) 特定取引又は帳簿価額の変更があった場合における繰延税金資産又は繰延税金負債の調整（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ヌからワまで）（Deferred tax adjustment resulting from transactions between Constituent Entities – Article 9.1.3）	
2. 繰延対象租税額に係る調整計算総額（Total amount of the adjustments）	[E]

(c) 欠損金の繰戻還付に係る還付金の額がある場合の調整計算に関する事項（Loss carry backs）

	1. 過去対象会計年度の欠損の金額に係る繰延税金資産とされた額 Deemed deferred tax assets attributable to loss carry backs	2. 欠損金の繰戻還付に係る還付対象租税額 Covered Tax refund relating to loss carry backs
a. 過去対象会計年度 X に帰属する金額 Amount attributed to Prior Fiscal Year X		

b. 過去対象会計年度 Y 等に帰属する金額 Amount attributed to Prior Fiscal Year Y, etc.		
c. 合計 (Total)		

3.2.2.2 取戻繰延税金負債の計算に関する事項 (Recapture mechanism)

(a) 取戻繰延税金負債に関する事項 (Annual amount of DTLs subject to recapture rule)

1. 5 対象会計年度前の過去対象会計年度に計上された繰延税金負債の額 Amount of DTLs subject to recapture rule claimed in the fifth Fiscal Year preceding the Reporting Fiscal Year	
2. 取戻繰延税金負債に相当する金額 Amount of Recaptured Deferred Tax Liability determined in the Reporting Fiscal Year in relation to the fifth Fiscal Year preceding the Reporting Fiscal Year	
3. 当該対象会計年度において計上した繰延税金負債の額 Amount of DTLs subject to recapture rule claimed for the Reporting Fiscal Year	

(b) 総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債に関する事項 (Aggregate DTL recapture accounts)

	1. 当該対象会計年度 Reporting Fiscal Year	2. 前対象会計年度 Prior Fiscal Year
a. 移行対象会計年度前繰延税金負債残高 Amount of pre-Transition Year DTLs		
b. 繰延税金負債残高 Amount of Outstanding Balance		
c. 計上限度超過額 (Amount of Unjustified Balance)		

3.2.2.3 移行対象会計年度における調整に関する事項 (Transition rules)

1. 移行対象会計年度 Transition Year	
--------------------------------	--

(a) 移行対象会計年度における繰延税金負債及び繰延税金資産の調整に関する事項 (Application of Article 9.1.1 and 9.1.2.)

繰延税金負債(Deferred tax liabilities)

1. 移行対象会計年度の開始の時点における繰延税金負債の残高 Deferred tax liabilities at the beginning of the Transition Year	2. 基準税率による繰延税金負債の再計算 (該当する場合) Deferred tax liabilities recast at the Minimum Rate (if applicable)

繰延税金資産(Deferred tax assets)

3. 移行対象会計年度の開始の時点における繰延税金資産の残高 Deferred tax assets at the beginning of the Transition Year	4. 基準税率による繰延税金資産の再計算 (該当する場合) Deferred tax assets recast at the Minimum Rate (if applicable)	5. 個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産 Deferred tax assets arising from excluded items under Article 9.1.2	6. 対象となる繰延税金資産 Deferred tax assets taken into account for GloBE purposes
[A]	[B]	[C]	[D] = [[A] or [B], if applicable] - [C]

(b) 特定取引等に係る調整に関する事項 (Application of Article 9.1.3.)

1. 資産の譲渡を行う会社等の所在地国 Jurisdiction of the disposing entities	2. 特定取引について支払った租税の額 Tax paid in respect of the transaction(s)	3. 資産の譲渡を行う会社等の当該資産に係る繰延税金資産又は繰延税金負債 (純額) Net Deferred tax asset or liability reflected in the financial accounts of the disposing CE(s)	4. 譲渡資産の帳簿価額とされる金額 Carrying Value of the transferred assets for GloBE purposes	5. 資産を譲り受けた会社等の移転資産に係る繰延税金資産又は繰延税金資産負債とされる金額 (純額) Net Deferred tax asset or liability is determined with respect to the transferred assets for GloBE purposes for acquiring CE(s)

3.2.3 所在地国ごとの特例の適用の選択に関する事項 (該当する場合) (Jurisdictional elections (if any))

3.2.3.1 所在地国ごとの特例の適用の選択に関する事項 (Jurisdictional elections (other than Article 7.3.1))

(a) 特例の適用の選択に関する事項 (Elections)

1. 年次選択 (Annual elections)	
a. 不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算等の特例 (令第 155 条の 41 第 1 項) Aggregate asset gain election (Article 3.2.6)	<input type="checkbox"/>
b. 過大であった過去対象会計年度における調整後対象租税額が少額である場合に係る特例 (令第 155 条の 35 第 4 項) Immaterial decrease in Covered Taxes election (Article 4.6.1)	<input type="checkbox"/>

c. 実質ベース所得除外額の特例（法第 82 条の 2 第 11 項） Election not to apply the Substance-based Income Exclusion (Article 5.3.1)	□
d. 永久差異調整に係る国別国際最低課税額又は永久差異調整に係る国際最低課税額に係る特例（法第 82 条の 2 第 12 項） Negative Tax Expense Carry-forward (Article 4.1.5)	□

2. 5年選択 Five-year Elections	3. 選択年度 Election Year	4. 取りやめ年度 Revocation Year
e. 除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 24 の 2 第 1 項） Equity Investment Inclusion Election (Article 3.2.1(c))		
f. 株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 23 第 1 項） Stock-based compensation election (Article 3.2.2)		
g. 資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 24 第 1 項） Realisation principle election (Article 3.2.5)		
h. 連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 20 第 1 項） Intra-group transactions election (Article 3.2.8)		
i. 被配分繰延対象租税額の計算の特例（規則第 38 条の 28 第 23 項）（Election not to allocate cross-border deferred tax）		

5. その他の選択（Other elections）	6. 選択年度（Election Year）	7. 取りやめ年度（Revocation Year）
j. みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例（規則第 38 条の 40）（GloBE Loss Election (Article 4.5)）		

(b) 所在地国ごとの特例の適用の選択に必要な事項（Information requirements related to jurisdictional elections）

1. 除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用による除外資本損益の合算額 Inclusion of equity gain or loss with respect to an Equity Investment Inclusion Election	
2. 前対象会計年度終了の日における投資収益の額が適格持分の取得に要した額に満たない金額 Balance of the owner's investment in a Qualified Ownership Interest from prior years	[A]
3. 適格持分の取得に要した額の増加額（Additions to the owner's investment in a Qualified Ownership Interest）	[B]
4. 投資収益の額（Reductions to the owner's investment in a Qualified Ownership Interest）	[C]
5. 投資収益の額が適格持分の取得に要した額に満たない金額 Outstanding balance of the owner's investment in a Qualified Ownership Interest	[D]=[A]+[B]-[C]

3.2.3.2 規則第 38 条の 41 の規定の適用の選択に関する事項 (Election for Article 7.3.1)

1. 適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例 (規則第38条の41) Deemed Distribution Tax election (Article 7.3.1)	□
--	---

(a) 繰延みなし分配税額の計算に関する事項 (Recapture mechanism for Article 7.3)

1. 対象会計年度 Fiscal Year	2. みなし分配税額 Deemed Distribution Tax determined under Article 7.3.2	3. 利益の分配に係る支払税額及びみなし分配税額から控除される金額 Deemed Distribution Tax paid or used				4. 繰延みなし分配税額 (2)–(3)の計 Outstanding balance of a Deemed Distribution Tax Recapture Account
		3 期前の過去対象会計 年度 3 rd preceding Fiscal Year	2 期前の過去対象会計 年度 2 nd preceding Fiscal Year	1 期前の過去対象会計 年度 1 st preceding Fiscal Year	当該対象会計年度 Reporting Fiscal Year	
4 期前の過去対象会計年度 4 th preceding Fiscal Year						
3 期前の過去対象会計年度 3 rd preceding Fiscal Year		該当無し Not applicable				
2 期前の過去対象会計年度 2 nd preceding Fiscal Year		該当無し Not applicable	該当無し Not applicable			
1 期前の過去対象会計年度 1 st preceding Fiscal Year		該当無し Not applicable	該当無し Not applicable	該当無し Not applicable		
当該対象会計年度 Reporting Fiscal Year		該当無し Not applicable	該当無し Not applicable	該当無し Not applicable	該当無し Not applicable	該当無し Not applicable

(b) モデルルール第 7.3.7 条に相当する規定の適用に関する事項 (Application of Article 7.3.7)

1. 過年度の調整後対象租税額の減少額 Reduction to the Adjusted Covered Taxes for a prior Fiscal Year	2. トップアップ税額の増加額 Incremental Top-up tax	3. 処分時取戻割合 Disposition Recapture Ratio
[A]	[B]	[C]

3.2.4 構成会社等の計算 (Constituent Entity Computations)

(a) 移行期間報告簡素化措置の選択に関する事項 (Election for the transitional simplified jurisdictional reporting framework)

1. 特定多国籍企業グループ等は移行期間報告簡素化措置の適用を選択するか Does the MNE Group elect to apply the transitional simplified jurisdictional reporting framework?	はい/いいえ Yes/No
---	------------------

(b) 連結納税グループ等に係る合算報告措置の選択に関する事項 (Aggregated Reporting for Tax Consolidated Groups)

1. 連結納税グループ等 (納税者番号) Tax Consolidated Group (TIN)	2. 連結納税グループ等に属する会社等 (納税者番号) Consolidated Entities (TIN)
--	--

3.2.4.1 個別計算所得等の金額の計算に関する事項 (GloBE Income or Loss)

(a) 個別計算所得等の金額の計算に関する事項 (Adjustments to the Financial Accounts Net Income or Loss)

1. 構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) (CE or member of JV Group (TIN))		
2. 配分後の税引後当期純損益金額 (FANIL amount after allocations in Articles 3.4 and 3.5)		
3. 調整項目 Adjustments	加算 Additions	減算 Reductions
(a) 税金費用純額 (令第 155 条の 18 第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号) (Net Taxes Expense - Article 3.2.1 (a))		
(b) 除外配当 (令第 155 条の 18 第 3 項第 2 号) (Excluded Dividends - Article 3.2.1 (b))		
(c) 除外資本損益 (令第 155 条の 18 第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 3 項第 3 号から第 5 号まで) Excluded Equity Gain or Loss - Article 3.2.1 (c)		
(d) 再評価法によって含まれる損益 (令第 155 条の 18 第 2 項第 5 号及び第 3 項第 6 号) Included Revaluation Method Gain or Loss - Article 3.2.1 (d)		
(e) 特定組織再編成により資産等の移転が行われた場合の当期純損益金額の調整及び資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 16 第 7 項及び第 8 項並びに令第 155 条の 29 第 1 項) Gain or loss from disposition of assets and liabilities excluded under Article 6.3 - Article 3.2.1 (e)		
(f) 非対称外国為替損益 (令第 155 条の 18 第 2 項第 6 号及び第 3 項第 7 号) Asymmetric Foreign Currency Gains or Losses - Article 3.2.1 (f)		
(g) 政策上の否認費用 (令第 155 条の 18 第 2 項第 7 号及び第 8 号) (Policy Disallowed Expenses - Article 3.2.1 (g))		
(h) 過去の誤びゅうの訂正 (令第 155 条の 18 第 2 項第 9 号及び第 3 項第 8 号) (Prior Period Errors - Article 3.2.1 (h))		
(i) 会計処理の基準の変更 (令第 155 条の 18 第 2 項第 9 号及び第 3 項第 8 号) (Changes in Accounting Principles - Article 3.2.1(h))		
(j) 発生年金費用 (収益) (令第 155 条の 18 第 2 項第 10 号及び第 11 号並びに第 3 項第 9 号及び第 10 号) Accrued Pension Expense - Article 3.2.1 (i)		
(k) 債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 28) (Debt releases - Article 3.2.1)		
(l) 株式報酬費用額に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 23) (Stock-based compensation - Article 3.2.2)		

(m) 独立企業間価格に基づく当期純損益金額の調整（令第 155 条の 16 第 3 項及び第 4 項）（Arm's length adjustments – Article 3.2.3）		
(n) 適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額（令第 155 条の 18 第 2 項第 12 号及び第 3 項第 11 号） Qualified Refundable Tax Credit or Marketable Transferable Tax Credit – Article 3.2.4		
(o) 資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 24） Election for Gains and losses using realisation principle – Article 3.2.5		
(p) 不動産の譲渡に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 25）（Election for Adjusted Asset Gain – Article 3.2.6）		
(q) グループ内金融取決めに係る費用（令第 155 条の 18 第 2 項第 13 号）（Intragroup Financing Arrangement expense – Article 3.2.7）		
(r) 連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 20） Election for intragroup transactions in same jurisdiction – Article 3.2.8		
(s) 保険会社に係る個別計算所得等の金額の計算（令第 155 条の 21） Insurance company taxes charged to policyholders – Article 3.2.9		
(t) 銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算（令第 155 条の 22）（Increase/decrease to equity attributed to Additional Tier One and Restricted Tier One Capital distributions paid/payable or received/receivable – Article 3.2.10）		
(u) 特定多国籍企業グループ等に加入し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整 Constituent Entities joining and leaving an MNE Group – Article 3.2.11 and 6.2		
(v) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 32） Reduction of GloBE Income of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 3.2.11 and 7.1		
(w) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例（令第 155 条の 33 及び規則第 38 条の 26 第 3 項）（Reduction of GloBE Income of the UPE that is subject to a Deductible Dividend Regime – Article 3.2.11 and 7.2）		
(x) 課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（令第 155 条の 31） Taxable Distribution Method election – Article 3.2.11 and 7.6		
(y) 国際海運業所得（令第 155 条の 19）（International Shipping Income – Article 3.3）		
(z) 移行対象会計年度前のグループ内取引に係る当期純損益金額の調整（規則第 38 条の 15） Transactions between Constituent Entities – Article 9.1.3		
4. 構成会社等又は共同支配会社等に係る個別計算所得等の金額（GloBE Income (Loss) of the CE or member of JV Group）		

(b) 本店と恒久的施設等との間の当期純損益金額の調整及び導管会社等に係る当期純損益金額の計算に関する事項

(Cross-border allocation of income or loss between a Main Entity and a PE and from an FTE (Articles 3.4 and 3.5))

1. 当該所在地を所在地とする構成会社等若しくは共同支配会社等又は無国籍会社等（納税者番号） CE or members of JV Groups located in this jurisdiction or stateless CE (TIN)	2. 調整前当期純損益金額 FANIL before the adjustment	3. 根拠規定 Basis for the adjustment	4. 調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） Other CE or member of JV Group (TIN)	5. 調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等の所在地の名称 Jurisdiction of other CE or member of JV Group (ISO)	6. 加算額 Additions to this CE	7. 減算額 Reductions to this CE	8. 調整後当期純損益金額 FANIL after the adjustment

(c) 独立企業間価格の調整等に関する事項 (Cross-border adjustments)

1. 構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） CE or member of JV Group (TIN)	2. 根拠規定 Basis for the adjustment	3. 調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） Other CE or member of JV Group (TIN)	4. 調整の相手先となる構成会社等又は共同支配会社等の所在地の名称 Jurisdiction of other CE (ISO)	5. 加算額 Additions to this CE	6. 減算額 Reductions to this CE

(d) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例又は配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用に関する事項

(Adjustments to the GloBE Income of the UPE under Article 7.1 or Article 7.2)

1. 当該所在地を所在地とする構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） CE (or member of JV Group) located in this jurisdiction (TIN)	2. 根拠規定 Basis for reduction	3. 構成員又は持分保有者の識別情報（記載要領を参照） Identification of holders of Ownership Interests or dividend recipients (see note)	4. 請求権割合（単位：％） Ownership interest directly held (in percentage)	5. 特例適用前個別計算所得等の金額から控除される金額 Reductions for this CE

3.2.4.2 調整後対象租税額の計算に関する事項 (Adjusted Covered taxes)

(a) 調整後対象租税額の計算に関する事項 (Adjustments to the Current tax expense in the Financial Accounts)

1. 構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） (CE or member of JV Group (TIN))					
2. 当期対象租税額 (Current tax expense with respect to Covered Taxes after allocations in Article 4.3)					
3. 調整項目 Adjustments	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加算 Additions</th> <th>減算 Reductions</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	加算 Additions	減算 Reductions		
加算 Additions	減算 Reductions				

(a) 当期純損益金額に係る費用の額に含まれている対象租税の額（令第155条の35第2項第2号イ） Covered Tax accrued as an expense in the profit before taxation in the financial accounts - Article 4.1.2 (a)		
(b) 過年度において当期対象租税額の減算調整額とされた不確実な税務処理に係る法人税等の額（令第155条の35第2項第2号ロ） Covered Taxes for uncertain tax position recorded as a reduction to Covered Taxes in prior year – Article 4.1.2 (c)		
(c) 当期法人税等の額の計算上減算されている適格給付付き税額控除又は適格適用者変更税額控除額（令第155条の35第2項第2号ハ） Qualified Refundable Tax Credit or Marketable Transferable Tax Credits recorded as a reduction to current tax expense – Article 4.1.2 (d)		
(d) 一定の導管会社等を通じて得られる税額控除等に係る調整後対象租税額の計算の特例（令第155条の35第7項） Qualified Flow-through Tax Benefits of Qualified Ownership Interests – Article 3.2.1 (c)		
(e) 個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額（令第155条の35第2項第3号イ） Current tax expense on income excluded from GloBE Income or Loss – Article 4.1.3 (a)		
(f) 非適格給付付き税額控除額、非適格適用者変更税額控除額その他の税額控除額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（令第155条の35第2項第3号ロ）（Non-Qualified Refundable Tax Credit Non-Marketable Transferable Tax Credits or Other Tax Credits not recorded as a reduction to current tax expense – Article 4.1.3 (b)）		
(g) 過年度において対象租税の額とされたもののうち当該対象会計年度に還付又は控除された対象租税の額で当期法人税等の額の計算上減算されていないもの（適格給付付き税額控除額及び適格適用者変更税額控除額を除く。）（令第155条の35第2項第3号ロ） Covered Taxes refunded or credited (except for any Qualified Refundable Tax Credit, or Marketable Transferable Tax Credits) not treated as an adjustment to current tax expense – Article 4.1.3 (c)		
(h) 不確実な税務処理に係る法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ハ） Current tax expense related to uncertain tax position– Article 4.1.3 (d)		
(i) 3年以内に支払われることが見込まれない法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ニ） Current tax expense not expected to be paid within three years– Article 4.1.3 (e)		
(j) 過去対象会計年度に係る当期対象租税額の調整額（Post-filing adjustments – Article 4.6.1）		
(k) 不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例等の適用を受ける場合の会社等別利益額に係る法人税等の額（令第155条の35第2項第3号ホ）（Covered Taxes relating to Net Asset Gain or Net Asset Loss – Article 3.2.6）		
(l) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額（令第155条の35第9項）（Reduction of Covered Taxes of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 7.1）		
(m) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における当期対象租税額から除かれる金額（令第155条の35第10項） Covered Taxes for GloBE Income of the UPE that is reduced under a Deductible Dividend Regime – Article 7.2.2		
(n) 適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例の適用を受ける場合のみなし分配税額 Deemed Distribution Tax– Article 7.3		

(o) 課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の適用を受ける場合の特定対象租税額等の調整（令第155条の35第3項第8号及び第8項） (Taxable Distribution Method election – Article 7.6.2(b))		
(p) 繰延対象租税額（Total Deferred Tax Adjustment Amount – Article 4.1.1(b)）		
(q) 純資産の項目又はその他包括利益の項目に記載された個別計算所得等の金額に係る対象租税の額（令第155条の35第1項第3号） Increase or decrease in Covered Taxes recorded in equity or Other Comprehensive Income relating to amounts included in GloBE Income or Loss that will be subject to tax under local tax rules – Article 4.1.1 (c)		
4.調整後対象租税額（Adjusted Covered Taxes）		

(b) 本店と恒久的施設等との間の対象租税の額の調整及び導管会社等に係る対象租税の額の計算等に関する事項（Cross allocation of taxes）

1. 当該所在地国を所在地国とする構成会社等若しくは無国籍構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） CE located in this jurisdiction or stateless CE (or member of JV Group) (TIN)	2. 調整前の構成会社等又は共同支配会社等の対象租税の額 Covered Taxes of the CE (or member of JV Group) before the adjustment	3. 根拠規定 Basis for the adjustment	4. 調整の相手先となる会社等（納税者番号） Other CE (or member of JV Group) (TIN)	5. 調整の相手先となる会社等の所在地国の名称 Jurisdiction of other CE (or member of JV Group) (ISO)	6. 加算額 Additions to this CE	7. 減算額 Reductions to this CE	8. 調整後の構成会社等又は共同支配会社等の対象租税の額 Covered Taxes of the CE (or member of JV Group) after the adjustment

(c) 繰延対象租税額の計算に関する事項（Deferred tax expense）

1. 構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） (CE or member of JV Group (TIN))		
2. 当期純損益金額に係る法人税等調整額 (Deferred tax expense amount for GloBE purposes)		
3. 繰延対象租税額に係る調整項目 Adjustments to deferred tax expense	加算 Additions	減算 Reductions
(a) 個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産又は繰延税金負債（規則第38条の28第3項第1号ハ） Deferred tax expense related to items excluded from GloBE Income or Loss – Article 4.4.1 (a)		
(b) 当期に計上された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債（規則第38条の28第3項第1号ニ及びホ） Deferred tax expense related to Disallowed Accruals– Article 4.4.1 (b)		
(c) 5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない繰延税金負債（規則第38条の28第20項） Deferred tax expense related to Unclaimed Accruals – Article 4.4.1 (b)		

(d) 繰延税金資産に係る評価性引当額又は会計上の見込みの変更（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号へ及びト） Valuation adjustment or accounting recognition adjustment related to a deferred tax asset – Article 4.4.1 (c)		
(e) 適用税率の変更により計上された繰延税金資産又は繰延税金負債（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号チ） Deferred tax expense arising from a re-measurement related to changes in the tax rate – Article 4.4.1 (d)		
(f) 翌期以後の税額控除の発生に伴い計上された繰延税金資産（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号リ） Deferred tax expense related to the generation and use of tax credits – Article 4.4.1 (e)		
(g) 特定繰延税金資産（Substitute Loss Carry Forward DTA or deemed Substitute Loss Carry Forward DTA – Article 4.4.1 (e)）		
(h) 当期に取り崩された不確実な税務処理に係る繰延税金資産若しくは繰延税金負債又は他の構成会社等若しくは共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ニ及びホ） Disallowed Accruals or Unclaimed Accruals paid during the fiscal year – Article 4.4.2 (a)		
(i) 当期に取り崩された取戻繰延税金負債（規則第 38 条の 28 第 3 項第 2 号イからハマまで） Recapture Deferred Tax Liability paid during the fiscal year – Article 4.4.2 (b)		
(j) 計上されなかった欠損の金額に係る繰延税金資産（規則第 38 条の 28 第 3 項第 3 号イ） Recognition of a loss Deferred Tax Asset not included in the financials – Article 4.4.2 (c)		
(k) 基準税率を下回る適用税率の引下げから生ずる繰延税金負債 Deferred tax expense adjustment resulting from a reduction to a tax rate – Article 4.6.2		
(l) 税率の引上げにより計上された繰延税金負債の取崩し（規則第 38 条の 28 第 3 項第 2 号ニ） Deferred tax expense adjustment resulting from an increase to a tax rate – Article 4.6.3		
(m) 特定多国籍企業グループ等に参加し、又は特定多国籍企業グループ等から離脱する構成会社等に係る調整（規則第 38 条の 28 第 3 項第 3 号ハ） (Constituent Entities joining and leaving an MNE Group – Article 6.2)		
(n) 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得金額等の計算の特例の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額（令第 155 条の 35 第 9 項） (Deferred tax expense of the UPE that is a Flow-through Entity – Article 7.1)		
(o) 配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等の適用を受ける場合における繰延対象租税額から除かれる金額（令第 155 条の 35 第 10 項） Deferred tax expense of the UPE that is subject to Deductible Dividend Regime – Article 7.2		
(p) 特定取引又は帳簿価額の変更があった場合における繰延税金資産又は繰延税金負債の調整（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ヌからワまで） Deferred tax adjustment resulting from transactions between Constituent Entities – Article 9.1.3		
4. 基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産に係る調整額（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ロ） Difference between deferred tax expense recorded at a lower tax rate than the Minimum Rate and recast at Minimum Rate		
5. 基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債に係る調整額（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号イ） Difference between the deferred tax expense recorded at a higher tax rate than the Minimum Rate and recast at Minimum Rate		
6. 繰延対象租税額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）		

3.2.4.3 構成会社等又は共同支配会社等ごとの特例の適用の選択に関する事項
(Constituent Entity elections (or elections that apply to a JV Group))

1. 特例の適用を選択する又は取りやめる構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) Constituent Entities (or member of JV Group) for which an election is made (TIN)			
2. 年次選択 Annual Elections	a. 連結除外構成会社等に関する適用免除基準等の適用 (令第 155 条の 55 第 3 項又は同条第 5 項及び第 6 項) Election to apply the Simplified Calculations for NMCEs (Simplified Calculations Safe Harbour)		
	b. 債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 28 第 1 項) Debt Release election (Article 3.2.1)		
	c. 5 対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されることが見込まれない部分に係る金額がある場合に係る特例 (規則第 38 条の 28 第 20 項) Unclaimed Accrual Election (Article 4.4.7)		
3. 5 年選択 Five-Year Elections		4. 選択年度 Election Year	5. 取りやめ年度 Revocation Year
	d. 除外会社等に関する特例 (法第 82 条の 3 第 1 項) Not treating an Entity as an Excluded Entity election (Article 1.5.3)		
	e. 一定の配当に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 27 第 1 項) Inclusion of all dividends with respect to Portfolio Shareholdings (Article 3.2.1(b))		
	f. 一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例 (令第 155 条の 26 第 1 項) Treating foreign exchange gains or losses attributable to hedging as an Excluded Equity Gain or Loss (Article 3.2.1(c))		
	g. 各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例 (令第 155 条の 17 第 1 項) Investment entity tax transparency election (Article 7.5)		
	h. 課税分配法 (各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例) (令第 155 条の 31 第 1 項) Taxable distribution method election (Article 7.6)		
	i. 総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債がある場合における繰延対象租税額の計算の特例 (規則第 38 条の 28 第 21 項) (Unclaimed Accrual Five-Year Election (Article 4.4.7))		
6. その他の選択 Other Elections	j. みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例 (規則第 38 条の 40) (GloBE Loss Election (Article 4.5.6))		

k. 資産等の時価評価課税が行われた場合の個別計算所得等の金額の計算の特例（令第155条の29）

Fair value election (Article 6.3.4)

1. 特例の適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号） Constituent Entities (members of JV Groups) for which the election is made (TIN)	2. 特定事実の生じた日の属する対象会計年度 Fiscal Year of the triggering event	3. 認識対象会計年度の選択（1期又は5期） Inclusion in the Fiscal Year of the triggering event as provided under Article 6.3.4 (c) (i) or 5-year inclusion (as provided under Article 6.3.4 (c) (ii))
---	---	---

3.2.4.4 国際海運業所得等の金額に関する事項（International shipping income exclusion）

(a) 国際海運業所得等の金額の計算に関する事項（International shipping income exclusion）

1. 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等（納税者番号）（CE or member of JV Group located in this jurisdiction (TIN))		
国際海運業所得等の金額 International shipping income	2. 当該会社等の行う国際海運業（Category）	
	3. 国際海運業に係る収益の額又は利益の額（Revenue）	[A]
	4. 国際海運業に係る費用の額又は損失の額（Costs）	[B]
	5. 国際海運業所得等の金額（International Shipping Income）	[C]=[A]-[B]
付随的国際海運業所得等の金額 Qualified Ancillary International Shipping Income	6. 当該会社等の行う付随的国際海運業（Category）	
	7. 付随的国際海運業に係る収益の額又は利益の額（Revenue）	[D]
	8. 付随的国際海運業に係る費用の額又は損失の額（Costs）	[E]
	9. 付随的国際海運業所得等の金額（Qualified Ancillary International Shipping Income）	[F]=[D]-[E]
実質ベース所得除外額への影響 Effect on substance-based income exclusion	10. 国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る特定費用の額 Payroll costs attributable to the excluded International Shipping Income or Qualified Ancillary International Shipping Income	
	11. 国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る特定資産の額 Carrying value of tangible assets used in the generation of the excluded International Shipping Income or Qualified Ancillary International Shipping Income	
対象租税の額 Covered taxes	12. 国際海運業所得等の金額又は付随的国際海運業所得等の金額に係る対象租税の額 Covered taxes attributable to the excluded International Shipping Income or Qualified Ancillary International Shipping Income	

**(b) 付随的国際海運業所得等の金額に係る所在地国ごとの限度額の計算に関する事項
(Jurisdictional cap for the qualified ancillary international shipping income exclusion)**

1. 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の国際海運業所得等の金額の合計額 Total International Shipping Income for all CEs (or members of JV Group)	[A]
2. 50%限度額 (50% cap)	50%×[A]
3. 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の付随的国際海運業所得等の金額の合計額 Total Qualified Ancillary International Shipping Income for all CEs (or members of JV Group)	[B]
4. 限度超過額 (マイナスの場合は0) (Excess of the cap if B exceeds 50% of A)	[B]-50%×[A]

**3.2.4.5 課税分配法 (各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例) の適用に係る事項 (該当する場合)
(Information for purposes of Article 7.6 (if applicable))**

課税分配法の選択 Taxable Distribution Method Election				
1. 適用を受ける適用株主等である構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) Constituent Entity-owner (or member of JV Group) for which an election is made (TIN)	2. 適用を受ける投資会社等である構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) Investment Entity for which the election is made (TIN)	3. 特定配当金額 Actual and deemed distributions of the Investment Entity's GloBE Income received by the Constituent Entity-owner	4. 特定対象租税金額 Local Creditable Tax Gross-up incurred by the Investment Entity	5. 未分配所得額を有する対象各種投資会社等の適用株主等の当該対象各種投資会社等に係る適用割合 Constituent Entity-owner's proportionate share of the Investment Entity's Undistributed Net GloBE Income

3.2.4.6 代用財務会計基準等に関する事項 (Other Accounting Standard)

1. 代用財務会計基準等により税引後当期純損益金額を計算する構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) Constituent Entity (or member of JV Group) with FANIL based on a different accounting standard (TIN)	2. 代用財務会計基準等の名称 Acceptable or Authorised Financial Accounting Standard

3.3 国際最低課税額の計算に関する事項 (Top-up Tax computation)

3.3.1 所在地国ごとの会社等別国際最低課税額の合計額の計算に関する事項 (Top-up Tax)

a. 基準税率から国別実効税率等を控除した割合 Top-up Tax Percentage	b. 実質ベース所得除外額 Substance-based Income Exclusion	c. 控除後国別グループ純所得の金額等 (マイナスの場合は0) Excess Profits	d. 再計算国別国際最低課税額等 Additional Current Top-up Tax	e. 自国内最低課税額に係る税の額 QDMTT payable	f. 会社等別国際最低課税額の合計額 (マイナスの場合は0) Top-up Tax
[A]=15% - 国別実効税率等 [A]=15% - ETR	[B]	[C] = 国別グループ純所得(損失)の金額等 - [B] [C] = Net GloBE Income or Loss - [B]	[D]	[E]	= [A] × [C] + [D] - [E]

3.3.2 実質ベース所得除外額の計算に関する事項 (該当する場合) (Computation of Substance-based Income Exclusion (if applicable))

3.3.2.1 実質ベース所得除外額の合計額に関する事項 (Total amount of the Substance Based Income Exclusion)

一定の給与等の額に係る除外額 Payroll carve-out		一定の有形資産等の額に係る除外額 Tangible Assets carve-out		合計 Total
1. 特定費用の額 Relevant Eligible Payroll Costs of Eligible Employees performing activities in the jurisdiction	2. 当該対象会計年度に適用される控除率 Application of relevant mark-up percentage for the Reporting Fiscal Year	3. 特定資産の額 Carrying value of relevant Eligible Tangible Assets located in the jurisdiction	4. 当該対象会計年度に適用される控除率 Application of relevant mark-up percentage for the Reporting Fiscal Year	5. 実質ベース所得除外額 Substance-based Income Exclusion
[A]	[B]	[C]	[D]	[E] = [A] × [B] + [C] × [D]

3.3.2.2 実質ベース所得除外額の恒久的施設等への配分に関する事項

(Allocation of Eligible Payroll Costs and carrying value of Eligible Tangible Assets to Permanent Establishments for purposes of the Substance Based Income Exclusion)

1. 適格支払給与 Relevant Eligible Payroll Costs	2. 適格有形資産の簿価 Carrying value of relevant Eligible Tangible Assets	3. 恒久的施設等の所在地国 Jurisdiction of PEs	4. 恒久的施設等に配分される適格給与 Relevant Eligible Payroll Costs allocated to PEs	5. 恒久的施設等に配分される適格有形資産の簿価 Carrying value of relevant Eligible Tangible Assets allocated to PEs

3.3.2.3 導管会社等の実質ベース所得除外額の配分に関する事項

(Allocation of Eligible Payroll Costs and carrying value of Eligible Tangible Assets of a Flow-through Entity for purposes of the Substance Based Income Exclusion)

1. 適格支払給与 Relevant Eligible Payroll Costs	2. 適格有形資産の簿価 Carrying value of relevant Eligible Tangible Assets	3. 被分配会社等の所在地国 Jurisdiction of CE owners (or members of JV Group)	4. 被分配会社等に配分される適格支払給与の額（又は適用除外額） Relevant Eligible Payroll Costs allocated to CE owner (or excluded)	5. 被分配会社等に配分される適格有形資産の簿価（又は適用除外額） Carrying value of relevant Eligible Tangible Assets allocated to CE owner (or excluded)

3.3.3 再計算国際最低課税額に関する事項 (Additional Current Top-up Tax)

3.3.3.1 再計算国別国際最低課税額等に関する事項 (Additional Current Top-up Tax for purposes other than Article 4.1.5)

1. 関連規定 Relevant Articles	2. 過去対象会計年度 Relevant year	3. この報告前の報告及び再計算による報告 As previously reported or recalculated	4. 国別グループ純所得（損失）の金額 Net GloBE Income / Loss	5. 国別調整後対象租税額等 Adjusted Covered Taxes	6. 国別実効税率等 ETR	7. 控除後国別グループ純所得の金額等 Excess Profit	8. 基準税率から国別実効税率等を控除した割合 Top-up Tax Percentage	9. 当期国別国際最低課税額 Top-up Tax	10. 再計算国別国際最低課税額等 Additional Current Top-up Tax
	過去対象会計年度 X Prior Fiscal Year X	a. この報告前 Previously Reported							
		b. 再計算 Recalculated							

3.3.3.2 永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項

(Additional Current Top-up Tax for purposes of Article 4.1.5)

1. 国別調整後対象租税額等が0を下回る場合のその下回る額 (Adjusted Covered Taxes for the jurisdiction (if negative))	[A]
2. 国別グループ純損失の金額 (GloBE Loss for the Jurisdiction)	[B]
3. 特定国別調整後対象租税額等 (Expected Adjusted Covered Taxes)	[C]=[B]×15%
4. 永久差異調整に係る国別国際最低課税額 (Additional Current Top-up Tax)	[D]=[C]-[A]

3.3.4 自国内最低課税額に係る税に関する事項 (QDMTT)

1. 所在地国等財務会計基準の名称 (Financial Accounting Standard)			
2. 自国内最低課税額に係る税の額 (QDMTT amount payable)			
3. 自国内最低課税額に係る税の計算における基準税率に相当するもの (15%を上回る場合) QDMTT Minimum Rate (if higher than 15%)			
4. 国別実効税率等の計算の単位 (各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税と異なる場合) Basis for the blending of income and taxes (if different from the GloBE Rules)			
5. 使用通貨 (最終親会社等の連結等財務諸表における表示通貨と異なる場合) Currency used (if different from CFS presentation currency)			
6. 連結等財務諸表表示通貨の選択の特例 Five-year election to use the CFS presentation currency or the local currency	a. 使用通貨 Currency	b. 選択年度 Election Year	c. 取りやめ年度 Revocation Year
7. 実質ベース所得除外額は控除可能か (SBIE available?)	はい/いいえ (Yes/No)		
8. 収入金額等に係る適用免除基準は適用可能か (De-minimis available?)	はい/いいえ (Yes/No)		

3.4 会社等別国際最低課税額の配分及び帰属に関する事項 (該当する場合) (Top-up Tax allocation and attribution (if any))

3.4.1 所在地国ごとの国際最低課税額の計算に関する事項 (Application of the IIR in respect of this jurisdiction)

1. 会社等別国際最低課税額を有する会社等 Group Entity allocated Top-up Tax	a. 構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) (LTCE or member of JV Group (TIN))		
	b. 個別計算所得金額 (GloBE Income of the LTCE or member of JV Group)	[A]	
	c. 会社等別国際最低課税額 (Top-up Tax of the Low-Taxed CE or the member of the JV Group)	[C] = [T] × [A]/[A+B+etc]	
2. 各対象会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税を課することとされる親会社等 Parent Entities required to apply a QIIR	a. 親会社等 (納税者番号) (Parent Entity (TIN))	[Parent Entity 1]	
	b. 親会社等の所在地国 (Parent Entity Jurisdiction)	Jurisdiction B	
	c. 非支配株主帰属額とされる金額 The amount of GloBE Income attributable to Ownership Interests held by other owners	[D]	
	d. 帰属割合等 (Parent Entity's Inclusion Ratio)	[F]=[A]-[D]/[A]	

3. 国際最低課税額 IIR Top-up Tax	a. 控除前国際最低課税額 (Parent Entity's Allocable Share of the Top-up Tax)	[G]=[C]×[F]	
	b. [G]のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額 (IIR Offset)	[H]	
	c. 国際最低課税額 (Top-up Tax payable by Parent Entity)	[I]=[G]-[H]	

3.4.2 国別グループ国際最低課税残余額に関する事項 (Total UTPR Top-up Tax amount in respect of this Jurisdiction)

1. グループ国際最低課税残余額の計算の基礎となる金額を有する構成会社等又は共同支配会社等 (納税者番号) LTCE (or member of JV Group) for which Article 2.5.2 does not apply (TIN)	
2. グループ国際最低課税残余額の計算の基礎となる金額 Top-up Tax taken into account for Article 2.5.1	
3. 国別グループ国際最低課税残余額 Total UTPR Top-up Tax Amount in respect of this jurisdiction	

3.4.3 グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項 (Attribution of Top-up Tax under the UTPR)

1. 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等を課することとしている国又は地域 UTPR Jurisdictions	2. 前期から繰り越されたグループ国際最低課税残余額 UTPR Top-up Tax carry-forward	3. 従業員等の数 Number of Employees	4. 有形資産の額 Net Book Value of Tangible Assets	5. グループ国際最低課税残余額配分割合 UTPR Percentage	6. 配分後のグループ国際最低課税残余額 UTPR Top-up Tax Amount attributed for the Reporting Fiscal Year	7. 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等を課することとしている国又は地域の構成会社等に生ずる負担額 Additional cash tax expense incurred by CEs in UTPR jurisdiction	8. 翌期に繰り越されるグループ国際最低課税残余額 UTPR Top-up tax left to be carried forward
合計 Total							

Ⅲ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領

第1 定義関係

この記載要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 対象会計年度 法人税法（以下「法」といいます。）第15条の2（対象会計年度の意義）に規定する対象会計年度をいいます。
- (2) 連結等財務諸表 法第82条第1号（定義）に規定する連結等財務諸表をいいます。
- (3) 会社等 法第82条第1号ハに規定する会社等をいいます。
- (4) 特定多国籍企業グループ等 法第82条第4号に規定する特定多国籍企業グループ等をいいます。
- (5) 導管会社等 法第82条第5号に規定する導管会社等をいいます。
- (6) 収入等 法第82条第5号に規定する収入等をいいます。
- (7) 設立国 法第82条第5号イに規定する設立国をいいます。
- (8) 恒久的施設等 法第82条第6号に規定する恒久的施設等をいいます。
- (9) 所在地国 法第82条第7号に規定する所在地国をいいます。
- (10) 所有持分 法第82条第8号に規定する所有持分をいいます。
- (11) 最終親会社等 法第82条第10号に規定する最終親会社等をいいます。
- (12) 中間親会社等 法第82条第11号に規定する中間親会社等をいいます。
- (13) 被部分保有親会社等 法第82条第12号に規定する被部分保有親会社等をいいます。
- (14) 構成会社等 法第82条第13号に規定する構成会社等をいいます。
- (15) 除外会社等 法第82条第14号に規定する除外会社等をいいます。
- (16) 政府関係会社等 法第82条第14号イに規定する政府関係会社等をいいます。
- (17) 国際機関関係会社等 法第82条第14号ロに規定する国際機関関係会社等をいいます。
- (18) 非営利会社等 法第82条第14号ハに規定する非営利会社等をいいます。
- (19) 年金基金 法第82条第14号ニに規定する年金基金をいいます。
- (20) 共同支配会社等 法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。
- (21) 共同支配親会社等 法第82条第15号イに掲げる共同支配会社等をいいます。
- (22) 各種投資会社等 法第82条第16号に規定する各種投資会社等をいいます。
- (23) 投資会社等 法第82条第16号イに規定する投資会社等をいいます。
- (24) 不動産投資会社等 法第82条第16号ロに規定する不動産投資会社等をいいます。
- (25) 保険投資会社等 法第82条第16号ニに規定する保険投資会社等をいいます。
- (26) 無国籍構成会社等 法第82条第18号に規定する無国籍構成会社等をいいます。
- (27) 被少数保有構成会社等 法第82条第19号に規定する被少数保有構成会社等をいいます。
- (28) 被少数保有親構成会社等 法第82条第20号に規定する被少数保有親構成会社等をいいます。
- (29) 被少数保有子構成会社等 法第82条第21号に規定する被少数保有子構成会社等をいいます。
- (30) 無国籍共同支配会社等 法第82条第22号に規定する無国籍共同支配会社等をいいます。
- (31) 被少数保有親共同支配会社等 法第82条第24号に規定する被少数保有親共同支配会社等をいいます。
- (32) 被少数保有子共同支配会社等 法第82条第25号に規定する被少数保有子共同支配会社等をいいます。
- (33) 個別計算所得等の金額 法第82条第26号に規定する個別計算所得等の金額をいいます。
- (34) 当期純損益金額 法第82条第26号に規定する当期純損益金額をいいます。
- (35) 個別計算所得金額 法第82条第27号に規定する個別計算所得金額をいいます。
- (36) 個別計算損失金額 法第82条第28号に規定する個別計算損失金額をいいます。
- (37) 調整後対象租税額 法第82条第30号に規定する調整後対象租税額をいいます。
- (38) 自国内最低課税額に係る税 法第82条第31号に規定する自国内最低課税額に係る税をいいます。

- (39) 特定多国籍企業グループ等報告事項等 法第 82 条第 32 号に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいいます。
- (40) 国際最低課税額 法第 82 条の 2 第 1 項（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額をいいます。
- (41) 会社等別国際最低課税額 法第 82 条の 2 第 1 項に規定する会社等別国際最低課税額をいいます。
- (42) 構成会社等に係るグループ国際最低課税額 法第 82 条の 2 第 2 項に規定する構成会社等に係るグループ国際最低課税額をいいます。
- (43) 基準税率 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する基準税率をいいます。
- (44) 過去対象会計年度 法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する過去対象会計年度をいいます。
- (45) 連結除外構成会社等 法第 82 条の 2 第 8 項に規定する連結除外構成会社等をいいます。
- (46) 移行対象会計年度 法人税法施行令（以下「令」といいます。）第 155 条の 3 第 2 項第 11 号（定義）に規定する移行対象会計年度をいいます。
- (47) 税引後当期純損益金額 令第 155 条の 16 第 1 項第 1 号（当期純損益金額）に規定する税引後当期純損益金額をいいます。
- (48) 恒久的施設等純損益金額 令第 155 条の 16 第 1 項第 2 号イに規定する恒久的施設等純損益金額をいいます。
- (49) 代用財務会計基準 令第 155 条の 16 第 2 項に規定する代用財務会計基準をいいます。
- (50) 加算調整額 令第 155 条の 18 第 2 項（個別計算所得等の金額の計算）に規定する加算調整額をいいます。
- (51) 減算調整額 令第 155 条の 18 第 3 項に規定する減算調整額をいいます。
- (52) 当期対象租税額 令第 155 条の 35 第 1 項第 1 号（調整後対象租税額の計算）に規定する当期対象租税額をいいます。
- (53) 法人税等調整額 令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号に規定する法人税等調整額をいいます。
- (54) 特定費用 令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用をいいます。
- (55) 特定資産 令第 155 条の 38 第 1 項第 2 号に規定する特定資産をいいます。
- (56) 繰延みなし分配税額 法人税法施行規則（以下「規則」といいます。）第 38 条の 41 第 4 項（適格分配時課税制度を有する所在地国に係る国別調整後対象租税額等の計算の特例）に規定する繰延みなし分配税額をいいます。
- (57) 指定提供内国法人 規則第 68 条第 6 項第 3 号（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）に規定する指定提供内国法人をいいます。
- (58) 国別報告事項 租税特別措置法第 66 条の 4 の 4 第 1 項（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）に規定する国別報告事項をいいます。

第2 各欄の記載方法

この特定多国籍企業グループ等報告事項等は、規則第 68 条第 4 項の規定に基づき英語で記載します。マイナスの数値を記載する場合には、括弧を付して記載してください。また、各欄の記載は、次によります。

なお、この記載要領の付番は、上記Ⅱに掲げる各表の付番に従います。

1 特定多国籍企業グループ等に関する事項

次の各表は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人（その所在地が我が国でないものを除きます。）が法第 150 条の 3 第 1 項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定により同項第 1 号イに定める事項を提供する場合に記載します。

※ すなわち、同項の規定により特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しようとする内国法人は、その内国法人が最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等であるかどうかにかかわらず、表 1.1 から表 1.4 までを必ず記載する必要があります。

(1) 表 1.1 提供法人に関する事項

この表には、この特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人（以下(1)において「提供法人」といいます。）に関する事項を記載します。

なお、1.1.1 欄に“Yes”と記載する場合には、1.1.2 欄から 1.1.5 欄までを記載する必要はありません。

1.1.1 提供法人が最終親会社等である場合には“Yes”と、最終親会社等でない場合には“No”と記載します。

1.1.2 提供法人の名称を記載します。

1.1.3 提供法人の法人番号を記載します。

1.1.4 提供法人が次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 指定提供内国法人……Designated Filing Entity

ロ 法第 150 条の 3 第 1 項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供するものとされた法人……Designated Local Entity

ハ イ及びロのいずれにも該当しない法人……Constituent Entity

1.1.5 我が国の名称を記載します。

1.1.6 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地が我が国であるものを除きます。）が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令における法第 150 条の 3 第 3 項の規定に相当する規定の適用を受ける場合に、当該構成会社等がその適用を受けるために我が国が特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供すべき国又は地域の名称を記載します。

※ 上記の「法第 150 条の 3 第 3 項の規定に相当する規定の適用を受ける場合」とは、いわゆるセントラルファイリングの適用を受ける場合です。

(2) 表 1.2.1 特定多国籍企業グループ等及び対象会計年度に関する事項

1.2.1.1 特定多国籍企業グループ等の名称を記載します。

1.2.1.2 当該対象会計年度の開始の日を記載します。

1.2.1.3 当該対象会計年度の終了の日を記載します。

1.2.1.4 この特定多国籍企業グループ等報告事項等が既に提供済のものを修正するものである場合には“Yes”と、修正するものでない場合には“No”と記載します。

(3) 表 1.2.2 特定多国籍企業グループ等の会計処理及び計算書類に関する事項

1.2.2.1 最終親会社等の連結等財務諸表が次に掲げる計算書類のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 特定財務会計基準（法第 82 条第 1 号イに規定する特定財務会計基準をいいます。以下 **1.2.2.1**において同じです。）に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類……(a)

ロ 特定財務会計基準に従って会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類（法第 82 条第 2 号ロに掲げる会社等に係る計算書類に限ります。）……(b)

ハ 適格財務会計基準（法第 82 条第 1 号イに規定する適格財務会計基準をいいます。以下 1.2.2.1 に於いて同じです。）に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類又は適格財務会計基準に従って会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類……(c)

ニ イからハまでに掲げる計算書類が作成されていない企業集団又は会社等につき、特定財務会計基準若しくは適格財務会計基準に従って当該企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類又は特定財務会計基準若しくは適格財務会計基準に従って当該会社等の暦年の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類……(d)

1.2.2.2 最終親会社等の連結等財務諸表において適用している会計処理の基準の名称を記載します。

1.2.2.3 最終親会社等の連結等財務諸表における表示通貨の種類を記載します。

(4) 表 1.3.1 最終親会社等に関する事項

この表には、当該対象会計年度終了の日における情報を記載します。

当該特定多国籍企業グループ等に最終親会社等が複数ある場合には、最終親会社等ごとにこの表を記載します。

なお、最終親会社等が除外会社等に該当する場合には、1.3.1.1 欄及び 1.3.1.2 欄を記載する必要はありません。

1.3.1.1 最終親会社等の所在地国の名称を記載します。

1.3.1.2 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（ロに掲げる場合を除きます。）……“(i) QIIR applicable to Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions only”と記載します。

ロ 最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し税（当該最終親会社等の所在地国以外の国又は地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額及び当該最終親会社等の所在地国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の両方を計算の基礎とするものに限ります。）を課することとされている場合……“(ii) QIIR applicable to both Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions and in the jurisdiction of the Parent Entity”と記載します。

ハ 最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合……“(iii) QUTPR”と記載します。

ニ 最終親会社等の所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合……“(iv) QDMTT”と記載します。

ホ イからニまでのいずれにも該当しない場合……この欄を記載する必要はありません。

※1 例えば、我が国は、令和 8 年 4 月 1 日前に開始する対象会計年度については、イのみ該当します。

※2 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

1.3.1.3 最終親会社等の名称を記載します。

1.3.1.4 最終親会社等の納税者番号（その所在地国における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。）を記載します。

※ 上記の「納税者番号」とは、例えば我が国を所在地国とする会社等については、法人番号がこれに該当します。

1.3.1.5 1.3.1.4 欄に法人番号以外のものを記載する場合において、最終親会社等が法人番号を有するときに、その有する法人番号を記載します。

1.3.1.6 最終親会社等が次に掲げる会社等のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 構成会社等……Constituent Entity

ロ 導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。）……Flow-Through Entity - Tax Transparent

ハ 導管会社等（ロに掲げる導管会社等を除きます。）……Flow-Through Entity - Reverse Hybrid

ニ 令第155条の35第3項第5号イに掲げる会社等……Hybrid Entity

ホ 主たる会社等（その当期純利益金額又は当期純損失金額に恒久的施設等の当期純利益金額又は当期純損失金額を含む会社等をいいます。以下同じです。）……Main Entity

ヘ 投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等……Investment Entity

ト 保険投資会社等……Insurance Investment Entity

チ 除外会社等……Excluded Entity

※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

1.3.1.7 最終親会社等が除外会社等に該当する場合に、最終親会社等が次に掲げる会社等のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 政府関係会社等……a Governmental Entity

ロ 国際機関関係会社等……an International Organisation

ハ 非営利会社等……a Non-profit Organisation

ニ 年金基金……a Pension Fund

ホ 投資会社等……an Investment Fund that is the UPE

ヘ 不動産投資会社等……a Real Estate Investment Vehicle that is the UPE

1.3.1.8 最終親会社等が2021年12月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において承認されたモデルルール（Global Anti-Base Erosion Model Rules）（以下「モデルルール」といいます。）第10.3.5条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとされる場合に、当該相当する税を課することとする国又は地域の名称を記載します。

(5) 表1.3.2.1 構成会社等及び共同支配会社等に関する事項

この表には、当該対象会計年度の終了の日における情報を記載します。

なお、1.3.2.1.1 欄に“No”と記載する場合には、1.3.2.1.2 欄から1.3.2.1.16 欄までを記載する必要はありません。

1.3.2.1.1 当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等（最終親会社等を除きます。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る全ての共同支配会社等に係る1.3.2.1.2 欄から1.3.2.1.16 欄までに記載すべき事項について、過去対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のこれらの欄に記載した事項又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当する事項（法第150条の3第3項の規定の適用がある場合に限ります。）のうち、最も新しいものから変更がある場合（過去対象会計年度においてこれらの事項の提供がない場合を含みます。）には“Yes”と、変更がない場合には“No”と記載します。

※ 当該対象会計年度の終了の日において判定します。

1.3.2.1.2 当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（最終親会社等を除きます。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

1.3.2.1.3 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（ロに掲げる場合を除きます。）……“(i) QIIR applicable to Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions only”と記載します。

ロ 1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等及び被部分保有親会社等に対し税（当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国以外の国若しくは地域を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額及び当該最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の両方を計算の基礎とするものに限り。）を課することとされている場合……“(ii) QIIR applicable to both Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions and in the jurisdiction of the Parent Entity”と記載します。

ハ 1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合……“(iii) QUTPR”と記載します。

ニ 1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国の租税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合……“(iv) QDMTT”と記載します。

ホ イからニまでのいずれにも該当しない場合……この欄を記載する必要はありません。

※1 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

※2 例えば、ある国又は地域の租税に関する法令において各種投資会社等については自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合において、当該国又は地域につき 1.3.2.1.4 欄に各種投資会社等に該当する会社等及び各種投資会社等に該当しない会社等の両方を記載するときは、各種投資会社等に該当する会社等はニに掲げる場合に該当しないこととなりますので、両方の会社等についてそれぞれこの欄を記載します。1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国を所在地国とする全ての構成会社等及び共同支配会社等が同一の区分に該当する場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の数にかかわらず、当該所在地国ごとに1度のみ記載します。

1.3.2.1.4 1.3.2.1.2 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の名称を当該所在地国ごとに記載します。

1.3.2.1.5 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号（その所在地国（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、設立国）における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。以下同じです。）を記載します。

※ 上記の「納税者番号」とは、例えば我が国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等については、法人番号がこれに該当します。

1.3.2.1.6 1.3.2.1.5 欄に法人番号以外のものを記載する場合において、1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が法人番号を有するときに、その有する法人番号を記載します。

1.3.2.1.7 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに、当該構成会社等又は共同支配会社等が次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 構成会社等……Constituent Entity

ロ 導管会社等（当該導管会社等の収入等が、当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令において、その構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限ります。）……Flow-Through Entity - Tax Transparent

ハ 導管会社等（ロに該当するものを除きます。）……Flow-Through Entity - Reverse Hybrid

ニ 令第155条の35第3項第5号イに掲げる会社等……Hybrid Entity

ホ 恒久的施設等……Permanent Establishment

ヘ 主たる会社等……Main Entity

ト 被少数保有親構成会社等……Minority-Owned Parent Entity

チ 被少数保有子構成会社等……Minority-Owned Subsidiary

リ 被少数保有構成会社等……Minority-Owned Constituent Entity

ヌ 投資会社等、不動産投資会社等又は法第82条第16号ハに掲げる会社等……Investment Entity

ル 保険投資会社等……Insurance Investment Entity

ヲ 規則第38条の43第4項第4号（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）（規則第38条の45第1項（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する場合を含みます。）に規定する特定目的会社等……Securitisation Entity

ワ 共同支配親会社等……Joint Venture (JV)

カ 共同支配親会社等に係る共同支配会社等……JV Subsidiary

コ 連結除外構成会社等……Non-Material Constituent Entity

※1 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

※2 当該構成会社等又は共同支配会社等の構成員によって異なる区分に該当することとなる場合には、表1.3.2.1をその異なる区分ごとに列を分けて記載します。例えば、導管会社等の収入等について当該導管会社等の一部の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令においてのみその構成員の収入等として取り扱われる場合には、当該導管会社等については、ロに該当するものとハに該当するものの2つがあるものとして、それぞれ列を分けて記載してください。

1.3.2.1.8 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 最終親会社等が1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等（最終親会社等を除きます。以下**1.3.2.1.8**において同じです。）若しくは非グループ会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のいずれにも該当しない会社等をいいます。以下同じです。）を通じて間接に有する場合……UPE

ロ 構成会社等（最終親会社等を除きます。）が1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合……Constituent Entities

ハ 共同支配親会社等が1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合……Joint Ventures

ニ 共同支配親会社等に係る共同支配会社等が1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合……JV Subsidiaries

ホ 除外会社等が 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する場合……Excluded Entities (aggregate)

ヘ 非グループ会社等が 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接に有する場合……Non-Group members (aggregate)

※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。また、同一の区分（ホ及びヘに掲げる場合の区分を除きます。）に該当するものが複数ある場合には、それぞれ別に記載します。

1.3.2.1.9 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所有持分を直接又は除外会社等（最終親会社等を除きます。）若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する他の会社等（非グループ会社等を除きます。）の納税者番号を 1.3.2.1.8 欄に記載する会社等ごとに記載します。

※ 最終親会社等でない除外会社等は、納税者番号を記載する必要はありません。

1.3.2.1.10 1.3.2.1.8 欄に記載する会社等（以下 **1.3.2.1.10** において「他の会社等」といいます。）の 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等（以下 **1.3.2.1.10** において「記載対象会社等」といいます。）に係る持分割合（イ及びロに掲げる割合の合計割合をいいます。以下 **1.3.2.1.10** において同じです。）を当該他の会社等ごとに記載します。

イ 当該他の会社等の記載対象会社等に係る請求権割合（令第 155 条の 12 第 2 項（共同支配会社等の範囲）に規定する請求権割合をいいます。以下(5)において同じです。)

ロ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める割合の合計割合）

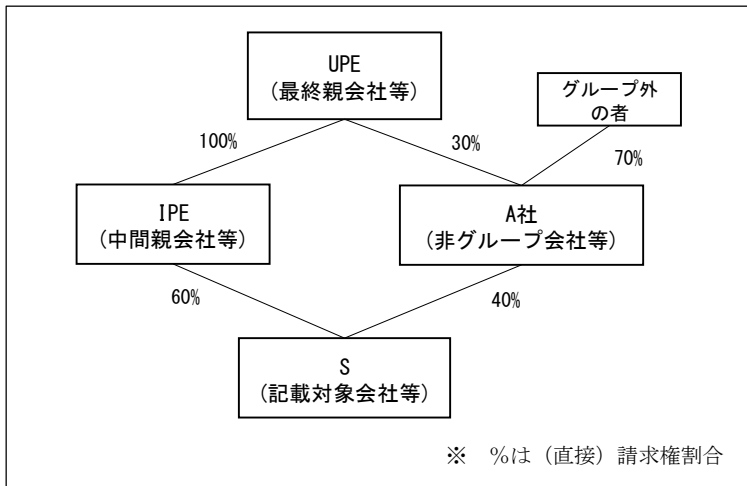
(イ) 記載対象会社等の所有持分を有する除外会社等（最終親会社等を除きます。以下 **1.3.2.1.10** において同じです。）又は非グループ会社等に対する所有持分の全部又は一部を当該他の会社等（非グループ会社等を除きます。以下ロにおいて同じです。）が有する場合……当該他の会社等の当該除外会社等又は非グループ会社等に係る請求権割合に当該除外会社等又は非グループ会社等の当該記載対象会社等に係る請求権割合を乗じて計算した割合（当該除外会社等又は非グループ会社等が 2 以上ある場合には、当該 2 以上の除外会社等又は非グループ会社等につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

(ロ) 記載対象会社等と被保有除外会社等（その所有持分の全部又は一部を当該他の会社等が有する除外会社等又は非グループ会社等を含みます。以下(ロ)において同じです。）との間に 1 又は 2 以上の会社等（除外会社等又は非グループ会社等に限りません。以下(ロ)において「介在除外会社等」といいます。）が介在している場合であって、当該他の会社等、当該被保有除外会社等、介在除外会社等及び当該記載対象会社等が所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合……当該他の会社等の当該被保有除外会社等に係る請求権割合、当該被保有除外会社等の介在除外会社等に係る請求権割合、介在除外会社等の他の介在除外会社等に係る請求権割合及び介在除外会社等の当該記載対象会社等に係る請求権割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が 2 以上ある場合には、当該 2 以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

※ 1 1.3.2.1.8 欄に“Excluded Entities (aggregate)”又は“Non-Group members (aggregate)”と記載する場合には、除外会社等の当該記載対象会社等に係る持分割合を合計した割合又は非グループ会社等の当該記載対象会社等に係る持分割合を合計した割合をそれぞれ記載します。ただし、当該持分割合のうち他の会社等（除外会社等及び非グループ会社等を除きます。）の当該記載対象会社等に係る持分割合に含まれるものがある場合には、その含まれる部分を控除した持分割合を合計した割合を記載します。

※ 2 例えば、次のような場合には、1.3.2.1.4 欄及び 1.3.2.1.8 欄からこの欄までは、次のように記載します。

【例 1】



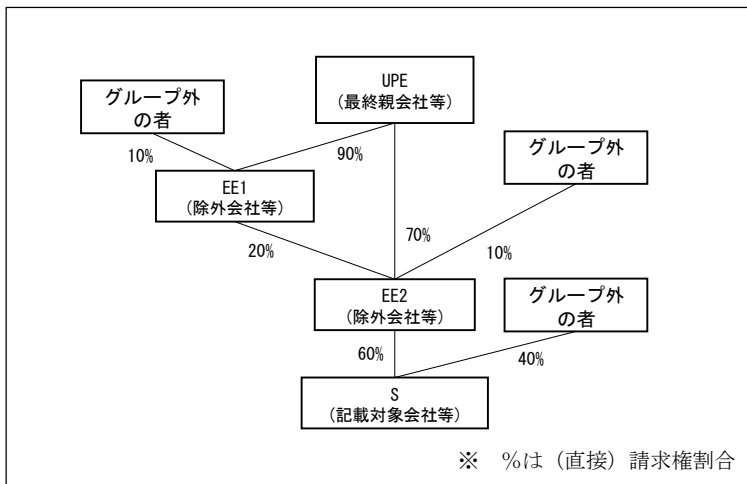
1.3.2.1 構成会社等及び共同支配会社等に関する事項
(Constituent Entities and members of JV Groups)

4. 構成会社等又は共同支配会社等の名称 (Name of Constituent Entity, JV or JV Subsidiary)		S	S	S
構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する会社等ごとに、 For each entity holding Ownership interests in the Constituent Entity, JV or JV Subsidiary:	8.	UPE	Constituent Entity	Non-Group members (aggregate)
8. 類型 (Type)	9.	xxxx	xxxx	—
9. 納税者番号 (構成会社等又は共同支配会社等である場合) (TIN (for CEs or members of JV Groups))	10.	12.00 (※1)	60.00	28.00 (※2)
10. 持分割合 (単位: %) (Ownership interest held (percentage))				

※1 非グループ会社等を通じて有する間接請求権割合 $30\% \times 40\% = 12\%$

※2 直接請求権割合 (40%) - UPE の間接請求権割合に含まれる部分 (12%) = 28%

【例2】



1.3.2.1 構成会社等及び共同支配会社等に関する事項
(Constituent Entities and members of JV Groups)

4. 構成会社等又は共同支配会社等の名称 (Name of Constituent Entity, JV or JV Subsidiary)		S	S	S
構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する会社等ごとに、	8.	UPE	Excluded Entities (aggregate)	Non-Group members (aggregate)

For each entity holding Ownership interests in the Constituent Entity, JV or JV Subsidiary:	9.	xxxx	—	—
8. 類型 (Type)				
9. 納税者番号 (構成会社等又は共同支配会社等である場合) (TIN (for CEs or members of JV Groups))	10.	52.80 (※1)	7.20 (※2)	40.00
10. 持分割合 (単位: %) (Ownership interest held (percentage))				

※1 除外会社等 (EE1 及び EE2) を通じて有する間接請求権割合 $(90\% \times 20\% \times 60\%) + (70\% \times 60\%) = 52.8\%$

※2 EE1: 間接請求権割合 $(20\% \times 60\% = 12\%)$ - UPE の間接請求権割合に含まれる部分

$(90\% \times 20\% \times 60\% = 10.8\%) = 1.2\%$

EE2: 直接請求権割合 (60%) - UPE の間接請求権割合に含まれる部分 (52.8%)

- EE1 の間接請求権割合に含まれる部分 $(1.2\%) = 6\%$

除外会社等の持分割合の合計: $1.2\% + 6\% = 7.2\%$

※3 記載対象会社等が恒久的施設等に該当する場合には、この欄は“100”と記載します。

1.3.2.1.11 1.3.2.1.3 欄に“(i) QIIR applicable to Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions only”又は“(ii) QIIR applicable to both Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions and in the jurisdiction of the Parent Entity”と記載する場合に、1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等 (恒久的施設等を除きます。) が次に掲げる会社等のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

イ 被部分保有親会社等 (ハに該当するものを除きます。) …… “POPE” と記載します。

ロ 中間親会社等 (ハに該当するものを除きます。) …… “Intermediate Parent Entity” と記載します。

ハ モデルルール第 10.3.5 条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる被部分保有親会社等又は中間親会社等 …… “Parent Entity required to apply a QIIR under Art. 10.3.5” と記載します。

ニ イからハまでに掲げる会社等のいずれにも該当しない会社等 …… この欄を記載する必要はありません。

1.3.2.1.12 1.3.2.1.11 欄に “Intermediate Parent Entity” と記載する場合において、最終親会社等又は 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等に対する支配持分 (法第 82 条第 9 号に規定する支配持分をいいます。) を直接若しくは間接に有する中間親会社等が当該対象会計年度において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等 (各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税をいいます。以下同じです。) を課することとされるときに、当該最終親会社等又は当該中間親会社等の納税者番号を記載します。

1.3.2.1.13 1.3.2.1.11 欄に “POPE” と記載する場合において、当該対象会計年度において各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる他の被部分保有親会社等が 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等の持分の全部を直接又は間接に有するときに、当該他の被部分保有親会社等の納税者番号を記載します。

1.3.2.1.14~1.3.2.1.16 1.3.2.1.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の属するサブグループに対して各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税の課税権を有する国又は地域がない場合には、1.3.2.1.14 欄から 1.3.2.1.16 欄までを記載する必要はありません。

※1 上記の「サブグループ」とは、国別実効税率等 (法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ (3) に規定する国別実効税率、同条第 4 項第 1 号イ (3) に規定する国別実効税率、同条第 2 項第 4 号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第 4 項第 4 号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率をいいます。以下同じです。) を計算する際に、同条第 2 項から第 5 項までの規定によりその計算の単位とされるグループをいいます。以下同じです。

※2 ある国又は地域が当該サブグループに対して課税権を有するかどうかについては、1.4.4 の※1 及び※2 を参照してください。

1.3.2.1.14 当該対象会計年度に係る外国における各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税の計算において、令和8年新法人税法（所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下「令和7年改正法」といいます。）第2条の規定（令和7年改正法附則第1条第3号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限り、）による改正後の法人税法をいいます。以下同じです。）第82条の11第3項（国際最低課税残余額）の規定に相当する規定又はモデルルール第9.3.5.a条に相当する規定の適用を受ける場合には“**Yes**”と、そうでない場合には“**No**”と記載します。

1.3.2.1.15 次によります。

イ この欄には、1.3.2.1.4欄に記載する構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する所有持分の合計が当該構成会社等の所有持分の全部のうちを占める割合をパーセント単位で記載します。当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等がない場合には“**0**”と記載します。当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する所有持分の合計の計算に当たっては、当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等又は被部分保有親会社等のうち当該構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる他の中間親会社等又は被部分保有親会社等を通じて当該構成会社等に対する所有持分を間接に有するものがある場合には、当該構成会社等に対する所有持分は重複しないように計算してください。

ロ この欄には、1.3.2.1.4欄に記載する共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等の法第82条の2第1項第3号イ若しくはロ又は第4号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗すべき割合を乗じて計算した金額の合計額が当該会社等別国際最低課税額のうちを占める割合をパーセント単位で記載します。当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等がない場合には“**0**”と記載します。当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等及び被部分保有親会社等の当該乗すべき割合を乗じて計算した金額の合計額は、重複しないように計算してください。

1.3.2.1.16 1.3.2.1.4欄に記載する構成会社等について令和8年新法人税法第82条の11第2項第1号イ又はロに掲げる場合に相当する場合のいずれにも該当しない場合又は1.3.2.1.4欄に記載する共同支配会社等について同項第2号イ及びロに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額に満たない場合には“**Yes**”と、そうでない場合には“**No**”と記載します。

1.3.2.1.15・16 最終親会社等が1.3.2.1.4欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等（当該最終親会社等と所在地国を同じくする構成会社等又は共同支配会社等を含みます。）に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされている場合には、これらの欄を記載する必要はありません。この場合以外の場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる中間親会社等又は被部分保有親会社等が当該構成会社等又は共同支配会社等の所有持分の全部を直接又は間接に有しない場合にのみ、これらの欄を記載してください。

(6) 表1.3.2.2 除外会社等に関する事項

この表には、当該対象会計年度終了の日における情報を記載します。

なお、1.3.2.2.1 欄に “No” と記載する場合には、1.3.2.2.2 欄及び 1.3.2.2.3 欄を記載する必要はありません。

1.3.2.2.1 1.3.2.1.3 欄、1.3.2.2.2 欄及び 1.3.2.2.3 欄について、過去対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のこれらの欄に記載した事項又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当する事項（法第 150 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合に限り。）のうち、最も新しいものから変更がある場合（過去対象会計年度においてこれらの事項の提供がない場合を含みます。）には “Yes” と、変更がない場合には “No” と記載します。

※ 当該対象会計年度の終了の日において判定します。

1.3.2.2.2 当該特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等の名称を記載します。

1.3.2.2.3 1.3.2.2.2 欄に記載する除外会社等が次に掲げる会社等のいずれに該当するかかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 政府関係会社等……a Governmental Entity

ロ 国際機関関係会社等……an International Organisation

ハ 非営利会社等……a Non-profit Organisation

ニ 年金基金……a Pension Fund

ホ 最終親会社等である投資会社等……an Investment Fund that is the UPE

ヘ 最終親会社等である不動産投資会社等……a Real Estate Investment Vehicle that is the UPE

ト 規則第 38 条の 10 第 5 項第 1 号（除外会社等の範囲）に掲げる会社等……Entity owned by Excluded Entities under Article 1.5.2(a)

チ 規則第 38 条の 10 第 5 項第 2 号に掲げる会社等……Entity owned by Excluded Entities under Article 1.5.2(b)

(7) 表 1.3.3 対象会計年度中に生じた組織構造の変更に関する事項

この表は、当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等若しくは当該会社等の恒久的施設等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等について、当該対象会計年度中に会社等の区分の変更、所有持分の変更その他の特定多国籍企業グループ等の構造に関する変更（以下「組織構造の変更」といいます。）があった場合に記載します。

※1 特定多国籍企業グループ等に属する会社等には、除外会社等が含まれます。

なお、1.3.3.a 欄に “Yes” と記載する場合には、1.3.3.1 欄から 1.3.3.8 欄までを記載する必要はありません。

また、1.3.3.1 欄から 1.3.3.8 欄までは、当該対象会計年度中にあった組織構造の変更のうち、当該対象会計年度に係る国別実効税率等、会社等別国際最低課税額又は国際最低課税額の計算のいずれかに影響を与える組織構造の変更についてのみ記載します。

※2 例えば、税引後当期純損益金額及び法第 82 条第 29 号に規定する対象租税の額の国際的配分に関連する構成会社等（導管会社等など）や他の構成会社等に係る国際最低課税額を有する構成会社等の当該他の構成会社等に対する所有持分の変更などがこれに該当します。

1.3.3.a 当該対象会計年度中にあった組織構造の変更が、当該対象会計年度に係る国別実効税率等、会社等別国際最低課税額及び国際最低課税額の計算のいずれにも影響を与えない場合（当該対象会計年度中に 2 以上の組織構造の変更があった場合には、それらの全てがこれらの計算に影響を与えない場合に限り。）には “Yes” と、そうでない場合には “No” と記載します。

1.3.3.1 当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等若しくは当該会社等の恒久的施設等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のうち、当該対象会計年度中に組織構造の変更があったものの名称を記載します。

1.3.3.2 1.3.3.1 欄に記載するものの納税者番号を記載します。

1.3.3.3 1.3.3.1 欄に記載するものについて組織構造の変更があった日を記載します。

※ 当該対象会計年度中に 2 以上の組織構造の変更があった場合には、それらの組織構造の変更ごとにそれぞれ記載します。

1.3.3.4 組織構造の変更の直前において、1.3.3.1 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを当該組織構造の変更ごとに記載します。

- イ 構成会社等……Constituent Entity
 - ロ 導管会社等（当該導管会社等の収入等が当該導管会社等の構成員の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われる場合における当該導管会社等に限り。）……Flow-Through Entity - Tax Transparent
 - ハ 導管会社等（ロに該当するものを除きます。）……Flow-Through Entity - Reverse Hybrid
 - ニ 令第 155 条の 35 第 3 項第 5 号イに掲げる会社等……Hybrid Entity
 - ホ 恒久的施設等……Permanent Establishment
 - ヘ 主たる会社等……Main Entity
 - ト 被少数保有親構成会社等……Minority-Owned Parent Entity
 - チ 被少数保有子構成会社等……Minority-Owned Subsidiary
 - リ 被少数保有構成会社等……Minority-Owned Constituent Entity
 - ヌ 投資会社等、不動産投資会社等又は法第 82 条第 16 号ハに掲げる会社等……Investment Entity
 - ル 保険投資会社等……Insurance Investment Entity
 - ヲ 規則第 38 条の 43 第 4 項第 4 号（規則第 38 条の 45 第 1 項において準用する場合を含みます。）に規定する特定目的会社等……Securitisation Entity
 - ワ 共同支配親会社等……Joint Venture (JV)
 - カ 共同支配親会社等に係る共同支配会社等……JV Subsidiary
 - ヨ 連結除外構成会社等……Non-Material Constituent Entity
 - タ 被部分保有親会社等……POPE
 - レ 中間親会社等……Intermediate Parent Entity
 - ソ 最終親会社等……Ultimate Parent Entity
 - ツ モデルルール第 10.3.5 条に相当する規定により各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課することとされる被部分保有親会社等又は中間親会社等……Parent Entity required to apply a QIIR under Art. 10.3.5
 - ネ 除外会社等……Excluded Entity
 - ナ 非グループ会社等……Non-Group members
- ※1 例えば、買収などにより新たに当該特定多国籍企業グループ等に属することとなった構成会社等について記載しようとする場合は、ナに該当することとなります。
- ※2 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

1.3.3.5 組織構造の変更の直後において、1.3.3.1 欄に記載するものが **1.3.3.4** イからナまでに掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ **1.3.3.4** イからナまでに定めるものを当該組織構造の変更ごとに記載します。

- ※1 例えば、売却や清算終了などにより当該特定多国籍企業グループ等に属さないこととなった会社等について記載しようとする場合は、**1.3.3.4** ナに該当することとなります。
- ※2 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

1.3.3.6 組織構造の変更の直前又は直後において 1.3.3.1 欄に記載するものに対する所有持分を直接又は除外会社等若しくは非グループ会社等を通じて間接に有する他の会社等（非グループ会社等を除きます。）について当該組織構造の変更ごとに記載します。なお、最終親会社等でない除外会社等又は非グループ会社等については、1.3.3.1 欄に記載するものに対する所有持分を直接又は間接に有するものが 2 以上ある場合であっても、それぞれ “Excluded Entities (aggregate)” 又は “Non-Group members (aggregate)” としてまとめて記載します。

- ※1 最終親会社等でない除外会社等及び非グループ会社等は、納税者番号を記載する必要はありません。

※2 1.3.3.1 欄に記載するものが組織構造の変更の直前において除外会社等であった場合には、当該組織構造の変更の直前において当該除外会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する会社等に係る事項は、この欄及び 1.3.3.7 欄に記載する必要はありません。

※3 1.3.3.1 欄に記載するものが組織構造の変更の直後において除外会社等となった場合には、当該組織構造の変更の直後において当該除外会社等に対する所有持分を直接又は間接に有する会社等に係る事項は、この欄及び 1.3.3.8 欄に記載する必要はありません。

※4 1.3.3.1 欄に記載するものが恒久的施設等である場合には、当該恒久的施設等に係る主たる会社等について記載します。

1.3.3.7 組織構造の変更の直前における、1.3.3.6 欄に記載する他の会社等の 1.3.3.1 欄に記載するものに係る 1.3.2.1.10 に準じて計算した割合をパーセント単位でそれぞれ記載します。

※1 例えば、新たに会社等を設立した場合等には、この欄に記載する必要はありません。

※2 1.3.3.1 欄に記載するものが恒久的施設等である場合には“100”と記載します。

1.3.3.8 組織構造の変更の直後における、1.3.3.6 欄に記載する他の会社等の 1.3.3.1 欄に記載するものに係る 1.3.2.1.10 に準じて計算した割合をパーセント単位でそれぞれ記載します。

※1 例えば、清算終了によりその所有持分を有する会社等がなくなった場合には、この欄に記載する必要はありません。

※2 1.3.3.1 欄に記載するものが恒久的施設等である場合には“100”と記載します。

(8) 表 1.4 国別実効税率等の水準等に関する事項

この表は、1.4.2 欄に記載するサブグループごとに記載します。

※ 当該サブグループに対して課税権を有する国又は地域がない場合（つまり、1.4.4 欄が空欄となる場合です。）には、当該所在地国について 1.4.2 欄から 1.4.9 欄までを記載する必要はありません。

1.4.1 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

1.4.2 1.4.1 欄に記載する国又は地域においてサブグループが複数ある場合に、これらのサブグループごとに、2.1.2 欄又は 3.1.2 欄に記載するものを記載します。

1.4.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を当該サブグループごとに記載します。当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が複数ある場合には、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

1.4.4 当該サブグループに対して課税権を有する国又は地域の名称を記載します。

※1 課税権を有する国又は地域とは、例えば、次のとおりです。

① ある国を所在地国とする構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる構成会社等の所在地国である他の国は、当該ある国に対して課税権を有します。

② いわゆる QDMTT セーフ・ハーバー（我が国においては、法第 82 条の 2 第 6 項の規定）の適用により構成会社等に係るグループ国際最低課税額が 0 とされる国や、ある国を所在地国とする構成会社等に係る会社等別国際最低課税額がその国を所在地国とする他の構成会社等に係る IIR に基づく税の計算の基礎とされる場合におけるその国（つまり、1.3.2.1.3 口の“(ii) QIIR applicable to both Low-Taxed Constituent Entities located in other jurisdictions and in the jurisdiction of the Parent Entity”のことです。）は、その国自身に対して課税権を有します。

③ 各対象会計年度の国際最低課税額残余额に対する法人税に相当する税を課することとしている国は、令和 8 年新法人税法第 82 条の 11 第 2 項第 1 号に規定す

る会社等別国際最低課税額等に相当する金額がある構成会社等のうち同号イ又はロに該当しない構成会社等の所在地国に対して課税権を有します。

- ④ モデルルール第 10.3.5 条に相当する規定により、他の国を所在地国とする最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に対し、第三国を所在地国とする構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に係る法人税に相当する税を課する国は、当該第三国に対して課税権を有します。

※ 2 課税権を有する国又は地域は、例えば、次のとおり、複数ある場合があります。第三国を所在地国とする構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされるある国を所在地国とする最終親会社等及び他の国を所在地国とする被部分保有親会社等がある場合には、当該ある国及び当該他の国は当該第三国に対して課税権を有します。

1.4.5 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

- イ 当該サブグループにつき表 2.2.1.1 を記載する場合……当該サブグループに係る 2.2.1.1.1 欄に記載するものを記載します。
ロ 当該サブグループの法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ又は同条第 4 項第 1 号イに規定する当期国別国際最低課税額の計算につき同条第 7 項（同条第 13 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（令第 155 条の 55 第 3 項の規定の適用を受ける場合を除きます。）……“De minimis Exclusion”と記載します。
ハ イ及びロのいずれにも該当しない場合……この欄に記載する必要はありません。

1.4.6 当該サブグループに係る 3.2.1.e 欄に記載する割合が次に掲げる割合のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。ただし、当該サブグループにつき 1.4.5 欄に“(a) permanent safe harbour - de minimis test”、“(b) permanent safe harbour - ETR test”、“(c) permanent safe harbour - routine profits test”、“(d) QDMTT safe harbour”、“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”、“(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test”、“(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test”若しくは“De minimis Exclusion”と記載するとき、3.2.1.b 欄に記載する金額が 0 以下であるとき又は 1.4.5 欄に“(h) Transitional UTPR safe harbour”と記載する場合若しくは令和 8 年新法人税法第 82 条の 11 第 3 項に相当する規定の適用を受ける場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされるものがないときには、この欄に記載する必要はありません。

- イ 2.5%未満……(a)
ロ 2.5%以上 5%未満……(b)
ハ 5%以上 7.5%未満……(c)
ニ 7.5%以上 10%未満……(d)
ホ 10%以上 12.5%未満……(e)
へ 12.5%以上 15%未満……(f)
ト 15%以上 17.5%未満……(g)
チ 17.5%以上 20%未満……(h)
リ 20%以上 22.5%未満……(i)
ヌ 22.5%以上 25%未満……(j)
ル 25%以上 27.5%未満……(k)
ヲ 27.5%以上 30%未満……(l)
ワ 30%以上……(m)

1.4.7 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

- イ 当該サブグループに係る 3.3.1.b 欄の金額が 0 を上回り、かつ、3.3.1.c 欄の金額が 0 である場合……Yes
ロ 当該サブグループに係る 3.3.1.b 欄及び 3.3.1.c 欄の金額がいずれも 0 を上回る場合……No
ハ イ及びロのいずれにも該当しない場合……n/a

1.4.8 当該サブグループに係る 3.3.1. e 欄の金額が次に掲げる金額のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

- イ なし……(a)
- ロ 100 万ユーロ未満……(b)
- ハ 100 万ユーロ以上 500 万ユーロ未満……(c)
- ニ 500 万ユーロ以上 2,500 万ユーロ未満……(d)
- ホ 2,500 万ユーロ以上 5,000 万ユーロ未満……(e)
- ヘ 5,000 万ユーロ以上 7,500 万ユーロ未満……(f)
- ト 7,500 万ユーロ以上 1 億ユーロ未満……(g)
- チ 1 億ユーロ以上 2 億 5,000 万ユーロ未満……(h)
- リ 2 億 5,000 万ユーロ以上……(i)

1.4.9 当該サブグループに係る 3.3.1. f 欄の金額が次に掲げる金額のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

- イ なし……(a)
- ロ 100 万ユーロ未満……(b)
- ハ 100 万ユーロ以上 500 万ユーロ未満……(c)
- ニ 500 万ユーロ以上 2,500 万ユーロ未満……(d)
- ホ 2,500 万ユーロ以上 5,000 万ユーロ未満……(e)
- ヘ 5,000 万ユーロ以上 7,500 万ユーロ未満……(f)
- ト 7,500 万ユーロ以上 1 億ユーロ未満……(g)
- チ 1 億ユーロ以上 2 億 5,000 万ユーロ未満……(h)
- リ 2 億 5,000 万ユーロ以上……(i)

※1 当該サブグループについて 3.1.10 欄に記載する場合には、当該サブグループに係る 3.3.1. f 欄に記載する金額及び当該サブグループに係る 3.1.10 欄に記載する金額（当該サブグループに係る 3.1.10 欄に記載する金額が複数ある場合には、モデルルール第 2.2.1 条に規定する“Allocable Share of the Top-up Tax”に相当する金額（モデルルール第 2.3.1 条により当該相当する金額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額を控除した残額）の合計額を合計して得た金額又はモデルルール第 2.6.1 条に規定する“UTPR Percentage”に相当する割合を計算の基礎として加重平均して得た金額）がそれぞれイからリまでに掲げる金額のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれイからリまでに定めるものの両方を記載してください。

※2 例えば、次のような場合には、上記の「当該サブグループに係る 3.1.10 欄に記載する金額（……）」は、次のように計算します。

（例）

- ・ 所在地国 B は、同国を所在地国とする中間親会社等 b 社に対して各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課する。b 社の所在地国 a を所在地国とする構成会社等 a に係る“Allocable Share of Top-up Tax”の割合は 70%である。
- ・ 所在地国 A に関して、3.1.4 欄に「所在地国 B」と、3.1.10 欄に「90」と記載する。
- ・ 所在地国 C は、同国を所在地国とする中間親会社等 c 社に対して各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課する。c 社の所在地国 a を所在地国とする構成会社等 a に係る“Allocable Share of Top-up Tax”の割合は 30%である。
- ・ 所在地国 A に関して、3.1.4 欄に「所在地国 C」と、3.1.10 欄に「105」と記載する。

（計算）

$$90 \times 70\% + 105 \times 30\% = 94.5$$

2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項

次の各表は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第 150 条の 3 第 1 項第 1 号ロに規定する財務省令で定める構成会社等に限り。）である内国法人（その所在地国が我が国でないものを除きます。）が(1)から(7)までに定める事項を提供する場合に記載します。

(1) 表 2.1 セーフ・ハーバー等の適用を受ける所在地国に関する事項

この表は、(2)から(7)までの表を記載する場合に記載します。表 2.2.1.1 を記載する場合 (2.2.1.1.1 欄に“(h) Transitional UTPR safe harbour”と記載する場合にあっては、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちその記載に係るサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされるものがない場合に限り。）には、その記載に係るサブグループについては、一定の場合を除き、3(1)から(43)までの表を記載する必要はありません。

※ 上記の「一定の場合」は、具体的には、**2.2.1.1.1** の※ 2 から※ 4 まで、(4)及び 3(33)を参照してください。

2.1.1 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額の計算等につき **2.2.1.1.1** イからチまでに掲げる規定の適用を受ける場合における当該構成会社等若しくは当該共同支配会社等の所在地国、当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イに規定する当期国別国際最低課税額若しくは同条第 4 項第 1 号イに規定する当期国別国際最低課税額の計算につき同条第 7 項（同条第 13 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（令第 155 条の 55 第 3 項の規定の適用を受ける場合を除きます。）におけるその適用を受ける所在地国又は外国における令和 8 年新法人税法第 82 条の 11 第 3 項の規定に相当する規定の適用を受ける場合における特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

2.1.2 2.1.1 欄に記載する所在地国に複数のサブグループがある場合に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 当該サブグループが構成会社等から成る場合……Constituent Entities

ロ 当該サブグループが法第 82 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する被少数保有構成会社等又は同条第 5 項第 1 号に規定する被少数保有共同支配会社等である場合……Standalone MOCEs

ハ 当該サブグループが被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は被少数保有親共同支配会社等若しくは被少数保有子共同支配会社等から成る場合……Minority-Owned Subgroup (specify which Minority-Owned Subgroup)

ニ 当該サブグループが共同支配会社等から成る場合……Joint Venture Group (specify which JV Group)

ホ 当該サブグループが各種投資会社等から成る場合……Investment Entities

ヘ 当該サブグループが無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合……Stateless Constituent Entity

ト 当該サブグループに属する構成会社等が、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号。以下「令和 5 年改正法」といいます。）附則第 14 条第 1 項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）の規定により当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる金額が 0 とされる所在地国を所在地国とする構成会社等である場合（当該サブグループが無国籍構成会社等である場合には、令和 5 年改正法附則第 14 条第 1 項の規定により当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる金額が 0 とされる構成会社等である場合）……Transitional CbCR Safe Harbour - Constituent Entities

チ 当該サブグループに属する共同支配会社等が、令和 5 年改正法附則第 14 条第 3 項の規定により当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる金額が 0 とされる所在地国を所在地国とする共同支配会社等である場合（当

該サブグループが無国籍共同支配会社等である場合には、令和5年改正法附則第14条第3項の規定により当該対象会計年度に係る法第82条の2第4項第4号から第6号までに掲げる金額が0とされる共同支配会社等である場合) ……Transitional CbCR Safe Harbour - Joint Venture Group (specify which JV Group)

リ 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が、2023年7月にOECD/G20「BEP S包摂的枠組み」において承認された執行ガイダンスにおける“Transitional UTPR Safe Harbour”に相当する規定の適用を受ける所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等である場合 ……Transitional UTPR Safe Harbour

- ※1 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。
- ※2 同一の区分に該当するサブグループが複数ある場合には、それぞれ別に記載します。
- ※3 令第155条の17第1項(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)(同条第7項において準用する場合を含みます。以下(1)において同じです。)の規定の適用を受ける各種投資会社等(同条第1項第1号イ及びロに掲げる割合の合計割合が1である場合における当該各種投資会社等に限ります。)については、ホに該当しません。

2.1.3 2.1.2欄に記載するサブグループごとに、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。当該サブグループに複数の構成会社等又は共同支配会社等がある場合は、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

- ※ 2.1.2欄に記載がない場合には、この欄を記載する必要はありません。

2.1.4 2.1.1欄から2.1.3欄までに記載するサブグループに対して課税権を有する国又は地域の名称を全て記載します。

- ※ ある国又は地域が当該サブグループに対して課税権を有するかどうかについては、1.4.4の※1及び※2を参照してください。

2.1.5 2.1.4欄に記載する国又は地域ごとに、次に掲げる場合のいずれかに該当するときには“Yes”と、そうでないときには“No”と記載します。

イ 2.1.1欄から2.1.3欄までに記載するサブグループにつき2.2.1.1.1欄に記載する場合又は表2.2.2の「当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択」にレ印を付す場合において、当該国又は地域の租税に関する法令においては当該法令における同欄に記載する規定に相当する規定の適用を受けることができないとき又は(6)イに掲げる場合に該当しないとき。

ロ 2.1.1欄から2.1.3欄までに記載するサブグループにつき2.2.1.1.1欄に記載しない場合又は表2.2.2の「当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択」にレ印を付さない場合において、当該国又は地域の租税に関する法令においては当該法令における(2)2.2.1.1.1イからチまでに掲げる規定に相当する規定を適用するとき又は(6)イに掲げる場合に該当するとき。

(2) 表2.2.1.1 セーフ・ハーバーの選択適用に関する事項

2.2.1.1.1 2.1.1欄から2.1.3欄までに記載するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国際最低課税額の計算等につき次に掲げる規定のいずれの適用を受けるかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを当該サブグループごとに記載します。

- イ 法第82条の2第7項(令第155条の55第3項(収入金額等に関する適用免除基準)の規定の適用を受ける場合に限ります。)の規定 ……(a) permanent safe harbour - de minimis test
- ロ 法第82条の2第8項(第1号に係る部分に限ります。)の規定 ……(b) permanent safe harbour - ETR test
- ハ 法第82条の2第8項(第2号に係る部分に限ります。)の規定 ……(c) permanent safe harbour - routine profits test
- ニ 法第82条の2第6項(同条第13項において準用する場合を含みます。)の規定 ……(d) QDMTT safe harbour

- ホ 令和5年改正法附則第14条第1項（第1号に係る部分に限ります。）又は同条第3項（第1号に係る部分に限ります。）の規定……(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test
- ヘ 令和5年改正法附則第14条第1項（第2号に係る部分に限ります。）又は同条第3項（第2号に係る部分に限ります。）の規定……(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test
- ト 令和5年改正法附則第14条第1項（第3号に係る部分に限ります。）又は同条第3項（第3号に係る部分に限ります。）の規定……(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test
- チ 2023年7月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において承認された執行ガイドランスにおける“Transitional UTPR Safe Harbour”に相当する規定……(h) Transitional UTPR safe harbour
- ※1 当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものの当該サブグループに係るこの欄に記載がない場合（初めて令和5年改正法附則第14条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合を除きます。）又は“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”、“(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test”若しくは“(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test”以外のものが記載されている場合には、この欄には、“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”、“(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test”又は“(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test”と記載することはできません。
- ※2 この欄に“(a) permanent safe harbour - de minimis test”、“(b) permanent safe harbour - ETR test”又は“(c) permanent safe harbour - routine profits test”と記載する場合における3(1)から(43)までの各表の記載は、次によります。
- イ 当該サブグループに係る法第82条の2第2項第1号ロに規定する再計算国別国際最低課税額、同号ハに規定する未分配所得国際最低課税額又は同項第3号ハに掲げる金額がある場合には、3.3.1.d欄から3.3.1.f欄まで及び3(33)から(43)までの表を記載してください。
- ※ この場合には、1.4.8欄及び1.4.9欄も記載する必要があることに注意してください。
- ロ 連結除外構成会社等である構成会社等（令第155条の55第3項又は同条第5項及び第6項の規定の適用を受けるものに限ります。）以外の構成会社等については、3(1)から(43)までの表を記載する必要があります。
- ※3 この欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載する場合には、当該サブグループについては、3(1)から(40)までの表に自国内最低課税額に係る税の計算に関する事項を記載します。この場合において、当該サブグループに係る自国内最低課税額に係る税の計算上、自国内最低課税額に係る税に関する法令における上記2.2.1.1.1イからハまで及びホからトまでに掲げる規定に相当する規定（次に掲げる規定の区分に応じそれぞれ次に定める規定（令和8年新法人税法第145条の6第2項（国内最低課税額）の規定により令和8年新法人税法第82条の19第2項から第4項まで、第8項から第14項まで、第16項及び第17項（国内最低課税額）の規定に準じて計算する場合又は令和8年新法人税法第145条の6第3項の規定により令和8年新法人税法第82条の19第5項から第7項までの規定、同条第15項において準用する同条第8項及び第11項から第14項までの規定並びに同条第16項及び第17項の規定に準じて計算する場合を含みます。）をいいます。）又は令和8年新法人税法第82条の19第8項（同条第15項において準用する場合、令和8年新法人税法第145条の6第2項の規定により令和8年新法人税法第82条の19第8項の規定に準じて計算する場合又は令和8年新法人税法第145条の6第3項の規定により令和8年新法人税法第82条の19第15項において準用する同条第8項の規定に準じて計算する場合を含みます。）（令第155条の79第1項（収入

金額等に関する適用免除基準)において準用する令第155条の55第3項の規定に相当する規定の適用を受ける場合を除きます。)の規定に相当する規定を適用する場合には、この欄に当該適用する規定の区分に応じ上記2.2.1.1.1イからハまで及びホからトまでに定めるものを新たに記載し、又は表2.2.2の「当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択」にレ印を付したうえで、2.2.1.1.1の※2から※4まで又は(6)に従って必要な部分を記載してください。また、自国内最低課税額に係る税を課する国又は地域を所在地国とする自国内最低課税額に係る税を課することとされる構成会社等又は共同支配会社等の当該自国内最低課税額に係る税の合計額が当該構成会社等又は共同支配会社等の間においてその個別計算所得等の金額に相当する金額を基礎として配分される場合には、3.4.1.1の各欄に記載してください。

イ 2.2.1.1.1イに掲げる規定……令和8年新法人税法第82条の19第8項(令第155条の79第1項において準用する令第155条の55第3項の規定の適用を受ける場合に限りす。)

ロ 2.2.1.1.1ロに掲げる規定……令和8年新法人税法第82条の19第9項(第1号に係る部分に限りす。)

ハ 2.2.1.1.1ハに掲げる規定……令和8年新法人税法第82条の19第9項(第2号に係る部分に限りす。)

ニ 2.2.1.1.1ホに掲げる規定……令和7年改正法附則第18条第1項(国内最低課税額の計算に関する経過措置)(第1号に係る部分に限りす。)又は第3項(第1号に係る部分に限りす。)

ホ 2.2.1.1.1ヘに掲げる規定……令和7年改正法附則第18条第1項(第2号に係る部分に限りす。)又は第3項(第2号に係る部分に限りす。)

ヘ 2.2.1.1.1トに掲げる規定……令和7年改正法附則第18条第1項(第3号に係る部分に限りす。)又は第3項(第3号に係る部分に限りす。)

なお、規則第38条の43第4項(規則第38条の45第1項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合には、この欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載することはできません。

※4 この欄に“(c) permanent safe harbour - routine profits test”と記載する場合又は“(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test”と記載する場合(2.2.1.3.a.2欄に記載する金額が0以下である場合を除きます。)には、3(35)から(37)までの表を記載する必要があります。

(3) 表2.2.1.2.a 連結除外構成会社等の収入金額等に関する事項

この表は、2.1.1欄から2.1.3欄までに記載するサブグループにつき2.2.1.1.1欄に“(a) permanent safe harbour - de minimis test”、“(b) permanent safe harbour - ETR test”又は“(c) permanent safe harbour - routine profits test”と記載する場合において、当該サブグループに属する連結除外構成会社等である構成会社等のうちに令第155条の55第3項又は同条第5項及び第6項の規定の適用を受けようとするものがあるときに、当該サブグループごとに記載します。

※ 2.2.1.1.1欄に“(a) permanent safe harbour - de minimis test”と記載する場合において、2.1.1欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等以外の構成会社等又は令第155条の55第3項の規定の適用を受けない連結除外構成会社等がある場合には、表2.2.2を記載してください。

2.2.1.2.a.1.a 当該対象会計年度に係る令第155条の55第6項第2号に掲げる金額(同条第3項又は同条第5項及び第6項の規定の適用を受けようとする連結除外構成会社等に係る部分の金額に限るものとし、当該連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合には当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とします。以下(3)において同じです。)を記載します。

2.2.1.2.a.1.b 当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る令第155条の55第6項第2号に掲げる金額を記載します。

2.2.1.2.a.1.c 当該対象会計年度の2対象会計年度前の対象会計年度に係る令第155条の55第6項第2号に掲げる金額を記載します。

2.2.1.2.a.1.d 2.2.1.2.a.1.a 欄から 2.2.1.2.a.1.c 欄までの金額（その期間が1年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前2対象会計年度の数で除して計算した金額を記載します。

2.2.1.2.a.2.a 2.2.1.1.1 欄に“(b) permanent safe harbour - ETR test”と記載する場合に、令第155条の55第5項第2号に掲げる金額（同項及び同条第6項の規定の適用を受けようとする連結除外構成会社等に係る部分の金額に限るものとし、当該連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合には当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とします。）を記載します。

(4) 表 2.2.1.3.a 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーに関する事項

この表は、2.1.1 欄から 2.1.3 欄までに記載するサブグループについて、2.2.1.1.1 欄に“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”、“(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test”又は“(g) Transitional CbCR Safe Harbour - Routine profits test”と記載する場合に、当該サブグループごとに記載します。

※ この表の各欄を当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る最終親会社等財務会計基準（令第155条の16第1項第1号に規定する最終親会社等財務会計基準をいいます。以下同じです。）以外の財務会計基準に従って作成された個別財務諸表の金額に基づいて記載する場合には、表 3.2.4.6 を記載する必要があります。

2.2.1.3.a.1 2.2.1.1.1 欄に“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”と記載する場合に、当該対象会計年度に係る国別報告事項（連結等財務諸表を基礎として作成されたものに限ります。以下(4)において同じです。）若しくはこれに相当する事項として租税特別措置法第66条の4の4第1項若しくは第2項に規定する所轄税務署長若しくは我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局（以下(4)において「所轄税務署長等」といいます。）に提供された 2.1.1 欄に記載する所在地国に係る収入金額（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る当該収入金額）又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（当該所在地国を所在地国とするものに限るものとし、対象外共同支配会社等（令和5年改正法附則第14条第3項に規定する対象外共同支配会社等をいいます。）を除きます。以下(4)において同じです。）の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表に記載された売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額を記載します。

※1 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等と当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がそれぞれ別のサブグループに属する場合又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等がそれぞれ別のサブグループに属する場合であっても、それぞれのサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る部分の金額に限定することなく記載してください。2.2.1.3.a.2 欄及び 2.2.1.3.a.3 欄についても同様です。

※2 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等に係るこの欄に記載する金額とその会社等の持分が譲渡することを目的として保有されていることにより国別報告事項にその情報が含まれない当該所在地国を所在地国とする構成会社等の令和5年改正法附則第14条第1項第1号イに規定する財務省令で定める金額との合計額が1,000万ユーロ以上である場合には、2.2.1.1.1 欄に“(e) Transitional CbCR Safe Harbour - De minimis test”と記載することはできません。

2.2.1.3.a.2 当該対象会計年度に係る 2.1.1 欄に記載する所在地国に係る令和5年改正法附則第14条第1項第1号ロに規定する調整後税引前当期利益の額（国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあっては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益の額）又は当該対象会計年度に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の同条第3項第1号ロに規定する調整後税引前当期利益の額を記載します。

2.2.1.3.a.3 2.2.1.1.1 欄に“(f) Transitional CbCR Safe Harbour - Simplified ETR test”と記載する場合に、当該対象会計年度に係る令和5年改正法附則第14条第1項第2号イ又は第3項第2号イに掲げる金額を記載します。

(5) 表 2.2.1.3.b 移行期間 UTPR セーフ・ハーバーに関する事項

この表は、2.1.1 欄から 2.1.3 欄までに記載するサブグループについて、2.2.1.1.1 欄に“(h) Transitional UTPR safe harbour”と記載する場合に、その記載するサブグループごとに記載します。

2.2.1.3.b 最終親会社等の所在地国における会社等の所得に対して課される租税の税率を記載します。

(6) 表 2.2.2 収入金額等に関する適用免除基準の選択に関する事項

この表は、次に掲げる場合に記載します。なお、イに掲げる場合に該当する場合には「当該対象会計年度における収入金額等に関する適用免除基準の適用の選択」に、ロに掲げる場合に該当する場合には「連結除外構成会社等に関する適用免除基準の適用を受ける場合における連結除外構成会社等以外の構成会社等に係る収入金額等に関する事項」に、それぞれレ印を付してください。また、ロに該当する場合には、この表に記載する金額は、連結除外構成会社等（令第155条の55第3項の規定の適用を受けるものに限ります。）に係る金額を除いた金額としてください。

イ 当該特定多国籍企業グループ等が 2.1.1 欄から 2.1.3 欄までに記載するサブグループの法第82条の2第2項第1号イに規定する当期国別国際最低課税額又は同条第4項第1号イに規定する当期国別国際最低課税額の計算につき同条第7項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（令第155条の55第3項の規定の適用を受ける場合を除きます。）

ロ 当該サブグループにつき 2.2.1.1.1 欄に“(a) permanent safe harbour - de minimis test”と記載する場合（2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等以外の構成会社等又は令第155条の55第3項の規定の適用を受けない連結除外構成会社等がある場合に限ります。）

※ イに掲げる場合に該当する場合には、3(1)から(43)までの表を記載する必要はありません。ただし、当該サブグループに係る法第82条の2第2項第1号ロに規定する再計算国別国際最低課税額若しくは同項第3号ハに掲げる金額又は同条第4項第1号ロに規定する再計算国別国際最低課税額若しくは同項第3号ハに掲げる金額がある場合には 3.3.1.d 欄から 3.3.1.f 欄まで及び 3(33)から(43)までの表を記載してください。この場合には、1.4.8 欄及び 1.4.9 欄も記載する必要があることに注意してください。

2.2.2.1.a~c 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等（各種投資会社等を除きます。以下(6)において同じです。）の収入金額等（売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額をいいます。以下(6)において同じです。）の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等（各種投資会社等を除きます。以下(6)において同じです。）及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の収入金額等の合計額を、当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度及び当該対象会計年度の2対象会計年度前の対象会計年度についてそれぞれ記載します。

※ 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等と当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がそれぞれ別のサブグループに属する場合又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等がそれぞれ別のサブグループに属する場合であっても、それぞれのサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る部分の金額に限定することなく記載してください。2.2.2.2.a 欄から 2.2.2.2.c 欄まで、2.2.2.3.a 欄から 2.2.2.3.c 欄まで及び 2.2.2.4.a 欄から 2.2.2.4.c 欄までについても同様です。

2.2.2.1.d 2.2.2.1.a 欄から 2.2.2.1.c 欄までの金額（その期間が1年でない対象会計年度にあつては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前2対象会計年度の数で除して計算した金額を記載します。

2.2.2.2.a~c 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等の収入金額等につき規則第 38 条の 44 第 1 項（収入金額等に関する適用免除基準）（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する令第 155 条の 16 から第 155 条の 18 までの規定の例により計算した金額の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の収入金額等につき規則第 38 条の 45 第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により読み替えて適用する令第 155 条の 16 から第 155 条の 18 までの規定の例により計算した金額の合計額を、当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度及び当該対象会計年度の 2 対象会計年度前の対象会計年度についてそれぞれ記載します。

2.2.2.2.d 2.2.2.2.a 欄から 2.2.2.2.c 欄までの金額（その期間が 1 年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前 2 対象会計年度の数で除して計算した金額を記載します。

2.2.2.3.a~c 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等の税引後当期純損益金額若しくは恒久的施設等純損益金額の合計額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の税引後当期純損益金額若しくは恒久的施設等純損益金額の合計額を、当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度及び当該対象会計年度の 2 対象会計年度前の対象会計年度についてそれぞれ記載します。

2.2.2.3.d 2.2.2.3.a 欄から 2.2.2.3.c 欄までに掲げる金額（その期間が 1 年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前 2 対象会計年度の数で除して計算した金額を記載します。

2.2.2.4.a~c 2.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等の個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を減算した金額又は当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る当該所在地国を所在地国とする他の共同支配会社等の個別計算所得金額の合計額から個別計算損失金額の合計額を減算した金額を、当該対象会計年度、当該対象会計年度の直前の対象会計年度及び当該対象会計年度の 2 対象会計年度前の対象会計年度についてそれぞれ記載します。

2.2.2.4.d 2.2.2.4.a 欄から 2.2.2.4.c 欄までの金額（その期間が 1 年でない対象会計年度にあっては、当該金額をその対象会計年度の月数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額）の合計額を当該対象会計年度及び直前 2 対象会計年度の数で除して計算した金額を記載します。

(7) 表 2.3 国際的な事業活動の初期段階における適用免除に関する事項（該当する場合）

この表は、当該対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余额（令和 8 年新法人税法第 82 条の 11 第 2 項に規定するグループ国際最低課税残余额をいいます。以下同じです。）に相当する金額の計算につき同条第 3 項の規定に相当する規定の適用を受ける場合又は当該対象会計年度に係る構成会社等に係る国内最低課税額（令和 8 年新法人税法第 82 条の 19 第 2 項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額をいいます。）若しくは構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額（令和 8 年新法人税法第 145 条の 6 第 2 項に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額をいいます。）に相当する金額若しくは共同支配会社等に係る国内最低課税額（令和 8 年新法人税法第 82 条の 19 第 5 項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額をいいます。）若しくは共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額（令和 8 年新法人税法第 145 条の 6 第 3 項に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額をいいます。）に相当する金額の計算につき令和 8 年新法人税法第 82 条の 19 第 14 項（同条第 15 項において準用する場合を含みます。）の規定に相当する規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この表を記載する場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされるものがないときは、(1)から(6)まで及び 3(1)から(43)までの表を記載する必要はありません。

- 2.3.1 当該特定多国籍企業グループ等の令和8年新法人税法第82条の11第3項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度に相当する対象会計年度（以下(7)において「最初の対象会計年度」といいます。）の開始の日を記載します。
- 2.3.2 特定所在地国（令和8年新法人税法施行令（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号。以下「令和7年改正令」といいます。）第1条の規定（令和7年改正令附則第1条第1号（施行期日）に掲げる改正規定に限ります。）による改正後の法人税法施行令をいいます。以下同じです。）第155条の59第8項第2号イ（国際最低課税残余額）に規定する特定所在地国をいいます。以下(7)において同じです。）に相当する国又は地域を記載します。
- 2.3.3 最初の対象会計年度における特定所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額（令和8年新法人税法施行令第155条の59第2項第1号に規定する有形資産の額をいいます。以下同じです。）に相当する金額の合計額を記載します。
- 2.3.4 最初の対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数を記載します。
 ※ 当該特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等（除外会社等に該当しないものに限ります。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国を除きます。）の数はこの欄に記載する数に含まれないことに注意してください。
- 2.3.5.a 最初の対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国（特定所在地国を除きます。）の名称を全て記載します。
 ※ 5を超えて所在地国の名称を記載することはできません。
- 2.3.5.b 最初の対象会計年度における2.3.5.a欄に記載する所在地国を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額に相当する金額の合計額を当該所在地国ごとに記載します。
 ※1 無国籍構成会社等に係る有形資産の額（特定所在地国に所在する令和8年新法人税法施行令第155条の59第2項第1号に規定する有形資産に相当するものに係るものを除きます。）に相当する金額は、特定所在地国以外の国又は地域に係る有形資産の額とされます。以下(7)において同じです。
 ※2 当該特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等（除外会社等に該当しないものに限ります。）及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る有形資産の額は、この欄に記載する金額に含まれないことに注意してください。以下(7)において同じです。
- 2.3.6 当該対象会計年度における当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の数を記載します。
 ※ 当該対象会計年度が最初の対象会計年度である場合には、この欄を記載する必要はありません。
- 2.3.7 当該対象会計年度における特定所在地国以外の国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等に係る有形資産の額に相当する金額の合計額を記載します。
 ※ 当該対象会計年度が最初の対象会計年度である場合には、この欄を記載する必要はありません。

3 グループ国際最低課税額等に関する事項

次の各表は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（法第150条の3第1項第1号ロに規定する財務省令で定める構成会社等に該当するものに限ります。）である内国法人（その所在地国が我が国でないものを除きます。）が同項の規定により同号ロに定める事項並びに同項第2号及び第3号に掲げる事項を提供する場合に記載します。

また、次の各表（(41)から(43)までの各表を除きます。）は、3.1.1欄から3.1.3欄までに記載するサブグループごとに記載します。

なお、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が法第 82 条の 2 第 6 項（同条第 13 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合において、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る自国内最低課税額に係る税の計算に用いられている通貨が連結等財務諸表の表示通貨と異なるときは、次の各表（当該構成会社等又は共同支配会社等に係る部分に限ります。）は、当該自国内最低課税額に係る税の計算に用いられている通貨で記載する必要があります。

(1) 表 3.1 所在地国に関する事項

3.1.1 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

3.1.2 3.1.1 欄に記載する所在地国に複数のサブグループがある場合に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 当該サブグループが構成会社等から成る場合……Constituent Entities

ロ 当該サブグループが法第 82 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する被少数保有構成会社等又は同条第 5 項第 1 号に規定する被少数保有共同支配会社等である場合……Standalone MOCEs

ハ 当該サブグループが被少数保有親構成会社等若しくは被少数保有子構成会社等又は被少数保有親共同支配会社等若しくは被少数保有子共同支配会社等から成る場合……Minority-Owned Subgroup (specify which Minority-Owned Subgroup)

ニ 当該サブグループが共同支配会社等から成る場合……Joint Venture Group (specify which JV Group)

ホ 当該サブグループが各種投資会社等から成る場合……Investment Entities

ヘ 当該サブグループが無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合……Stateless Constituent Entity

※1 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

※2 同一の区分に該当するサブグループが複数ある場合には、それぞれ別に記載します。

※3 令第 155 条の 17 第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含みます。以下(1)において同じです。）の規定の適用を受ける各種投資会社等（同条第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる割合の合計割合が 1 である場合における当該各種投資会社等に限ります。）については、ホに該当しません。

3.1.3 3.1.2 欄に記載するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を当該サブグループごとに記載します。当該サブグループに複数の構成会社等又は共同支配会社等がある場合は、資本関係が最も上位の構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.1.4 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに対して課税権を有する国又は地域の名称を全て記載します。

※ ある国又は地域が当該サブグループに対して課税権を有するかどうかについては、1.4.4 の※1 及び※2 を参照してください。

3.1.5～3.1.10 3.1.4 欄に単一の国若しくは地域を記載する場合又は 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループについて 2.2.1.1.1 欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載する場合には、これらの欄を記載する必要はありません。3.1.4 欄に複数の国又は地域を記載する場合には、当該国又は地域ごとにこれらの欄をそれぞれ記載します。

3.1.5 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに係る国別実効税率等に相当する割合が当該サブグループに係る 3.2.1.e 欄に記載する割合と異なる場合には当該相当する割合を、異なる場合には“No difference”と記載します。

3.1.6 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の調整後対象租税額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る 3.2.1.d 欄に記

載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

※ 3.1.5 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄を記載する必要はありません。

3.1.7 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る 3.2.1.b 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

※ 3.1.5 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄を記載する必要はありません。

3.1.8 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(1)又は第 4 項第 1 号イ(1)に掲げる金額に相当する金額が当該サブグループに係る 3.3.1.b 欄に記載する金額と異なる場合には当該相当する金額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

※ 1 上記の「法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(2)又は第 4 項第 1 号イ(2)に掲げる金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額のことです。

※ 2 3.1.5 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄を記載する必要はありません。

3.1.9 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロ若しくは第 2 号イに掲げる金額、同項第 3 号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第 4 号ロ若しくは第 5 号イに掲げる金額若しくは同項第 6 号イ及びハに掲げる金額の合計額又は同条第 4 項第 1 号ロ若しくは第 2 号イに掲げる金額、同項第 3 号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第 4 号ロ若しくは第 5 号イに掲げる金額若しくは同項第 6 号イ及びハに掲げる金額の合計額に相当する金額が当該サブグループに係る 3.3.1.d 欄に記載する金額と異なる場合には当該相当する金額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

※ 上記の「法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロ若しくは第 2 号イに掲げる金額、同項第 3 号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第 4 号ロ若しくは第 5 号イに掲げる金額若しくは同項第 6 号イ及びハに掲げる金額の合計額又は同条第 4 項第 1 号ロ若しくは第 2 号イに掲げる金額、同項第 3 号イ及びハに掲げる金額の合計額、同項第 4 号ロ若しくは第 5 号イに掲げる金額若しくは同項第 6 号イ及びハに掲げる金額の合計額」とは、これらの規定に規定する再計算国際最低課税額といわゆる永久差異調整に係る国別国際最低課税額との合計額です。

3.1.10 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る 3.3.1.f 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

3.1.11 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令における 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループに係る当期国別国際最低課税額に相当する金額の計算等において適用しようとする又は適用することをやめようとする特例と当該サブグループに係る表 3.2.3 に記載する特例の適用の選択に関する事項とに差異がある場合に当該差異の内容を記載します。

3.1.12~3.1.15 3.1.4 欄に単一の国若しくは地域を記載する場合又は 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループについて 2.2.1.1.1 欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載する場合には、これらの欄を記載する必要はありません。3.1.4 欄に複数の国又は地域を記載する場合には、当該国又は地域ごとにこれらの欄をそれぞれ記載します。

- 3.1.12 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の35第2項第1号に掲げる金額（同条第3項第8号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める特定対象租税金額を含まないものとします。）に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る3.2.1.2.a.1 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。
※ 3.1.6 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。
- 3.1.13 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の35第2項第2号ハに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る3.2.1.2.a.2.d 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。
※ 3.1.6 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。
- 3.1.14 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の35第2項第3号ロに掲げる金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る3.2.1.2.a.2.g 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。
※ 3.1.6 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。
- 3.1.15 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る法人税等調整額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る3.2.2.1.a.1 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。
※ 3.1.6 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。
- 3.1.16～3.1.18 3.1.4 欄に単一の国若しくは地域を記載する場合又は3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループについて2.2.1.1.1 欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載する場合には、これらの欄に記載する必要はありません。3.1.4 欄に複数の国又は地域を記載する場合には、当該国又は地域ごとにこれらの欄をそれぞれ記載します。
- 3.1.16 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の18第2項第12号に掲げる金額から同条第3項第11号に掲げる金額を減算した金額に相当する金額の合計額が当該サブグループに係る3.2.1.1.2.n 欄に記載する金額と異なる場合には当該合計額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。
※ 3.1.7 欄に“*No difference*”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。
- 3.1.17 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により計算した3.1.1 欄から3.1.3 欄までに記載するサブグループに係る法第82条の2第2項第1号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第4号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額又は同条第4項第1号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第4号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額に相当する金額が当該サブグループに係る3.2.1.2.b.4 欄に記載する金額と異なる場合には当該相当する金額を、異なる場合には“*No difference*”と記載します。

※ 上記の「法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第 4 号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額又は同条第 4 項第 1 号イ(3)に規定する政令で定める金額から同号イ(3)の規定により同号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額を控除した残額若しくは同項第 4 号に規定する政令で定める金額から同号の規定により調整後対象租税額から控除される金額を控除した残額」とは、いわゆる翌期に繰り越す負の国別調整後対象租税額のことです。

3.1.18 3.1.4 欄に記載する国又は地域の租税に関する法令により 3.1.1 欄から 3.1.3 欄までに記載するサブグループにつき表 3.2.2.3 を記載するとした場合に記載されることとなる事項が当該サブグループに係る表 3.2.2.3 に記載する事項と異なる場合には“Yes”と、異なる場合には“No”と記載します。

(2) 表 3.2.1 国別実効税率等に関する事項

3.2.1.a 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額及び恒久的施設等純損益金額の合計額を記載します。

※ 恒久的施設等と恒久的施設等を有する会社等との間の調整などを行う前の金額であることに注意してください。

3.2.1.b 当該サブグループに係る 3.2.1.1.3 欄の金額を記載します。

3.2.1.c 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第 155 条の 35 第 2 項第 1 号に規定する法人税等の額及び法人税等調整額の合計額を記載します。

※ 恒久的施設等と恒久的施設等を有する会社等との間の調整などを行う前の金額であることに注意してください。

3.2.1.d 当該サブグループに係る 3.2.1.2.a.3 欄の金額を記載します。

3.2.1.e 3.2.1.d 欄の金額が 3.2.1.b 欄の金額のうちに占める割合を記載します。ただし、同欄の金額が 0 以下である場合には、この欄を記載する必要はありません。

(3) 表 3.2.1.1 国別グループ純所得（損失）の金額の計算に関する事項

3.2.1.1.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る 3.2.4.1.a.2 欄の金額の合計額を記載します。

3.2.1.1.2.a～z 次に掲げる欄の区分に応じそれぞれ次に定める欄の「加算」欄の金額の合計額から「減算」欄の金額の合計額を減算した金額を記載します。

- イ 3.2.1.1.2.a 欄……3.2.4.1.a.3.a 欄
- ロ 3.2.1.1.2.b 欄……3.2.4.1.a.3.b 欄
- ハ 3.2.1.1.2.c 欄……3.2.4.1.a.3.c 欄
- ニ 3.2.1.1.2.d 欄……3.2.4.1.a.3.d 欄
- ホ 3.2.1.1.2.e 欄……3.2.4.1.a.3.e 欄
- へ 3.2.1.1.2.f 欄……3.2.4.1.a.3.f 欄
- ト 3.2.1.1.2.g 欄……3.2.4.1.a.3.g 欄
- チ 3.2.1.1.2.h 欄……3.2.4.1.a.3.h 欄
- リ 3.2.1.1.2.i 欄……3.2.4.1.a.3.i 欄
- ヌ 3.2.1.1.2.j 欄……3.2.4.1.a.3.j 欄
- ル 3.2.1.1.2.k 欄……3.2.4.1.a.3.k 欄
- ヲ 3.2.1.1.2.l 欄……3.2.4.1.a.3.l 欄
- ワ 3.2.1.1.2.m 欄……3.2.4.1.a.3.m 欄
- カ 3.2.1.1.2.n 欄……3.2.4.1.a.3.n 欄
- ヨ 3.2.1.1.2.o 欄……3.2.4.1.a.3.o 欄
- タ 3.2.1.1.2.p 欄……3.2.4.1.a.3.p 欄
- レ 3.2.1.1.2.q 欄……3.2.4.1.a.3.q 欄
- ソ 3.2.1.1.2.r 欄……3.2.4.1.a.3.r 欄
- ツ 3.2.1.1.2.s 欄……3.2.4.1.a.3.s 欄
- ネ 3.2.1.1.2.t 欄……3.2.4.1.a.3.t 欄

- ナ 3.2.1.1.2.u 欄……3.2.4.1.a.3.u 欄
- ラ 3.2.1.1.2.v 欄……3.2.4.1.a.3.v 欄
- ム 3.2.1.1.2.w 欄……3.2.4.1.a.3.w 欄
- ウ 3.2.1.1.2.x 欄……3.2.4.1.a.3.x 欄
- キ 3.2.1.1.2.y 欄……3.2.4.1.a.3.y 欄
- ノ 3.2.1.1.2.z 欄……3.2.4.1.a.3.z 欄

3.2.1.1.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る3.2.4.1.a.4 欄の金額の合計額を記載します。

(4) 表 3.2.1.2.a 国別調整後対象租税額等に関する事項

3.2.1.2.a.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る3.2.4.2.a.2 欄の金額の合計額を記載します。

3.2.1.2.a.2.a~t 3.2.1.2.a.2.a 欄、3.2.1.2.a.2.c 欄から 3.2.1.2.a.2.n 欄まで及び 3.2.1.2.a.2.p 欄から 3.2.1.2.a.2.r 欄までは、次に掲げる欄の区分に応じそれぞれ次に定める欄の「加算」欄の金額の合計額から「減算」欄の金額の合計額を減算した金額を記載します。

- イ 3.2.1.2.a.2.a 欄……3.2.4.2.a.3.a 欄
- ロ 3.2.1.2.a.2.c 欄……3.2.4.2.a.3.b 欄
- ハ 3.2.1.2.a.2.d 欄……3.2.4.2.a.3.c 欄
- ニ 3.2.1.2.a.2.e 欄……3.2.4.2.a.3.d 欄
- ホ 3.2.1.2.a.2.f 欄……3.2.4.2.a.3.e 欄
- ヘ 3.2.1.2.a.2.g 欄……3.2.4.2.a.3.f 欄
- ト 3.2.1.2.a.2.h 欄……3.2.4.2.a.3.g 欄
- チ 3.2.1.2.a.2.i 欄……3.2.4.2.a.3.h 欄
- リ 3.2.1.2.a.2.j 欄……3.2.4.2.a.3.i 欄
- ヌ 3.2.1.2.a.2.k 欄……3.2.4.2.a.3.j 欄
- ル 3.2.1.2.a.2.l 欄……3.2.4.2.a.3.k 欄
- ヲ 3.2.1.2.a.2.m 欄……3.2.4.2.a.3.l 欄
- ワ 3.2.1.2.a.2.n 欄……3.2.4.2.a.3.m 欄
- カ 3.2.1.2.a.2.p 欄……3.2.4.2.a.3.o 欄
- ヨ 3.2.1.2.a.2.q 欄……3.2.4.2.a.3.p 欄
- タ 3.2.1.2.a.2.r 欄……3.2.4.2.a.3.q 欄

3.2.1.2.a.3 当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は第 4 項第 1 号イ(3)(i)に掲げる金額（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、調整後対象租税額）に 3.2.1.2.a.2.s 欄及び 3.2.1.2.a.2.t 欄の金額の合計額を加算した金額を記載します。

(5) 表 3.2.1.2.b 負の国別調整後対象租税額の繰越しに関する事項

この表は、当該サブグループの当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る国別実効税率等の計算につき、法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)若しくは第 4 項第 1 号イ(3)又は第 2 項第 4 号若しくは第 4 項第 4 号の規定により同条第 2 項第 1 号イ(3)(i)若しくは第 4 項第 1 号イ(3)(i)に掲げる金額又は調整後対象租税額から控除される金額がある場合に記載します。

3.2.1.2.b.1 当該サブグループの当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る3.2.1.2.b.4 欄の金額を記載します。

3.2.1.2.b.2 当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)(i)又は第 4 項第 1 号イ(3)(i)に掲げる金額（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、調整後対象租税額）が 0 を下回る場合において、次に掲げる場合に該当するときに、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。

- イ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第 4 項第 1 号イ(1)に規定する国別グルー

- ブ純所得の金額がある場合……当該対象会計年度の当該サブグループに係る同条第2項第1号イ(3)(i)又は第4項第1号イ(3)(i)に掲げる金額が0を下回る部分の金額
- ロ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第82条の2第2項第1号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第4項第1号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がない場合（当該対象会計年度に係る同条第2項第3号又は第4項第3号に定める金額の計算につき同条第12項（同条第13項において準用する場合を含みます。以下ロ及びニにおいて同じです。）の規定の適用を受ける場合に限ります。）……同条第12項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同条第2項第3号ハ又は同条第4項第3号ハに掲げる金額
- ハ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がある場合……当該対象会計年度の当該サブグループに係る調整後対象租税額が0を下回る部分の金額
- ニ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がない場合（当該対象会計年度に係る法第82条の2第2項第6号又は第4項第6号に定める金額の計算につき同条第12項の規定の適用を受ける場合に限ります。）……同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同条第2項第6号ハ又は第4項第6号ハに掲げる金額

3.2.1.2.b.3 次に掲げる金額の合計額を記載します。

- イ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第82条の2第2項第1号イ(3)又は第4項第1号イ(3)の規定により同条第2項第1号イ(3)(i)又は第4項第1号イ(3)(i)に掲げる金額から控除される金額
- ロ 当該サブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る法第82条の2第2項第4号又は第4項第4号の規定により調整後対象租税額から控除される金額

(6) 表 3.2.1.2.c 特定外国子会社合算税制等に係る被配分当期対象租税額の計算に関する事項（該当する場合）

この表は、当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに当該対象会計年度に係る令第155条の35第3項第4号に定める金額につき法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号。以下「令和5年6月改正省令」といいます。）附則第2条第1項（被配分当期対象租税額に関する経過措置）の規定の適用を受けるもの（以下(6)において「適用対象会社等」といいます。）がある場合又は適用対象会社等の親会社等（同項に規定する親会社等といいます。以下(6)において同じです。）がある場合に記載します。

3.2.1.2.c.1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

- イ 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに適用対象会社等がある場合……当該適用対象会社等の所在地国の名称
- ロ 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに親会社等（令和5年6月改正省令附則第2条第1項に規定する特定外国子会社合算税制等の適用を受けるものに限ります。）がある場合……当該親会社等が直接又は間接にその持分を有する適用対象会社等の所在地国の名称
- ※ 無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては“Stateless”と記載します。

3.2.1.2.c.2 3.2.1.2.c.1 欄に記載する適用対象会社等の所在地国に複数のサブグループがある場合に、当該適用対象会社等が属するサブグループについて、当該属するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を 3.1.3 欄に準じて記載します。

3.2.1.2.c.3 3.2.1.2.c.2 欄に記載するサブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等（3.2.1.2.c.2 欄に記載がない場合には、3.2.1.2.c.1 欄に記載する所在地国を

所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等)の当該対象会計年度に係る令和5年6月改正省令附則第2条第1項に規定する計算した金額の合計額を記載します。

(7) 表 3.2.2.1.a 繰延対象租税額の調整計算の概略に関する事項

3.2.2.1.a.1.a 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る法人税等調整額の合計額を記載します。当該合計額が借方残である場合には正の値を、貸方残である場合には負の値を記載してください。

3.2.2.1.a.1.b 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る法人税等調整額のうち、連結等財務諸表における資産又は負債の額と各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の計算における資産又は負債の額とが異なる資産又は負債(以下(7)において「帳簿価額差異の存する資産又は負債」といいます。)に係るものの合計額を記載します。

3.2.2.1.a.1.c 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る当期純損益金額に係る法人税等調整額のうち、帳簿価額差異の存する資産又は負債に係るものの合計額を記載します。

3.2.2.1.a.2 当該サブグループに係る 3.2.2.1.b.2 欄の金額を記載します。

3.2.2.1.a.3.f 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度の当期純損益金額に係る基準税率を下回る適用税率(規則第38条の28第3項第1号イ(調整後対象租税額の計算)に規定する適用税率をいいます。以下同じです。)により算出された繰延税金資産(同号イに規定する繰延税金資産をいいます。以下同じです。)(同号ロの規定の適用を受ける繰延税金資産に限ります。)と当該繰延税金資産につき同号ロの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額との差額を記載します。

3.2.2.1.a.3.g 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債(規則第38条の28第3項第1号イに規定する繰延税金負債をいいます。以下同じです。)の合計額と当該繰延税金資産又は繰延税金負債につき同号イの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額の合計額との差額を記載します。

(8) 表 3.2.2.1.b 繰延対象租税額の調整計算に関する事項

3.2.2.1.b.1.a~p 次に掲げる欄の区分に応じそれぞれ次に定める欄の「加算」欄の金額の合計額から「減算」欄の金額の合計額を減算した金額を記載します。

- イ 3.2.2.1.b.1.a 欄……3.2.4.2.c.3.a 欄
- ロ 3.2.2.1.b.1.b 欄……3.2.4.2.c.3.b 欄
- ハ 3.2.2.1.b.1.c 欄……3.2.4.2.c.3.c 欄
- ニ 3.2.2.1.b.1.d 欄……3.2.4.2.c.3.d 欄
- ホ 3.2.2.1.b.1.e 欄……3.2.4.2.c.3.e 欄
- へ 3.2.2.1.b.1.f 欄……3.2.4.2.c.3.f 欄
- ト 3.2.2.1.b.1.g 欄……3.2.4.2.c.3.g 欄
- チ 3.2.2.1.b.1.h 欄……3.2.4.2.c.3.h 欄
- リ 3.2.2.1.b.1.i 欄……3.2.4.2.c.3.i 欄
- ヌ 3.2.2.1.b.1.j 欄……3.2.4.2.c.3.j 欄
- ル 3.2.2.1.b.1.k 欄……3.2.4.2.c.3.k 欄
- ヲ 3.2.2.1.b.1.l 欄……3.2.4.2.c.3.l 欄
- ワ 3.2.2.1.b.1.m 欄……3.2.4.2.c.3.m 欄
- カ 3.2.2.1.b.1.n 欄……3.2.4.2.c.3.n 欄
- ヨ 3.2.2.1.b.1.o 欄……3.2.4.2.c.3.o 欄
- タ 3.2.2.1.b.1.p 欄……3.2.4.2.c.3.p 欄

3.2.2.1.b.2 3.2.2.1.b.1.a 欄から 3.2.2.1.b.1.p 欄までの金額の合計額を記載します。

(9) 表 3.2.2.1.c 欠損金の繰戻還付に係る還付金の額がある場合の調整計算に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において生じた規則第38条の2第3項第7号に規定する欠損の金額につき規則第38条の28第3項第3号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額を有する

ものがある場合（令第 155 条の 35 第 4 項の規定の適用を受ける場合を除きます。）に記載します。

3.2.2.1.c.1.a・b 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の令第 155 条の 40 第 1 項第 4 号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第 155 条の 48 第 1 項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含みます。）又は第 155 条の 44 第 1 項第 4 号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）（令第 155 条の 51 第 1 項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を還付所得過去対象会計年度（規則第 38 条の 32 第 8 項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（規則第 38 条の 37 第 1 項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含みます。）に規定する還付所得過去対象会計年度又は規則第 38 条の 35 第 3 項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）（規則第 38 条の 39 第 1 項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する場合を含みます。）に規定する還付所得過去対象会計年度をいいます。以下(9)において同じです。）ごとに記載します。

3.2.2.1.c.1.c 3.2.2.1.c.1.a 欄及び 3.2.2.1.c.1.b 欄の金額の合計額を記載します。

3.2.2.1.c.2.a・b 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の規則第 38 条の 28 第 3 項第 3 号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額の合計額を還付所得過去対象会計年度ごとに記載します。

3.2.2.1.c.2.c 3.2.2.1.c.2.a 欄及び 3.2.2.1.c.2.b 欄の金額の合計額を記載します。

※ この欄の金額と 3.2.2.1.c.1.c 欄の金額との差額が 3.2.1.2.a.2.k 欄の金額に含まれることとなります。

(10) 表 3.2.2.2.a 取戻繰延税金負債に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において計上した繰延税金負債に係る令第 155 条の 35 第 1 項第 2 号に掲げる金額（規則第 38 条の 32 第 1 項第 2 号イからリまで（規則第 38 条の 37 第 1 項において準用する場合を含みます。）又は第 38 条の 35 第 1 項第 2 号イからリまで（規則第 38 条の 39 第 1 項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額に係る部分の金額を除きます。以下(10)において「取戻対象繰延税金負債の額」といいます。）を有するものがある場合又は規則第 38 条の 32 第 1 項第 2 号（規則第 38 条の 37 第 1 項において準用する場合を含みます。）若しくは第 38 条の 35 第 1 項第 2 号（規則第 38 条の 39 第 1 項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を有するものがある場合に記載します。

3.2.2.2.a.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る当該対象会計年度の 5 対象会計年度前の過去対象会計年度において計上した取戻対象繰延税金負債の額（所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなった構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であったものが当該共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当しないこととなった場合における当該共同支配会社等であったものに係る金額を除きます。）の合計額を記載します。

3.2.2.2.a.2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第 38 条の 32 第 1 項第 2 号（規則第 38 条の 37 第 1 項において準用する場合を含みます。）又は第 38 条の 35 第 1 項第 2 号（規則第 38 条の 39 第 1 項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額の合計額を記載します。なお、この欄に金額を記載する場合には、表 3.3.3.1 を記載する必要があります。

3.2.2.2.a.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度において計上した取戻対象繰延税金負債の額の合計額を記載します。

(11) 表 3.2.2.2.b 総勘定元帳科目又は集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに規則第 38 条の 32 第 3 項第 2 号（規則第 38 条の 35 第 2 項（規則第 38 条の 39 第 1 項において準用する場合を含みます。）又は第 38 条の 37 第 1 項において準用する場合を含みます。）に規定する総勘定元帳科目又は規則第 38 条の 32 第 3 項第 3 号（規則第 38 条の 35 第 2 項（規則第 38 条の 39 第 1 項において準用する場合を含みます。）又は第 38 条の 37 第 1

項において準用する場合を含みます。)に規定する集計繰延税金負債区分に係る繰延税金負債を有するものがある場合に記載します。

3.2.2.2.b.a.1,2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度及び当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る規則第38条の32第6項(規則第38条の35第2項(規則第38条の39第1項において準用する場合を含みます。))又は第38条の37第1項において準用する場合を含みます。)において準用する規則第38条の28第15項に規定する移行対象会計年度前繰延税金負債の残高の合計額をそれぞれ記載します。

3.2.2.2.b.b.1,2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度及び当該対象会計年度の直前の対象会計年度に係る規則第38条の32第2項第1号イ(1)(規則第38条の35第2項(規則第38条の39第1項において準用する場合を含みます。))又は第38条の37第1項において準用する場合を含みます。)に規定する繰延税金負債残高の合計額をそれぞれ記載します。

3.2.2.2.b.c.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第38条の32第2項第1号イ又は第2号イ(これらの規定を規則第38条の35第2項(規則第38条の39第1項において準用する場合を含みます。))又は第38条の37第1項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額の合計額を記載します。

3.2.2.2.b.c.2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る規則第38条の32第2項第1号ロ又は第2号ロ(これらの規定を規則第38条の35第2項(規則第38条の39第1項において準用する場合を含みます。))又は第38条の37第1項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額の合計額を記載します。

(12) 表 3.2.2.3 移行対象会計年度における調整に関する事項

3.2.2.3.1 当該サブグループに係る移行対象会計年度を記載します。

※ 当該対象会計年度が移行対象会計年度に該当しない場合であっても、3.2.2.3.1欄は毎回記載してください。

(13) 表 3.2.2.3.a 移行対象会計年度における繰延税金負債及び繰延税金資産の調整に関する事項

この表は、当該対象会計年度が移行対象会計年度である場合において、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに移行対象会計年度開始の時ににおいて繰延税金資産又は繰延税金負債を有するものがあるときに記載します。

3.2.2.3.a.1 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の移行対象会計年度開始の時ににおける繰延税金負債の合計額を記載します。

3.2.2.3.a.2 3.2.2.3.a.1欄の金額のうちに基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金負債がある場合に、当該繰延税金負債が基準税率により算出されたものとした場合に3.2.2.3.a.1欄の金額として計算される繰延税金負債の合計額を記載します。

3.2.2.3.a.3 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の移行対象会計年度開始の時ににおける繰延税金資産の合計額を記載します。

3.2.2.3.a.4 3.2.2.3.a.3欄の金額のうちに基準税率を上回る適用税率により算出された繰延税金資産(基準税率を下回る適用税率により算出された繰延税金資産(個別計算損失金額に係るものに限ります。))を含めることができます。)がある場合に、当該繰延税金資産が基準税率により算出されたものとした場合に3.2.2.3.a.3欄の金額として計算される繰延税金資産の合計額を記載します。

3.2.2.3.a.5 3.2.2.3.a.3欄の金額(3.2.2.3.a.4欄に金額の記載がある場合には、同欄の金額)のうちに、個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産(令和3年12月1日以後に行われた取引に係るものに限ります。)がある場合に、当該繰延税金資産の合計額を記載します。

(14) 表 3.2.2.3.b 特定取引等に係る調整に関する事項

この表は、当該対象会計年度が当該サブグループに係る移行対象会計年度である場合において、当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに他の

会社等（規則第 38 条の 15 第 4 項（移行対象会計年度に係る当期純損益金額等）に規定する他の会社等をいいます。以下(14)において同じです。）若しくは他の共同支配会社等（同条第 7 項の規定により読み替えられた同条第 4 項に規定する他の共同支配会社等をいいます。以下(14)において同じです。）から資産（同条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含みます。以下 3.2.2.3.b.5 までにおいて同じです。）に規定する資産をいいます。以下(14)において同じです。）の移転（同条第 4 項に規定する移転をいいます。以下(14)において同じです。）を受けたものがあるとき又は当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等のうちに資産の帳簿価額の変更（同条第 5 項（同条第 7 項において準用する場合を含みます。以下(14)において同じです。）に規定する資産の帳簿価額同条第 5 項に規定する変更をいいます。以下(14)において同じです。）を行ったものがある場合に記載します。

3.2.2.3.b.1 当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等に対し資産の移転をした他の会社等若しくは他の共同支配会社等の所在地国又は資産の帳簿価額の変更をした当該サブグループに属する構成会社等若しくは共同支配会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該他の会社等若しくは当該他の共同支配会社等又は資産の帳簿価額の変更をした構成会社等若しくは共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

3.2.2.3.b.2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に対し資産の移転をした 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等が当該資産の移転について支払った租税の額（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ヲ(1)(i)に規定する租税の額をいいます。）の合計額と 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が資産の帳簿価額の変更について支払った租税の額（同号ヲ(2)(i)に規定する租税の額をいいます。）の合計額とを合計した金額を記載します。

3.2.2.3.b.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に対し資産の移転をした 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等のその移転をした資産に係る繰延税金資産から当該資産に係る繰延税金負債を減算した金額の合計額と 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のその帳簿価額の変更をした資産に係る繰延税金資産から当該資産に係る繰延税金負債を減算した金額の合計額とを合計した金額を記載します。

3.2.2.3.b.4 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等から移転を受けた資産に係る規則第 38 条の 15 第 4 項の規定により計算される移行対象会計年度開始の時ににおける帳簿価額に相当する金額の合計額と 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の帳簿価額の変更を行った資産に係る同条第 5 項の規定により計算される移行対象会計年度開始の時ににおける帳簿価額に相当する金額の合計額とを合計した金額を記載します。

3.2.2.3.b.5 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする他の会社等又は他の共同支配会社等から移転を受けた資産及び 3.2.2.3.b.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の帳簿価額の変更を行った資産に係る規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号ヌからワまでに定めるところにより計算される移行対象会計年度開始の時ににおける繰延税金資産に相当する金額からこれらの資産に係る同号ヌ、ル及びワに定めるところにより計算される移行対象会計年度開始の時ににおける繰延税金負債の合計額を減算した金額を記載します。

(15) 表 3.2.3.1.a 特例の適用の選択に関する事項

3.2.3.1.a.4 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が 3.2.3.1.a.2 欄に掲げる規定の適用を受けることをやめた対象会計年度を記載します。なお、これ

らの各欄は、3.2.3.1.a.2欄に掲げる規定ごとに、その適用を受けることをやめようとする対象会計年度以後、5対象会計年度の間記載してください。

3.2.3.1.a.5.j.6 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等（導管会社等に該当する最終親会社等又は導管会社等に該当する共同支配親会社等を除きます。以下(15)において同じです。）が規則第38条の40第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。以下(15)において同じです。）の規定の適用を受けることとなった対象会計年度を記載します。なお、当該適用を受けることとなった対象会計年度は、当該サブグループに係る移行対象会計年度である必要があります。

3.2.3.1.a.5.j.7 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が規則第38条の40第1項の規定の適用を受けることをやめた対象会計年度を記載します。なお、この欄は、その適用を受けることをやめようとする対象会計年度以後、毎対象会計年度記載してください。

(16) 表3.2.3.1.b 所在地国ごとの特例の適用の選択に必要な事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額について令第155条の24の2第1項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第6項において準用する場合を含みます。以下(16)において同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

3.2.3.1.b.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の24の2第1項の規定により減算調整額から除かれる金額の合計額から同項の規定により加算調整額から除かれる金額の合計額を減算した金額の合計額を記載します。

3.2.3.1.b.2 当該対象会計年度の直前の対象会計年度の特設多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものに記載された当該サブグループに係る3.2.3.1.b.5欄の金額を記載します。

3.2.3.1.b.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度中に行った適格持分（令第155条の35第7項に規定する適格持分をいいます。以下(16)において同じです。）の取得に要した額の合計額を記載します。

3.2.3.1.b.4 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度中に適格持分を有することにより受けた令第155条の35第7項第1号に規定する投資収益の額の合計額を記載します。ただし、当該投資収益の額の合計額が3.2.3.1.b.2欄の金額と3.2.3.1.b.3欄の金額との合計額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額を記載します。

(17) 表3.2.3.2 規則第38条の41の規定の適用の選択に関する事項

3.2.3.2.1 当該サブグループが規則第38条の41第1項（同条第8項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合にレ印を付します。

(18) 表3.2.3.2.a 繰延みなし分配税額の計算に関する事項

この表は、当該サブグループが当該対象会計年度において規則第38条の41第1項（同条第8項において準用する場合を含みます。以下(18)において同じです。）の規定の適用を受ける場合又は当該サブグループが過去対象会計年度において同条第1項の規定の適用を受けたことにより当該対象会計年度開始の時に繰延みなし分配税額を有する場合に記載します。

3.2.3.2.a.2 当該サブグループに係る過去対象会計年度又は当該対象会計年度において生じたみなし分配税額（規則第38条の41第1項に規定するみなし分配税額をいいます。以下(18)において同じです。）を、その生じた各過去対象会計年度又は当該対象会計年度ごとに記載します。

3.2.3.2.a.3 「3期前の過去対象会計年度」欄から「当該対象会計年度」欄までの各過去対象会計年度又は当該対象会計年度における規則第38条の41第4項第2号イからハまでに掲げる金額の合計額をみなし分配税額の生じた各過去対象会計年度ごとに記載します。

3.2.3.2.a.4 3.2.3.2.a.2欄の金額から3.2.3.2.a.3の各欄の金額の合計額を控除した金額を記載します。

- (19) 表 3.2.3.2.b モデルルール第 7.3.7 条に相当する規定の適用に関する事項
 この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等がモデルルール第 7.3.7 条に相当する規定の適用を受ける場合に記載します。
- 3.2.3.2.b.1・2 これらの欄は、モデルルール第 7.3.7 条に相当する規定の適用がある過去対象会計年度ごとに記載します。
- 3.2.3.2.b.3 当該国又は地域の租税に関する法令の規定におけるモデルルール第 7.3.8 条に規定する“Disposition Recapture Ratio”に相当するものを過去対象会計年度ごとに記載します。
- (20) 表 3.2.4.a 移行期間報告簡素化措置の選択に関する事項
- 3.2.4.a.1 当該対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のうち当該サブグループに係る事項について、移行期間報告簡素化措置を適用する場合には“Yes”と、適用しない場合には“No”と記載します。移行期間報告簡素化措置を適用する場合には、表 3.2.4.1.a、表 3.2.4.2.a 及び表 3.2.4.2.c は、それぞれ(22)、(26)及び(28)に定めるところにより記載してください。
- ※ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の移行期間報告簡素化措置は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用することができます。
- イ 当該対象会計年度が令和 10 年 12 月 31 日以前に開始する対象会計年度（令和 12 年 6 月 30 日までに終了するものに限り）であること。
- ロ 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。
- (イ) 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の合計額が 0 である場合
- (ロ) 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の全部について、一の構成会社等（最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に限り）に対してのみ当該構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等が課される場合
- (ハ) 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる全ての構成会社等（最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に限り）について、法第 82 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号イからニまで又は第 3 号イ若しくはロ若しくは第 4 号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗すべき割合が等しい場合
- ホ 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等がその所在地国の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税（法第 82 条の 2 第 6 項各号に掲げる要件を満たすものに限り）を課することとされており、かつ、当該サブグループにつき 2.2.1.1.1 欄に“(d) QDMTT safe harbour”と記載する場合において、当該自国内最低課税額に係る税に関する法令等における特定多国籍企業グループ等報告事項等の移行期間報告簡素化措置に相当するものを適用することができないこととされていないこと。
- (21) 表 3.2.4.b 連結納税グループ等に係る合算報告措置の選択に関する事項
 この表は、当該対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等のうち当該サブグループに係る事項について、連結納税グループ等に係る合算報告措置を適用する場合に記載します。連結納税グループ等に係る合算報告措置を適用する場合には、表 3.2.4.1.a から表 3.2.4.6 までは、連結納税グループ等（例えば所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法における連結納税制度のような企業集団の所得に対して課税する租税に関する法令の規定の適用がある企業集団をいいます。以下同じです。）に属する構成会社等又は共同支配会社等に係る金額については、これらの各表の納税者番号を記載する欄に 3.2.4.b.1 欄に記載する納税者番号を記載した上で、連結納税グループ等ごとの合計額により記載します。ただし、当該対象会計年度開始の日から当該対象会計年度終了の日まで継続して当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等でなかったもの及びサブグループを別とする構成会社等又は共同支配会社等については、当該連

結納税グループ等に属していたとしても、連結納税グループ等ごとの合計額によりこれらの各表を記載することはできません。

※ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の連結納税グループ等に係る合算報告措置は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに連結納税グループ等に属するものがある場合において、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、適用することができます。

イ 当該連結納税グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定において、当該連結納税グループ等の企業集団の所得に対して課される税の課税標準とされるべき金額が当該連結納税グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額又は欠損の金額と当該連結納税グループ等に属する他の構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額又は欠損の金額とを合算して計算することとされ、かつ、当該連結納税グループ等に対して単一の納税義務を課することとされていること。

※1 連帯納付義務を負うこととされているかどうかを問いません。

※2 我が国におけるグループ通算制度は、この要件を充足しないため、連結納税グループ等に係る合算報告措置を適用することはできません。

ロ 当該連結納税グループ等に属する会社等のいずれかが、当該連結納税グループ等に属する全ての他の構成会社等又は共同支配会社等の持分の全部を直接又は間接に有すること。

ハ 当該連結納税グループ等に属する構成会社等又は共同支配会社等の全てが、所在地国を同じくすること。

ニ 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が、当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の計算につき令第155条の20第1項（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第6項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けること。

3.2.4.b.1 連結納税グループ等に係る合算報告措置の適用を受ける連結納税グループ等の納税者番号を記載します。

3.2.4.b.2 3.2.4.b.1 欄に記載した連結納税グループ等に属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

(22) 表 3.2.4.1.a 個別計算所得等の金額の計算に関する事項

この表には、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の計算に関する事項を、3.2.4.1.a.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.a.1 欄に“Yes”と記載する場合には、次によります。

イ 3.2.4.1.a.3.a 欄から 3.2.4.1.a.3.z 欄まで（3.2.4.1.a.3.e 欄、3.2.4.1.a.3.m 欄、3.2.4.1.a.3.u 欄、3.2.4.1.a.3.v 欄及び 3.2.4.1.a.3.z 欄を除きます。）は、記載する必要はありません。

ロ 3.2.4.1.a.3.e 欄、3.2.4.1.a.3.m 欄、3.2.4.1.a.3.u 欄、3.2.4.1.a.3.v 欄及び 3.2.4.1.a.3.z 欄は、「加算」欄に記載することとなる金額から「減算」欄に記載することとなる金額を減算した金額を記載します。

※ 当該減算した金額が0を上回る場合にはその上回る額を「加算」欄に、0を下回る場合にはその下回る額を「減算」欄に記載します。

※ 3.2.4.1.d.5 欄に“exception, wholly-owned”と記載する場合には、最終親会社等及び導管会社等（最終親会社等が持分の全部を直接又は他の導管会社等を通じて間接に有するものであって、当該最終親会社等の所在地国を所在地国とするものに限ります。）については、この表を記載する必要はありません。

3.2.4.1.a.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.1.a.2 当該対象会計年度に係る当期純損益金額を記載します。

※ この欄に記載する金額は、恒久的施設等と恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等との間の調整（令第155条の30第1項又は第2項（恒久的施設等を有する構成会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（これらの規定を同条第

3項において準用する場合を含みます。)の規定による調整を含みます。)や導管会社等に係る調整後の金額であることに注意してください。また、3.2.4.1.a.3.a欄から3.2.4.1.a.3.z欄までに記載する調整額が含まれている場合にはその調整をする前の金額を記載してください。

3.2.4.1.a.3.b 当該対象会計年度に係る令第155条の18第3項第2号(同条第4項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額(令第155条の21第1項第3号(保険会社に係る個別計算所得等の金額の計算)(同条第2項において準用する場合を含みます。)の規定により当該金額に含まないものとされる同条第1項第1号に規定する特定投資収益額に係る収益の額又は利益の額を除きます。)を「減算」欄に記載します。
※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.1.a.3.c 当該対象会計年度に係る令第155条の18第2項第2号から第4号まで(同条第4項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額(令第155条の21第1項第3号(同条第2項において準用する場合を含みます。以下**3.2.4.1.a.3.c**において同じです。))の規定により当該金額に含まないものとされる同条第1項第2号イに規定する特定投資損失額に係る損失の額及び令第155条の24の2第1項(同条第6項において準用する場合を含みます。以下**3.2.4.1.a.3.c**において同じです。))の規定により当該金額から除かれることとなる金額を除きます。)及び令第155条の26第1項第1号(一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第5項において準用する場合を含みます。以下**3.2.4.1.a.3.c**において同じです。))の規定により特例適用前個別計算所得等の金額等(令第155条の18第1項第1号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額又は同項第2号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいいます。以下同じです。)に加算されることとなる金額の合計額を「加算」欄に、令第155条の18第3項第3号から第5号まで(同条第4項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額(令第155条の21第1項第3号の規定により当該金額に含まないものとされる同条第1項第1号に規定する特定投資収益額に係る収益の額又は利益の額及び令第155条の24の2第1項の規定により当該金額から除かれることとなる金額を除きます。)及び令第155条の26第1項第2号(同条第5項において準用する場合を含みます。))の規定により特例適用前個別計算所得等の金額等から減算されることとなる金額の合計額を「減算」欄に、それぞれ記載します。

3.2.4.1.a.4 当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額を記載します。ただし、3.2.4.1.a.1欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が各種投資会社等である場合には、令第155条の53第1項(各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例)(同条第3項において準用する場合を含みます。)の適用後の金額を記載してください。

(23) 表 3.2.4.1.b 本店と恒久的施設等との間の当期純損益金額の調整及び導管会社等に係る当期純損益金額の計算に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合(当該サブグループに属する恒久的施設等である構成会社等又は共同支配会社等に係る主たる会社等が令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合を含みます。)に記載します。

イ 令第155条の16第12項から第14項までの規定

ロ 令第155条の17第1項(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)(同条第7項において準用する場合を含みます。以下(23)において同じです。))の規定

ハ 令第155条の30第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項において準用する場合を含みます。以下(23)において同じです。))の規定

3.2.4.1.b.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち、(23)イからハまでに掲げる規定の適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等(当該サブグループに属する恒久的施設等である構成会社等又は共同支配会社等(当該恒久的施設等に係る主たる会社等が令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合に限りま)を含みます。))の納税者番号を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.1.b.2 税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を記載します。

※1 3.2.4.1.b.3 イからハまでに掲げる場合に複数該当する場合には、その該当する場合ごとにこの欄を記載します。この場合には、この欄には、直前の3.2.4.1.b.8 欄の金額を記載します。

※2 この欄に記載する金額は、恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前金額であることを注意してください。

3.2.4.1.b.3 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 次に掲げる場合……Article 3.4

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合（ハ(イ)に掲げる場合を除きます。）

(ロ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等であり、かつ、当該恒久的施設等に係る主たる会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合（ハ(ロ)に掲げる場合を除きます。）

(ハ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が令第155条の30第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合

ロ 当該構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第13項の規定の適用を受ける場合……Article 3.5.3

ハ 次に掲げる場合……Article 3.5.1(a)

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等（導管会社等に限りません。）が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合

(ロ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等であり、かつ、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る導管会社等である主たる会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第12項の規定の適用を受ける場合

ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度において令第155条の16第14項又は第155条の17第1項の規定の適用を受ける場合……Article 3.5.1(b)

※ 該当する場合が複数あるときは、イからニまでの順に行を分けて記載してください。

3.2.4.1.b.4 3.2.4.1.b.3 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。

イ Article 3.4……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合……当該恒久的施設等に係る主たる会社等の納税者番号

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合……当該構成会社等又は共同支配会社等有する恒久的施設等の納税者番号

ロ Article 3.5.3……この欄に記載する必要はありません。

ハ Article 3.5.1(a)……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が恒久的施設等である場合……当該恒久的施設等に係る主たる会社等の納税者番号

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合……当該構成会社等又は共同支配会社等の令第155条の16第12項の規定の適用に係る恒久的施設等の納税者番号

ニ Article 3.5.1(b)……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等が被分配会社等（令第155条の16第14項に規定する被分配会社等をいいます。以下(23)において同じです。）又は適用株主等（令第155条の17第2項に規定する適用株主等をいいます。以下(23)において同じです。）である場合……当該被分配会社等に係る対象導管会社等（令第155条の16第13項に規定する対象導管会社等をいいます。以下(23)において同じです。）又は当該適用株主等に係る対象各種投資会社等（令第155条の17第1項に規定する対象各種投資会社等をいいます。以下(23)において同じです。）の納税者番号

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合……対象導管会社等である当該構成会社等若しくは共同支配会社等に係る被分配会社等又は対象各種投資会社等である当該構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用株主等の納税者番号

3.2.4.1.b.5 3.2.4.1.b.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の名称を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。ただし、3.2.4.1.b.3 欄に“Article 3.5.3”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。

※ 3.2.4.1.b.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

3.2.4.1.b.6 3.2.4.1.b.3 欄に記載するものの区分に応じ 3.2.4.1.b.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等から 3.2.4.1.b.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等に配分される金額を記載します。

3.2.4.1.b.7 3.2.4.1.b.3 欄に記載するものの区分に応じ 3.2.4.1.b.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等から 3.2.4.1.b.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等に配分される金額を記載します。

3.2.4.1.b.8 3.2.4.1.b.2 欄の金額に 3.2.4.1.b.6 欄の金額を加算した金額から 3.2.4.1.b.7 欄の金額を減算した金額を記載します。

(24) 表 3.2.4.1.c 独立企業間価格の調整等に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに令第 155 条の 16 第 3 項又は令第 155 条の 18 第 2 項第 13 号（同条第 4 項において準用する場合を含みます。以下(24)において同じです。）の規定の適用を受けるものがある場合に、その適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

※ 1 3.2.4.1.d.5 欄に“exception, wholly-owned”と記載する場合には、最終親会社等及び導管会社等（最終親会社等が持分を直接又は他の導管会社等を通じて間接に有するものであって、当該最終親会社等の所在地国を所在地国とするものに限ります。）については、この表を記載する必要はありません。

※ 2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等が令第 155 条の 16 第 3 項の規定の適用を受ける場合において、当該構成会社等と他の構成会社等又は当該共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等との間の当該対象会計年度中の同条第 3 項に規定する取引に係る金額の合計額が 3,500 万ユーロ以下であるときは、当該構成会社等又は当該共同支配会社等については、同項の規定の適用に関してこの表を記載する必要はありません。

3.2.4.1.c.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち令第 155 条の 16 第 3 項又は第 155 条の 18 第 2 項第 13 号の規定の適用を受けるものの納税者番号を記載します。

3.2.4.1.c.2 3.2.4.1.c.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が当該対象会計年度において適用を受ける規定が次に掲げる規定のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 令第 155 条の 16 第 3 項……Article 3.2.3

ロ 令第 155 条の 18 第 2 項第 13 号……Article 3.2.7

3.2.4.1.c.3 3.2.4.1.c.2 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。

イ Article 3.2.3……3.2.4.1.c.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の令第 155 条の 16 第 3 項の規定の適用に係る他の構成会社等又は他の共同支配会社等の納税者番号

ロ Article 3.2.7……3.2.4.1.c.1 に記載する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度における令第 155 条の 18 第 2 項第 13 号の規定の適用に係る同号に規定する資金供与会社等の納税者番号を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.1.c.4 3.2.4.1.c.3 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の名称を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

※ 当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に該当する場合には“Stateless”と記載します。

3.2.4.1.c.5 3.2.4.1.c.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の16第3項又は第155条の18第2項第13号の規定により税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額に加算されることとなる金額の合計額を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.1.c.6 3.2.4.1.c.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の16第3項の規定により税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額から減算されることとなる金額の合計額を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

(25) 表 3.2.4.1.d 導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例又は配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例の適用に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに令第155条の32第1項若しくは第2項（導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（これらの規定を同条第3項又は規則第38条の25第1項（導管会社等の恒久的施設等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第2項において準用する場合を含みます。）において準用する場合を含みます。以下(25)において同じです。）又は第155条の33第1項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第2項において準用する場合を含みます。以下(25)において同じです。）の規定の適用を受けるものがある場合に、3.2.4.1.d.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.1.d.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち、令第155条の32第1項若しくは第2項又は第155条の33第1項の規定の適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。ただし、その適用を受ける構成会社等が最終親会社等である場合には“UPE”と記載します。

3.2.4.1.d.2 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 当該構成会社等又は共同支配会社等が令第155条の32第1項の規定の適用を受ける場合……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

(イ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第1項第1号に掲げる要件を満たす場合（同号に規定する相当する金額が同号イに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……Article 7.1.1(a) (i)

(ロ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第1項第1号に掲げる要件を満たす場合（同号に規定する相当する金額が同号ロに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……Article 7.1.1(a) (ii)

(ハ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第1項第2号に掲げる要件を満たす場合……Article 7.1.1(b)

(ニ) 当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する構成員が令第155条の32第1項第3号に掲げる要件を満たす場合……Article 7.1.1(c)

ロ 当該構成会社等又は共同支配会社等が令第155条の32第2項の規定の適用を受ける場合……Article 7.1.2

ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等が令第155条の33第1項の規定の適用を受ける場合（ニに掲げる場合を除きます。）……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

(イ) 持分保有者（令第155条の33第1項に規定する持分保有者をいいます。以下(25)において同じです。）が同項第1号に掲げる要件を満たす場合（当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額（同項に規定する利益の配当の額をいいます。以下(25)において同じです。）が同号イに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……Article 7.2.1(a) (i)

(ロ) 持分保有者が令第155条の33第1項第1号に掲げる要件を満たす場合（当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額が同号ロに掲げる要件を満たす場合に限ります。）……Article 7.2.1(a) (ii)

- (ハ) 持分保有者が令第 155 条の 33 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす場合（当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額が同号ハに掲げる要件を満たす場合に限り。）……Article 7.2.1(a)(iii)
 - (ニ) 持分保有者が令第 155 条の 33 第 1 項第 2 号に掲げる要件を満たす場合……Article 7.2.1(b)
 - (ホ) 持分保有者が令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号に掲げる要件を満たす場合……Article 7.2.1(c)
 - ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等が令第 155 条の 33 第 1 項の規定の適用を受ける場合（同項の規定により当該構成会社等又は共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額等から控除される金額のうち令第 155 条の 35 第 10 項に規定する財務省令で定める金額がある場合に限り。）……Article 7.2.2
- ※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

3.2.4.1.d.3 3.2.4.1.d.2 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

- イ “Article 7.1.1(a)(i)” 又は “Article 7.1.1(a)(ii)” ……当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する令第 155 条の 32 第 1 項第 1 号に掲げる要件を満たす構成員ごとに、その納税者番号、所在する国又は地域の名称及び税率（3.2.4.1.d.2 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める税率又は割合をいいます。）
 - (イ) Article 7.1.1(a)(i)……令第 155 条の 32 第 1 項第 1 号に規定する相当する金額に対して課される租税の税率
 - ※ 当該相当する金額に対し複数の税率が適用される場合には、これらの税率のうち当該構成員に適用される最も低い税率（15%以上のものに限り。）を記載することができます。
 - (ロ) Article 7.1.1(a)(ii)……当該構成員が納付することとなる令第 155 条の 32 第 1 項第 1 号に規定する相当する金額に係る租税の額と当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る当期対象租税額に当該構成員の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る請求権割合（令第 155 条の 10 第 2 項（被部分保有親会社等の範囲）に規定する請求権割合をいいます。以下(25)において同じです。）を乗じて計算した金額との合計額が当該相当する金額のうち占める割合
 - ※1 個人である構成員については、納税者番号の代わりに、その所在する国又は地域ごとにその数を記載します。
 - ※2 税率は、パーセント単位で記載してください。
- ロ Article 7.1.1(b)……当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する令第 155 条の 32 第 1 項第 2 号に掲げる要件を満たす個人である構成員の数
- ハ Article 7.1.1(c)……当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分を有する令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号に掲げる要件を満たす構成員ごとに、その納税者番号及び当該構成員の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - (イ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号イに該当する構成員……Governmental Entity
 - (ロ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号ロに該当する構成員……International Organisation
 - (ハ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号ハに該当する構成員で法第 82 条第 14 号イに掲げる会社等に該当するもの……Governmental Entity
 - (ニ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号ハに該当する構成員で法第 82 条第 14 号ロに掲げる会社等に該当するもの……International Organisation
 - (ホ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号ハに該当する構成員で法第 82 条第 14 号ハに掲げる会社等に該当するもの……Non-profit Organisation
 - (ハ) 令第 155 条の 32 第 1 項第 3 号ハに該当する構成員で法第 82 条第 14 号ニに掲げる会社等に該当するもの……Pension Fund
- ニ Article 7.1.2……当該構成会社等又は共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額等が 0 を超えるとしたならば 3.2.4.1.d.2 欄に記載されることとなるもの

- が 3.2.4.1.d.3 に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ 3.2.4.1.d.3 に定めるもの
- ホ “Article 7.2.1(a)(i)” 又は “Article 7.2.1(a)(ii)” ……当該構成会社等又は共同支配会社等に係る持分保有者の納税者番号、所在する国又は地域の名称及び税率 (3.2.4.1.d.2 欄に記載するものが次に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定める税率又は割合をいいます。)
- (イ) Article 7.2.1(a)(i) ……当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額に対して課される租税の税率
- ※ 当該相当する金額に対し複数の税率が適用される場合には、これらの税率のうち当該構成員に適用される最も低い税率 (15%以上のものに限り) を記載することができます。
- (ロ) Article 7.2.1(a)(ii) ……当該持分保有者が納付することとなる当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額に係る租税の額と当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る当期対象租税額に当該持分保有者の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る請求権割合を乗じて計算した金額との合計額が当該利益の配当の額のうち占める割合
- ※1 個人である持分所有者については、納税者番号の代わりに、その所在する国又は地域ごとにその数を記載します。
- ※2 税率は、パーセント単位で記載してください。
- ヘ Article 7.2.1(a)(iii) ……当該構成会社等又は共同支配会社等に係る令第 155 条の 33 第 1 項第 1 号ハに掲げる要件を満たす個人である持分保有者の居住地国 (令第 155 条の 32 第 1 項第 2 号に規定する居住地国をいいます。) の名称及び当該居住地国ごとの当該個人である持分保有者の数
- ト Article 7.2.1(b) ……当該構成会社等又は共同支配会社等に係る令第 155 条の 33 第 1 項第 2 号に掲げる要件を満たす個人である持分保有者の数
- チ Article 7.2.1(c) ……当該構成会社等又は共同支配会社等に係る令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号に掲げる要件を満たす持分保有者の納税者番号及び当該持分保有者が次に掲げる持分保有者のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるもの
- (イ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号イに該当する持分保有者 ……Governmental Entity
- (ロ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号ロに該当する持分保有者 ……International Organisation
- (ハ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号ハに該当する持分保有者で法第 82 条第 14 号イに掲げる会社等に該当するもの ……Governmental Entity
- (ニ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号ハに該当する持分保有者で法第 82 条第 14 号ロに掲げる会社等に該当するもの ……International Organisation
- (ホ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号ハに該当する持分保有者で法第 82 条第 14 号ハに掲げる会社等に該当するもの ……Non-profit Organisation
- (ヘ) 令第 155 条の 33 第 1 項第 3 号ハに該当する持分保有者で法第 82 条第 14 号ニ(1)に掲げる会社等に該当するもの ……Pension Fund that is not a Pension Services Entity
- リ Article 7.2.2 ……当該構成会社等又は共同支配会社等の令第 155 条の 35 第 10 項に規定する財務省令で定める金額がないものとしたならば 3.2.4.1.d.2 欄に記載されることとなるものが 3.2.4.1.d.3 に掲げるもののいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ 3.2.4.1.d.3 に定めるもの
- 3.2.4.1.d.4 3.2.4.1.d.3 欄に記載する構成員又は持分保有者の 3.2.4.1.d.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等に係る請求権割合を当該構成員又は持分保有者ごとに記載します。
- 3.2.4.1.d.5 令第 155 条の 32 第 1 項若しくは第 2 項の規定により 3.2.4.1.d.1 欄に記載する構成会社等若しくは共同支配会社等の特例適用前個別計算所得等の金額等から控除されることとなる金額若しくは当該特例適用前個別計算所得等の金額等に加算されることとなる金額又は令第 155 条の 33 第 1 項の規定により当該構成会社等若しくは

共同支配会社の特例適用前個別計算所得等の金額等から控除されることとなる金額を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。ただし、最終親会社等が令第155条の32第1項の規定の適用を受ける場合において、3.2.4.1.d.3欄に記載する構成員が当該最終親会社等の持分の全部を有する場合には、この欄には“exception, wholly-owned”と記載します。

(26) 表3.2.4.2.a 調整後対象租税額の計算に関する事項

この表には、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算に関する事項を、3.2.4.2.a.1欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

※1 3.2.4.a.1欄に“Yes”と記載する場合には、3.2.4.2.a.3.a欄から3.2.4.2.a.3.q欄までを記載する必要はありません。

※2 3.2.4.1.d.5欄に“exception, wholly-owned”と記載する場合には、最終親会社等及び導管会社等（最終親会社等が持分の全部を直接又は他の導管会社等を通じて間接に有するものであって、当該最終親会社等の所在地国に所在するものに限ります。）については、この表を記載する必要はありません。

3.2.4.2.a.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.2.a.2 当該対象会計年度に係る令第155条の35第2項第1号に掲げる金額（同条第3項第8号に掲げる場合に該当する場合には、同号に定める特定対象租税金額を含まないものとします。）を記載します。

3.2.4.2.a.3.f 当該対象会計年度に係る令第155条の35第2項第3号口に掲げる金額（3.2.4.2.a.3.g欄に記載する金額を除きます。）を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.a.3.g 当該対象会計年度に係る令第155条の35第2項第3号口に掲げる金額（過去対象会計年度において調整後対象租税額に含むこととされたものに限ります。）を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.a.3.j 当該対象会計年度に係る令第155条の35第2項第2号ニに掲げる金額と同号ホに掲げる金額（同条第4項の規定の適用を受ける場合には、0）との合計額を「加算」欄に、規則第38条の28第3項第3号口に掲げる金額を「減算」欄に、それぞれ記載します。

3.2.4.2.a.3.l 当該対象会計年度に係る令第155条の35第9項の規定により調整後対象租税額に含まれないものとされる金額のうち当期対象租税額に係る部分の金額を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.a.3.m 当該対象会計年度に係る令第155条の35第10項の規定により調整後対象租税額に含まれないものとされる金額のうち当期対象租税額に係る部分の金額を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.a.3.n この欄は、モデルルール第7.3.7条及び第7.3.8条に相当する規定の適用がある場合にのみ記載します。

3.2.4.2.a.3.p 3.2.4.2.c.4欄の金額を記載します。同欄の金額が0を上回る場合には「加算」欄に、0を下回る場合にはその下回る額を「減算」欄に記載します。

※ 令第155条の30第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の規定により当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額等が0とされる恒久的施設等の当期純損益金額に係る繰延税金資産に係るもの及び繰延税金負債に係るものは含まれません。

3.2.4.2.a.4 当該対象会計年度に係る調整後対象租税額を記載します。ただし、3.2.4.2.a.1欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が各種投資会社等である場合には、令第155条の53第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の適用後の金額を記載してください。

(27) 表 3.2.4.2.b 本店と恒久的施設等との間の対象租税の額の調整及び導管会社等に係る対象租税の額の計算等に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに被配分会社等（当該対象会計年度に係る当期対象租税額又は調整後法人税等調整額（規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号に規定する調整後法人税等調整額をいいます。以下(27)において同じです。）のうちに次に掲げる金額がある構成会社等又は共同支配会社等をいいます。以下(27)において同じです。）又は配分会社等（被配分会社等に係る調整の相手先をいいます。以下(27)において同じです。）がある場合に、当該配分会社等又は被配分会社等ごとに記載します。

イ 令第 155 条の 35 第 3 項第 1 号若しくは規則第 38 条の 28 第 4 項第 1 号に定める金額又は令和 7 年旧法人税法施行令（令和 7 年改正令第 1 条の規定（令和 7 年改正令附則第 1 条各号に掲げる改正規定を除きます。）による改正前の法人税法施行令をいいます。以下同じです。）第 155 条の 35 第 3 項第 1 号（調整後対象租税額の計算）に定める金額

ロ 令第 155 条の 35 第 3 項第 2 号若しくは第 3 号若しくは規則第 38 条の 28 第 4 項第 2 号若しくは第 3 号に定める金額又は令和 7 年旧法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 2 号若しくは第 3 号に定める金額

ハ 令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号に定める金額（二に掲げる金額を除きます。）若しくは規則第 38 条の 28 第 4 項第 4 号に定める金額又は令和 7 年旧法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号に定める金額（二に掲げる金額を除きます。）

ニ 令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号に定める金額（当該金額の計算につき令和 5 年 6 月改正省令附則第 2 条第 1 項の規定の適用がある場合における当該金額に限ります。）又は令和 7 年旧法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 4 号に定める金額（当該金額の計算につき令和 5 年 6 月改正省令附則第 2 条第 1 項の規定の適用がある場合における当該金額に限ります。）

ホ 令第 155 条の 35 第 3 項第 5 号若しくは規則第 38 条の 28 第 4 項第 5 号に定める金額又は令和 7 年旧法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 5 号に定める金額

ヘ 令第 155 条の 35 第 3 項第 6 号に定める金額又は令和 7 年旧法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 6 号に定める金額

ト 令第 155 条の 35 第 3 項第 7 号又は規則第 38 条の 28 第 4 項第 6 号に定める金額

※ 上記の「調整の相手先」とは、例えば、当該対象会計年度に係る当期対象租税額のうちに令第 155 条の 35 第 3 項第 1 号に定める金額がある恒久的施設等にとっての当該恒久的施設等を有する他の構成会社等や、当該他の構成会社等にとっての当該恒久的施設等をいいます。以下(27)において同じです。

3.2.4.2.b.1 当該サブグループに属する被配分会社等又は配分会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.2.b.2 3.2.4.2.b.1 欄に記載する被配分会社等又は配分会社等の当該対象会計年度に係る法人税等の額及び法人税等調整額の合計額を記載します。

3.2.4.2.b.3 3.2.4.2.b.1 欄に記載する被配分会社等又は同欄に記載する配分会社等に係る被配分会社等の当該対象会計年度に係る当期対象租税額又は調整後法人税等調整額のうちに次に掲げる金額のいずれがあるかの区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ (27)イに掲げる金額……Article 4.3.2(a)

ロ (27)ロに掲げる金額……Article 4.3.2(b)

ハ (27)ハに掲げる金額……Article 4.3.2(c)

ニ (27)ニに掲げる金額……Article 4.3.2(c)-Blended CFC regime

ホ (27)ホに掲げる金額……Article 4.3.2(d)

ヘ (27)ヘに掲げる金額……Article 4.3.2(e)

ト (27)トに掲げる金額……Article 4.3.4

※1 複数の区分に該当する場合には、それぞれ別に記載します。

※2 ハからホまでに掲げる金額がある場合には、2行に分けて記載します。1行目にはハからホまでにそれぞれ定めるものを、2行目にはハからホまでにそれぞれ

定めるもの及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

(イ) (ロ)以外の場合……Article 4.3.3(a)

(ロ) 受動的所得に係る税の配分制限がないとした場合の配分額が当該配分制限を超える場合……Article 4.3.3(b)

3.2.4.2.b.4 3.2.4.2.b.1 欄に記載する被配分会社等又は配分会社等の調整の相手先の納税者番号を記載します。

3.2.4.2.b.5 3.2.4.2.b.4 欄に記載する被配分会社等又は配分会社等の所在地国の名称を記載します。

※ 3.2.4.2.b.4 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には“Stateless”と記載します。

3.2.4.2.b.6 3.2.4.2.b.1 欄に記載する被配分会社等の当該対象会計年度に係る被配分当期対象租税額（令第155条の35第3項に規定する被配分当期対象租税額をいいます。以下(27)において同じです。）及び被配分繰延対象租税額（規則第38条の28第4項に規定する被配分繰延対象租税額をいいます。以下(27)において同じです。）とされる金額の合計額を3.2.4.2.b.3 欄に記載するものの区分に応じて記載します。

※ 3.2.4.2.b.3 欄の※2により2行に分けて記載する場合には、1行目には受動的所得に係る税の配分制限がないとした場合の配分額を、2行目には被配分当期対象租税額及び被配分繰延対象租税額とされる金額の合計額を記載します。

3.2.4.2.b.7 3.2.4.2.b.4 欄に記載する被配分会社等の当該対象会計年度に係る被配分当期対象租税額及び被配分繰延対象租税額とされる金額の合計額を3.2.4.2.b.3 欄に記載するものの区分に応じて記載します。

※ 3.2.4.2.b.3 欄の※2により2行に分けて記載する場合には、1行目には受動的所得に係る税の配分制限がないとした場合の配分額を、2行目には被配分当期対象租税額及び被配分繰延対象租税額とされる金額を記載します。

3.2.4.2.b.8 3.2.4.2.b.2 欄の金額に3.2.4.2.b.6 欄の金額を加算した金額から3.2.4.2.b.7 欄の金額を減算した金額を記載します。

(28) 表3.2.4.2.c 繰延対象租税額の計算に関する事項

この表には、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る令第155条の35第1項第2号に掲げる金額の計算に関する事項を、3.2.4.2.c.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.a.1 欄に“Yes”と記載する場合には、次によります。

イ 3.2.4.2.c.3.a 欄から3.2.4.2.c.3.p 欄まで（3.2.4.2.c.3.m 欄及び3.2.4.2.c.3.p 欄を除きます。）は、記載する必要はありません。

ロ 3.2.4.2.c.3.m 欄及び3.2.4.2.c.3.p 欄は、「加算」欄に記載することとなる金額から「減算」欄に記載することとなる金額を減算した金額を記載します。

※ 当該減算した金額が0を上回る場合には「加算」欄に、0を下回る場合にはその下回る額を「減算」欄に記載します。

※ 3.2.4.1.d.5 欄に“exception, wholly-owned”と記載する場合には、最終親会社等及び導管会社等（最終親会社等が持分の全部を直接又は他の導管会社等を通じて間接に有するものであって、当該最終親会社等の所在地国に所在するものに限りません。）については、この表を記載する必要はありません。

3.2.4.2.c.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.2.c.2 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る法人税等調整額を記載します。

3.2.4.2.c.3 これらの欄は、規則第38条の28第3項第1号イ及びロの規定の適用前の繰延税金資産又は繰延税金負債の金額を基礎として記載します。調整により繰延対象租税額が増加する場合には「加算」欄に、繰延対象租税額が減少する場合には「減算」欄に調整額をそれぞれ記載してください。

3.2.4.2.c.3.e その引下げ後の適用税率が15%を下回るため再計算国別国際最低課税額の計算の対象となることにより、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の減少

として取り扱われない繰延税金負債は、この欄の金額には含めず、3.2.4.2.c.3.k欄に記載します。

3.2.4.2.c.3.f 規則第38条の28第3項第1号りに規定する繰延税金資産とは異なり、この欄の繰延税金資産には特定繰延税金資産（同条第5項に規定する特定繰延税金資産をいいます。以下(28)において同じです。）を含めて記載します。

3.2.4.2.c.3.g 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る特定繰延税金資産に相当する金額を記載します。

3.2.4.2.c.3.k 当該対象会計年度に係る規則第38条の28第3項第1号チの規定によりないものとされる繰延税金負債のうち規則第38条の32第1項第1号（規則第38条の37第1項において準用する場合を含みます。）又は第38条の35第1項第1号（規則第38条の39第1項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を「加算」欄に記載します。

3.2.4.2.c.3.n 当該対象会計年度に係る令第155条の35第9項の規定により調整後対象租税額に含まないものとされる金額のうち同条第1項第2号に係る部分の金額を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.c.3.o 当該対象会計年度に係る令第155条の35第10項の規定により調整後対象租税額に含まないものとされる金額のうち同条第1項第2号に係る部分の金額を「減算」欄に記載します。

※ 「加算」欄は使用しません。

3.2.4.2.c.4 基準税率を下回る適用税率により算出された当該対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金資産（規則第38条の28第3項第1号ロの規定の適用を受ける繰延税金資産に限ります。）と当該繰延税金資産につき同号ロの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額との差額を記載します。調整により繰延対象租税額が増加する場合には「加算」欄に、繰延対象租税額が減少する場合には「減算」欄に調整額をそれぞれ記載してください。

3.2.4.2.c.5 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の合計額と当該繰延税金資産又は繰延税金負債につき規則第38条の28第3項第1号イの規定により基準税率により算出されたものとして計算した金額の合計額との差額を記載します。調整により繰延対象租税額が増加する場合には「加算」欄に、繰延対象租税額が減少する場合には「減算」欄に調整額をそれぞれ記載してください。

3.2.4.2.c.6 令第155条の35第1項第2号に掲げる金額から3.2.4.2.c.3.n欄の「減算」欄の金額及び3.2.4.2.c.3.o欄の「減算」欄の金額の合計額を減算した金額を記載します。

(29) 表3.2.4.3 構成会社等又は共同支配会社等ごとの特例の適用の選択に関する事項

3.2.4.3.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち3.2.4.3.2欄、3.2.4.3.3欄及び3.2.4.3.6欄に掲げる特例の適用を選択する又は取りやめるものの納税者番号を記載します。

3.2.4.3.5 3.2.4.3.1欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が3.2.4.3.3欄に掲げる規定の適用を受けることをやめた対象会計年度を記載します。なお、これらの各欄は、3.2.4.3.3欄に掲げる規定ごとに、その適用を受けることをやめようとする対象会計年度以後、5対象会計年度の間記載してください。

3.2.4.3.j.4 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等（導管会社等に該当する最終親会社等又は導管会社等に該当する共同支配親会社等に限ります。）が規則第38条の40第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けることとなった対象会計年度を記載します。なお、当該適用を受けることとなった対象会計年度は、当該サブグループに係る移行対象会計年度である必要があります。

3.2.4.3.k.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち、当該対象会計年度において令第155条の29第1項（資産等の時価評価課税が行われた場合の

個別計算所得等の金額の計算の特例) (同条第 2 項において準用する場合を含みます。以下(29)において同じです。)の規定の適用を受けるものの納税者番号を記載します。

3.2.4.3.k.2 令第 155 条の 29 第 1 項第 1 号イに規定する特定事実又は同項第 2 号イに規定する特定事実が生じた日の属する対象会計年度を記載します。

※ 令第 155 条の 29 第 1 項第 1 号イに規定する特定事実又は同項第 2 号イに規定する特定事実の生じた日の属する対象会計年度が複数ある場合には、その属する対象会計年度ごとに行を分けて記載します。

3.2.4.3.k.3 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを 3.2.4.3.k.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

イ 令第 155 条の 29 第 1 項第 1 号イ又は第 2 号イの規定の適用を受ける場合……(i)

ロ 令第 155 条の 29 第 1 項第 1 号ロ又は第 2 号ロの規定の適用を受ける場合……(ii)

(30) 表 3.2.4.4.a 国際海運業所得等の金額の計算に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において令第 155 条の 19 第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合を含みます。以下(30)において同じです。)の規定の適用を受けるものがある場合に、その適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。

3.2.4.4.a.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち、当該対象会計年度において令第 155 条の 19 第 1 項の規定の適用を受けるものの納税者番号を記載します。

3.2.4.4.a.2 3.2.4.4.a.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の行う国際海運業 (令第 155 条の 19 第 1 項に規定する国際海運業をいいます。以下(30)において同じです。)の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号イに掲げる事業……(a)

ロ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号ロに掲げる事業……(b)

ハ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号ハに掲げる事業……(c)

ニ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号ニに掲げる事業……(d)

ホ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号ホに掲げる事業……(e)

ヘ 令第 155 条の 19 第 1 項第 1 号ヘに掲げる事業……(f)

※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

3.2.4.4.a.3 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としている金額及び利益の額としている金額の合計額 (国際海運業に係るものに限ります。)を記載します。

3.2.4.4.a.4 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額としている金額及び損失の額としている金額の合計額 (国際海運業に係るものに限るものとし、規則第 38 条の 17 第 1 項第 1 号 (国際海運業所得)に定める金額を含みます。)を記載します。

3.2.4.4.a.6 3.2.4.4.a.1 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の行う付随的国際海運業 (令第 155 条の 19 第 1 項に規定する付随的国際海運業をいいます。以下(30)において同じです。)の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 令第 155 条の 19 第 1 項第 2 号イに掲げる事業……(a)

ロ 令第 155 条の 19 第 1 項第 2 号ロに掲げる事業……(b)

ハ 令第 155 条の 19 第 1 項第 2 号ハに掲げる事業……(c)

ニ 令第 155 条の 19 第 1 項第 2 号ニに掲げる事業……(d)

ホ 令第 155 条の 19 第 1 項第 2 号ホに掲げる事業……(e)

※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

3.2.4.4.a.7 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としている金額及び利益の額としている金額の合計額 (付随的国際海運業に係るものに限ります。)を記載します。

3.2.4.4.a.8 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額としている金額及び損失の額としている金額の合計額 (付随的国際海運業に係るものに限るものとし、規則第 38 条の 17 第 1 項第 2 号に定める金額を含みます。)を記載します。

3.2.4.4.a.10 当該対象会計年度に係る令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号に規定する財務省令で定める金額を記載します。

※ 上記の「令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号に規定する財務省令で定める金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額の計算において特定費用の額から除かれる規則第 38 条の 31 第 2 項（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）の規定により計算した国際海運業及び付随的国際海運業に係る金額です。

3.2.4.4.a.11 当該対象会計年度に係る令第 155 条の 38 第 1 項第 2 号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額を記載します。

※ 上記の「令第 155 条の 38 第 1 項第 2 号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額の計算において特定資産の額から除かれる規則第 38 条の 31 第 7 項の規定により計算した国際海運業及び付随的国際海運業に係る金額です。

3.2.4.4.a.12 3.2.4.2.a.3.f 欄の金額のうち令第 155 条の 19 第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含みます。以下(30)において同じです。）に規定する国際海運業所得等の金額及び同項に規定する付随的国際海運業所得等の金額（同項の規定により特例適用前個別計算所得等の金額等に加算される金額を除きます。）に係る部分の金額の合計額を記載します。

(31) 表 3.2.4.4.b 付随的国際海運業所得等の金額に係る所在地国ごとの限度額の計算に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において令第 155 条の 19 第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるものがある場合に記載します。

3.2.4.4.b.1 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の 3.2.4.4.a.5 欄の金額の合計額を記載します。

3.2.4.4.b.3 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の 3.2.4.4.a.9 欄の金額の合計額を記載します。

(32) 表 3.2.4.5 課税分配法（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の適用に係る事項（該当する場合）

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに当該対象会計年度において令第 155 条の 31 第 1 項（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第 6 項において準用する場合を含みます。以下(32)において同じです。）の規定の適用を受ける適用株主等（同条第 2 項第 1 号（同条第 6 項において準用する場合を含みます。）に規定する適用株主等をいいます。以下(32)において同じです。）がある場合に記載します。

3.2.4.5.1 当該サブグループに属する適用株主等である構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.5.2 3.2.4.5.1 欄に記載する適用株主等がその所有持分を直接又は他の構成会社等（各種投資会社等に限りません。）若しくは他の共同支配会社等（各種投資会社等に限りません。）を通じて間接に有する令第 155 条の 31 第 1 項の規定の適用を受ける対象各種投資会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.5.3 3.2.4.5.1 欄に記載する適用株主等の当該対象会計年度に係る令第 155 条の 31 第 2 項第 2 号（同条第 6 項において準用する場合を含みます。）に規定する特定配当金額を当該適用株主等ごとに記載します。

3.2.4.5.4 3.2.4.5.2 欄に記載する対象各種投資会社等の当該対象会計年度に係る令第 155 条の 31 第 2 項第 3 号（同条第 6 項において準用する場合を含みます。）に規定する特定対象租税金額を当該対象各種投資会社等ごとに記載します。

3.2.4.5.5 3.2.4.5.2 欄に記載する対象各種投資会社等が令第 155 条の 42 第 2 項第 1 号（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第 155 条の 45（無国籍構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）又は第 155 条の 49（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第 155 条の 52（無国籍共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する場合を含みます。）において準用する場合を含みます。）に規定する未分配所得額を有する場合には、3.2.4.5.1 欄に記載する適用株主等の当該対象会計年度の当該対象各種投資会社等に係る同項第 2 号（令第 155 条の 49 において

準用する場合を含みます。)に規定する適用割合を当該対象各種投資会社等ごとに記載します。

(33) 表 3.2.4.6 代用財務会計基準等に関する事項

この表は、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに 3.2.4.1.a.2 欄の金額の計算につき代用財務会計基準を用いるものがある場合又は当該サブグループに属する共同支配親会社等のうちに同欄の金額の計算につき当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る最終親会社等財務会計基準以外の最終親会社等財務会計基準を用いるものがある場合に記載します。

※ 例えば、当該サブグループについて表 2.2.1.3.a の各欄を代用財務会計基準に従って作成された個別財務諸表の金額に基づいて記載する場合には、この表を記載します。また、当該サブグループについて表 2.2.2 を記載する場合であっても、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに 3.2.4.1.a.2 欄の金額の計算につき代用財務会計基準を用いるものがあるときは、当該構成会社等又は共同支配会社等についてこの表を記載します。

3.2.4.6.1 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうち、代用財務会計基準を用いる構成会社等若しくは共同支配会社等又は最終親会社等に係る最終親会社等財務会計基準以外の最終親会社等財務会計基準を用いる共同支配親会社等の納税者番号を記載します。

3.2.4.6.2 3.2.4.1.a.2 欄の金額の計算に用いる代用財務会計基準又は最終親会社等財務会計基準の名称を記載します。

(34) 表 3.3.1 所在地国ごとの会社等別国際最低課税額の合計額の計算に関する事項

3.3.1.a 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をパーセント単位で記載します。

イ 当該サブグループが構成会社等（無国籍構成会社等を除きます。）から成る場合…
…当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(3)に掲げる割合

ロ 当該サブグループが共同支配会社等（無国籍共同支配会社等を除きます。）から成る場合…
…当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 4 項第 1 号イ(3)に掲げる割合

ハ 当該サブグループが無国籍構成会社等である場合…
…当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 4 号イ(2)に掲げる割合

ニ 当該サブグループが無国籍共同支配会社等である場合…
…当該無国籍共同支配会社等の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 4 項第 4 号イ(2)に掲げる割合

3.3.1.b 当該サブグループに係る 3.3.2.1.5 欄の金額を記載します。

3.3.1.c 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額の合計額から 3.3.1.b 欄の金額を控除した残額を記載します。

3.3.1.d 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。

イ 当該サブグループが構成会社等（無国籍構成会社等を除きます。）から成る場合…
…当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロに規定する再計算国別国際最低課税額及び同項第 3 号ハに掲げる金額の合計額

ロ 当該サブグループが共同支配会社等（無国籍共同支配会社等を除きます。）から成る場合…
…当該サブグループの当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 4 項第 1 号ロに規定する再計算国別国際最低課税額及び同項第 6 号ハに掲げる金額の合計額

ハ 当該サブグループが無国籍構成会社等である場合…
…当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 4 号ロに規定する再計算国際最低課税額及び同項第 6 号ハに掲げる金額の合計額

ニ 当該サブグループが無国籍共同支配会社等である場合…
…当該無国籍共同支配会社等の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 4 項第 4 号ロに規定する再計算国際最低課税額及び同項第 6 号ハに掲げる金額の合計額

3.3.1.e 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の合計額を記載します。

3.3.1.f) 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の合計額を記載します。

※ 会社等別国際最低課税額には、法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ハに規定する未分配所得国際最低課税額、同項第 4 号ハに規定する未分配所得国際最低課税額、同条第 4 項第 1 号ハに規定する未分配所得国際最低課税額又は同項第 4 号ハに規定する未分配所得国際最低課税額が含まれることに注意してください。

(35) 表 3.3.2.1 実質ベース所得除外額の合計額に関する事項

この表は、当該サブグループの当該対象会計年度に係る構成会社等に係るグループ国際最低課税額又は法第 82 条の 2 第 4 項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額の計算について、同条第 2 項第 1 号イ(1)又は第 4 項第 1 号イ(1)に掲げる金額から控除される同条第 2 項第 1 号イ(2)又は第 4 項第 1 号イ(2)に掲げる金額がある場合に記載します。

なお、この表の記載がない場合には、当該サブグループは、3.2.3.1.a.1.c 欄のレ印の有無にかかわらず、法第 82 条の 2 第 11 項（同条第 13 項において準用する場合を含みます。以下(35)において同じです。）の規定の適用を受けようとするものとみなされることに注意してください。

※ 1 上記の「同条第 2 項第 1 号イ(2)又は第 4 項第 1 号イ(2)に掲げる金額」とは、いわゆる実質ベース所得除外額のことです。また、「法第 82 条の 2 第 11 項（…）の規定」とは、いわゆる実質ベース所得除外額を 0 とする特例規定のことです。

※ 2 無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等については、法第 82 条の 2 第 1 項に規定するグループ国際最低課税額の計算上、個別計算所得金額から実質ベース所得除外額を控除することはできません。当該サブグループが無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等である場合には、この表を記載しないことに注意してください。

3.3.2.1.1) 当該サブグループに属する全ての構成会社等（最終親会社等以外の導管会社等を除きます。）又は全ての共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除きます。）の特定費用の額（令第 155 条の 38 第 1 項第 1 号に規定する特定費用の額をいうものとし、同条第 2 項から第 4 項まで（これらの規定を令第 155 条の 46（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する場合を含みます。以下(35)において同じです。）の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とします。）の合計額を記載します。

3.3.2.1.2) 次に掲げる対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を記載します。

- イ 令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……9.8%
- ロ 令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……9.6%
- ハ 令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……9.4%
- ニ 令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……9.2%
- ホ 令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……9.0%
- へ 令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……8.2%
- ト 令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.4%
- チ 令和 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……6.6%
- リ 令和 14 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……5.8%
- ヌ 令和 15 年 1 月 1 日以後に開始する対象会計年度……5%

3.3.2.1.3) 当該サブグループに属する全ての構成会社等（最終親会社等以外の導管会社等を除きます。）又は全ての共同支配会社等（共同支配親会社等以外の導管会社等を除きます。）の特定資産の額（令第 155 条の 38 第 1 項第 2 号に規定する特定資産の額をいうものとし、同条第 2 項から第 4 項までの規定の適用がある場合にはその適用後の金額とします。）の合計額を記載します。

3.3.2.1.4) 次に掲げる対象会計年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を記載します。

- イ 令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.8%
- ロ 令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.6%
- ハ 令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.4%
- ニ 令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.2%
- ホ 令和 10 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……7.0%

- ヘ 令和 11 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……6.6%
- ト 令和 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……6.2%
- チ 令和 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……5.8%
- リ 令和 14 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に開始する対象会計年度……5.4%
- ヌ 令和 15 年 1 月 1 日以後に開始する対象会計年度……5%

(36) 表 3.3.2.2 実質ベース所得除外額の恒久的施設等への配分に関する事項

この表は、当該サブグループにつき表 3.3.2.1 を記載した場合において、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに主たる会社等に該当するものがあるときに記載します。

3.3.2.2.1 当該サブグループに属する全ての主たる会社等の当該対象会計年度に係る特定費用の額の合計額を記載します。

※ この欄に記載する特定費用の額は、恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前の金額であることに注意してください。

3.3.2.2.2 当該サブグループに属する全ての主たる会社等の当該対象会計年度に係る特定資産の額の合計額を記載します。

※ この欄に記載する特定資産の額は、恒久的施設等及び導管会社等に関する配分前の金額であることに注意してください。

3.3.2.2.3 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等の所在地国の名称を記載します。

※ 当該恒久的施設等の所在地国がない場合には“Stateless”と記載します。

3.3.2.2.4 3.3.2.2.1 欄の金額のうち、3.3.2.2.3 欄に記載する所在地国を所在地国とする恒久的施設等（当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等に限り、）に対して配分される特定費用の額の合計額を当該所在地国ごとに記載します。

※ 令第 155 条の 16 第 13 項又は規則第 38 条の 31 第 9 項（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）（規則第 38 条の 36 第 3 項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の額から控除する金額）において準用する場合を含みます。以下(36)において同じです。）において準用する令第 155 条の 38 第 3 項の規定の適用がある場合には、配分する特定費用の額につき所要の調整が必要となることに注意してください。

3.3.2.2.5 3.3.2.2.2 欄に記載する金額のうち、3.3.2.2.3 欄に記載する所在地国を所在地国とする恒久的施設等（当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等に係る恒久的施設等に限り、）に対して配分される特定資産の額の合計額を当該所在地国ごとに記載します。

※ 令第 155 条の 16 第 13 項又は規則第 38 条の 31 第 9 項において準用する令第 155 条の 38 第 3 項の規定の適用がある場合には、配分する特定資産の額につき所要の調整が必要となることに注意してください。

(37) 表 3.3.2.3 導管会社等の実質ベース所得除外額の配分に関する事項

この表は、当該サブグループにつき表 3.3.2.1 を記載した場合において、当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等のうちに令第 155 条の 16 第 14 項第 1 号又は第 155 条の 32 第 1 項の規定の適用を受けるものがあるときに記載します。

3.3.2.3.1 当該サブグループに属する全ての導管会社等の当該対象会計年度に係る特定費用の額の合計額を記載します。

※ この欄に記載する特定費用の額は、恒久的施設等への配分後の金額であることに注意してください。

3.3.2.3.2 当該サブグループに属する全ての導管会社等の当該対象会計年度に係る特定資産の額の合計額を記載します。

※ この欄に記載する特定資産の額は、恒久的施設等への配分後の金額であることに注意してください。

3.3.2.3.3 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。

イ 当該サブグループに属する導管会社等が令第 155 条の 16 第 14 項の規定の適用を受ける場合……当該導管会社等に係る被分配会社等（同項に規定する被分配会社等

- をいいます。以下(37)において同じです。)である構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の名称(当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国がない場合には、“Stateless”)
- ロ 当該サブグループに属する導管会社等が令第155条の32第1項の規定の適用を受ける場合……UPE
- ハ 3.3.2.3.1欄の金額及び3.3.2.3.2欄の金額の合計額から3.3.2.3.4イ又はロに定める金額と3.3.2.3.5イ又はロに定める金額とを合計した金額を控除した残額がある場合……Not applicable
- 3.3.2.3.4 3.3.2.3.3欄に記載するものの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
- イ 所在地国の名称又は“Stateless”……3.3.2.3.1欄の金額のうち当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に配分される特定費用の額の合計額
- ロ “UPE”……令第155条の38第3項の規定の適用を受ける最終親会社等の当該対象会計年度に係る同項の規定の適用後の同条第1項第1号の特定費用の額の合計額
- ハ “Not applicable”……3.3.2.3.1欄の金額からイ又はロに定める金額を控除した残額
- 3.3.2.3.5 3.3.2.3.3欄に記載するものの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
- イ 所在地国の名称又は“Stateless”……3.3.2.3.2欄の金額のうち当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に配分される特定資産の額の合計額
- ロ “UPE”……令第155条の38第3項の規定の適用を受ける最終親会社等の当該対象会計年度に係る同項の規定の適用後の同条第1項第2号の特定資産の額の合計額
- ハ “Not applicable”……3.3.2.3.2欄の金額からイ又はロに定める金額を控除した残額
- (38) 表3.3.3.1 再計算国別国際最低課税額等に関する事項
- この表は、当該サブグループが次に掲げる場合に該当する場合に記載します。
- イ 当該サブグループが当該対象会計年度において令第155条の41第1項(不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例)(令第155条の48第2項において準用する場合を含みます。)又は第155条の44第4項(令第155条の51第2項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合
- ロ 当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第1項第3号(令第155条の48第1項において準用する場合を含みます。)又は第155条の44第1項第3号(令第155条の51第1項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額を有する場合
- ハ 当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第1項第1号若しくは第4号(これらの規定を令第155条の48第1項において準用する場合を含みます。)又は第155条の44第1項第1号若しくは第4号(これらの規定を令第155条の51第1項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額を有する場合
- ニ 当該サブグループが当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第155条の40第1項第2号(令第155条の48第1項において準用する場合を含みます。)又は第155条の44第1項第2号(令第155条の51第1項において準用する場合を含みます。)に掲げる金額を有する場合
- ホ 当該サブグループが当該対象会計年度において規則第38条の41第3項(同条第8項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合
- ヘ 当該サブグループが当該対象会計年度において我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定におけるモデルルール第7.3.7条に相当する規定の適用を受ける場合
- 3.3.3.1.1 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものを記載します。
- イ (38)イに掲げる場合……3.2.6
- ロ (38)ロに掲げる場合……4.4.4
- ハ (38)ハに掲げる場合……4.6.1
- ニ (38)ニに掲げる場合……4.6.4

ホ (38)ホに掲げる場合……7.3.5

へ (38)へに掲げる場合……7.3.7

※ 複数の区分に該当する場合には、該当するものを全て記載します。

3.3.3.1.2 令第155条の36第1項第1号イ(2)に規定する対象会計年度別再計算課税額又は同項第7号イ(2)に規定する対象会計年度別再計算課税額がある過去対象会計年度を記載します。

3.3.3.1.4.a～3.3.3.1.9.a これらの欄の記載に当たっては、当該対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものにおいて既に3.3.3.1.2欄に記載する過去対象会計年度に係る3.3.3.1.4.b欄から3.3.3.1.9.b欄までに記載された金額がある場合には、これらの各欄に記載された金額（当該金額が複数ある場合には、これらの金額のうち最も新しいもの）をそれぞれ記載することに注意してください。

(39) 表3.3.3.2 永久差異調整に係る国別国際最低課税額の計算に関する事項

この表は、当該サブグループに係る法第82条の2第2項第1号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額若しくは同条第4項第1号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は無国籍構成会社等若しくは無国籍共同支配会社等に係る個別計算所得金額がない場合に記載します。

※ この表は、法第82条の2第12項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合（すなわち、永久差異調整に係る国別国際最低課税額に係る特例又は永久差異調整に係る国際最低課税額に係る特例を適用する場合）であっても記載する必要があります。

3.3.3.2.2 当該サブグループに属する全ての構成会社等又は全ての共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額から個別計算所得金額の合計額を控除した残額を記載します。

(40) 表3.3.4 自国内最低課税額に係る税に関する事項

3.3.4.1 当該サブグループの当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の計算において、最終親会社等の連結等財務諸表の作成に用いる会計処理の基準と異なる令第155条の54第2項第1号（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）に規定する所在地国等財務会計基準を用いている場合には当該所在地国等財務会計基準の名称を記載します。

3.3.4.2 当該サブグループに属する構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る自国内最低課税額に係る税の合計額を記載します。

※ この欄に記載する金額は、1.2.2.3欄に記載する通貨により記載します。

3.3.4.3 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税に関する法令の規定における基準税率に相当する税率が基準税率を超える場合に、その相当する税率を記載します。

3.3.4.4 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、国別実効税率等に相当する割合を計算する場合のその計算の単位が当該サブグループと異なる場合に、自国内最低課税額に係る税の計算における当該異なる計算の単位を記載します。

3.3.4.5 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨と異なる通貨を用いている場合には、その異なる通貨を記載します。

3.3.4.6 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算における連結等財務諸表表示通貨の選択の特例の適用に関する事項を記載します。

3.3.4.7 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、法第82条の2第2項第1号イ(2)又は第4項第1号イ(2)に掲げる金額に相当する金額の控除が認められている場合には“Yes”と、そうでない場合には“No”と記載します。

3.3.4.8 当該サブグループの自国内最低課税額に係る税の計算において、法第82条の2第7項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の規定に相当する規定が適用可能である場合には“Yes”と、そうでない場合には“No”と記載します。

(41) 表3.4.1 所在地国ごとの国際最低課税額の計算に関する事項

この表は、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に限りません。）が 3.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされている場合に、3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。ただし、次に掲げる場合には、構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載する必要はありません。

イ 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額の全部について、一の構成会社等（最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に限りません。）に対してのみ当該構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等が課される場合

ロ 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる全ての構成会社等（最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等に限りません。）について、法第 82 条の 2 第 1 項第 1 号イ若しくはロ若しくは第 2 号イからニまで若しくは第 3 号イ若しくはロ若しくは第 4 号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗すべき割合又はこれに相当する割合が等しい場合

3.4.1.1.a 3.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等のうち、会社等別国際最低課税額がある構成会社等又は共同支配会社等の納税者番号を記載します。

3.4.1.1.b 次に依ります。

イ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第 4 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がある場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る個別計算所得金額を記載します。

ロ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第 4 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がない場合（令第 155 条の 40 第 2 項第 1 号イ（令第 155 条の 48 において準用する場合を含みます。以下ロにおいて同じです。）に規定する再計算個別計算所得金額がある場合に限りません。）には、過去対象会計年度の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る再計算個別計算所得金額を記載します。

ハ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループを除きます。）の当該対象会計年度に係る法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額又は同条第 4 項第 1 号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額がなく、かつ、当該対象会計年度に係る同条第 2 項第 1 号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額又は同条第 4 項第 1 号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額が 0 を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同条第 2 項第 3 号ハに規定する特定国別調整後対象租税額又は同条第 4 項第 3 号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る調整後対象租税額（0 を下回るものに限りません。）が当該対象会計年度に係る令第 155 条の 36 第 1 項第 3 号ハ(2)に規定する特定調整後対象租税額を下回る部分の金額を記載します。

ニ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限りません。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がある場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る個別計算所得金額を記載します。

ホ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がない場合（令第155条の44第3項（令第155条の51第1項において準用する場合を含みます。以下ホにおいて同じです。）に規定する再計算個別所得金額がある場合に限り。）には、過去対象会計年度の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る令第155条の44第3項に規定する再計算個別計算所得金額を記載します。

ヘ 3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等が属するサブグループ（無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等であるサブグループに限ります。）の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額がない場合で、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が0を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る法第82条の2第2項第6号ハに規定する特定調整後対象租税額を超える場合には、当該調整後対象租税額が当該特定調整後対象租税額を下回る部分の金額を記載します。

ト 3.4.1.1.c 欄において、未分配所得国際最低課税額等（法第82条の2第2項第1号ハに規定する未分配所得国際最低課税額、同項第4号ハに規定する未分配所得国際最低課税額、同条第4項第1号ハに規定する未分配所得国際最低課税額又は同項第4号ハに規定する未分配所得国際最低課税額をいいます。以下(41)において同じです。）を記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。

※ 複数の区分に該当する場合には、それぞれ別に記載します。

3.4.1.1.c 3.4.1.1.b 欄に複数の金額を記載する場合及びこの欄に未分配所得国際最低課税額等を記載する場合には、それぞれ別に記載します。この場合においては、3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等に係るこの欄に記載する金額の合計額が、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額と一致します。

※ この欄に掲げられている数式は、例えば法第82条の2第2項第1号ハに規定する未分配所得国際最低課税額がある場合のように、この欄に記載する金額がこの数式の計算結果のとおりとならない場合があることに注意してください。

3.4.1.2.a 3.4.1.1.c 欄の金額を計算の基礎とする各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等を課することとされる最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等の納税者番号を記載します。

3.4.1.2.b 3.4.1.2.a 欄に記載する会社等の所在地国を当該会社等ごとに記載します。

※ モデルルール第10.3.5条に相当する規定の適用がある場合には、当該会社等に対して各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとする国又は地域の名称を記載します。

3.4.1.2.d 3.4.1.2.a 欄に記載する会社等の3.4.1.1.a 欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等に係る法第82条の2第1項第1号イ若しくはロ若しくは第2号イからニまで又は第3号イ若しくはロ若しくは第4号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乗すべき割合を記載します。

※ この欄に掲げられている数式は、例えば3.4.1.1.b 欄に過去対象会計年度に係る再計算個別計算所得金額を記載する場合のように、この欄に記載する割合がこの数式の計算結果のとおりとならない場合があることに注意してください。

(42) 表3.4.2 国別グループ国際最低課税残余額に関する事項

この表は、3.1.1 欄に記載する所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとする国又は地域がある場合に記載します。

3.4.2.1 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等のうち、当該対象会計年度に係る会社等別国際最低課税額等（令和8年新法人税法第82条の11第2項第1号に規定する会社等別国際最低課税額等をいいます。以下(42)において同じです。）に相当する金額があるもの（当該構成会社等につき令和8年新法人税法第82条の11第2項第1号イ若しくはロに掲げる場合又は当該共同支配会社等につき同項第2号イ及びロの合計額が当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額を超える場合における当該構成会社等又は共同支配会社等を除きます。）の納税者番号を記載します。

ただし、当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に相当する金額について令和8年新法人税法第82条の11第2項第1号又は第2号に定める金額に相当する金額がない場合には“all”と記載します。

3.4.2.2 3.4.2.1欄に記載する構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に相当する金額から当該構成会社等又は共同支配会社等に係る令和8年新法人税法第82条の11第2項第1号又は第2号に定める金額に相当する金額を控除した金額を当該構成会社等又は共同支配会社等ごとに記載します。ただし、3.4.2.1欄に“all”と記載する場合には、この欄に記載する必要はありません。

3.4.2.3 当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の3.4.2.2欄に記載する金額の合計額を記載します。ただし、3.4.2.2欄に記載しない場合には、当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等の合計額を記載します。

(43) 表3.4.3 グループ国際最低課税残余額の配分に関する事項

この表は、3.4.2.3欄又は当該対象会計年度の直前の対象会計年度の特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものの3.4.3.8欄に金額の記載がある場合に記載します。

3.4.3.1 当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国のうち、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとしている国又は地域の名称を記載します。

3.4.3.2 当該対象会計年度の直前の対象会計年度の特定多国籍企業グループ等報告事項等又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供されたこれに相当するものの3.4.3.1欄に記載する国又は地域に係る3.4.3.8欄に記載された金額を当該国又は地域ごとに記載します。

3.4.3.3 3.4.3.1欄に記載する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数（令和8年新法人税法施行令第155条の59第1項第1号に規定する従業員等の数をいいます。）に相当する数の合計数を当該国又は地域ごとに記載します。ただし、当該国又は地域につき3.4.3.2欄に金額を記載する場合（3.4.3.1欄に記載する全ての国又は地域について3.4.3.2欄に金額を記載する場合を除きます。以下(43)において同じです。）には、当該国又は地域についてはこの欄に記載しません。

3.4.3.4 3.4.3.1欄に記載する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額に相当する金額の合計額を当該所在地国ごとに記載します。ただし、当該所在地国につき3.4.3.2欄に金額を記載する場合には、当該所在地国についてはこの欄に記載しません。

3.4.3.5 3.4.3.1欄に記載する国又は地域ごとに令和8年新法人税法第82条の11第2項に規定する合計した割合に相当する割合をパーセント単位で記載します。ただし、当該国又は地域につき3.4.3.2欄に金額を記載する場合には、この欄に記載する割合は0となります。

3.4.3.6 3.4.2.3欄の金額の合計額に3.4.3.1欄に記載する国又は地域ごとに3.4.3.5欄に記載する割合を乗じて計算した金額を当該国又は地域ごとに記載します。

3.4.3.7 3.4.3.2欄及び3.4.3.6欄に記載する金額の合計額のうち、3.4.3.1欄に記載する国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が当該対象会計年度において負担する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税の合計額を当該国又は地域ごとに記載します。

3.4.3.8 3.4.3.6欄の金額から3.4.3.7欄の金額を控除した残額を3.4.3.1欄に記載する国又は地域ごとに記載します。ただし、当該国又は地域につき3.4.3.2欄に金額を記載する場合には、3.4.3.2欄の金額から3.4.3.7欄の金額を控除した残額を3.4.3.1欄に記載する国又は地域ごとに記載します。

(その他の留意事項)

特定多国籍企業グループ等報告事項等は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用してCSVファイル又はXMLファイルにより提供する必要があります。